

令和元年第3回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和元年9月12日 午前9時 （6名／8名中）

（2日目）令和元年9月13日 午前9時 （2名／8名中）

順番	質問者	質問方式	質問内容
1	森田 勉	一問一答	①森林環境譲与税(仮称)、森と緑の県民税について (町長、関係課長) ②耕作放棄地の発生防止について (町長、担当課長)
2	山際 照男	一問一答	①高齢者施策について (町長、担当課長)
3	坂井 信久	一問一答	①多気農業振興地域計画及び関連案件について (農林商工課長、関係課長)
4	前川 勝	一問一答	①同一労働同一賃金導入について (町長、担当課長) ②各小中学校通学路危険箇所対策について (教育長、担当課長)
5	木戸口 勉幸	一問一答	①クリスタル工業団地へ水耕野菜工場を誘致する 考えを問う (町長、担当課長) ②今後ますます増える高齢者のごみ出し困難者の 支援について (町長、担当課長)
6	松浦 慶子	一問一答	①女性特有のがん検診等について (担当課長) ②風しんの追加的対策について (担当課長) ③M i e L i pの取り組みについて (担当課長)
7	田牧 正義	一問一答	①分権改革と住民参加の促進への取り組みにつ いて (町長、副町長) ②多気東部土地開発公社について (町長、副町長)
8	松木 豊年	一問一答	①L G B Tも安心して住めるまちづくりについて (町長、教育長、担当課長) ②多気町の管理職の女性の割合を高める努力につ いて (町長) ③これからの図書館のありかたについて (町長、教育長、担当課長) ④安全・安心の道整備について (町長、担当課長)

(9月12日9時00分)

(10番 森田 勉 議員)

○議長（吉田 勝） 1番目の質問者、森田勉君の質問に入ります。

10番、森田勉君。

○10番（森田 勉） 改めまして、おはようございます。

まず最初に今回の災害で全国各地で被災を遭われました各地の皆さんにお見舞い申し上げます。

それで、1つ今からスタートするわけなんですけども、今日は最初で最後の1番くじを引いたということで、すがすがしい朝を迎えさせていただきました。またちょっと緊張のある朝でございました。本当に、前回も1番でしたけども、前回の1番とはまた異なった1番で、今日はございますので、1つよろしくお願いいたします。

まず私が通告書を出してから行政の動きがものすごく俊敏になっとなって、質問に対しての対策等が速やかに1点2点行われたことに私は感謝いたします。もっと早く出ていればまた違う質問もできたかなと、内心は思っとるんですけども、まあそれはそれで、行政のスピード感があるってということで、関心しとる次第でございます。

それでは始めさせていただきます。

議長の許可をいただきましたので、森林環境譲与税と森と緑の県民税について、耕作放棄地の発生防止について、一問一答で2項目質問させていただきます。特に森林環境譲与税については、町民の皆さんに理解していただける回答を望んでいます。

それでは、森林環境譲与税から始めさせていただきます。

森林環境譲与税は、定められた用途のとおり、毎年度計画的に施行されることを政府は想定しています。多気町は、単年度の譲与額が少なく、複数年度にまとめて施行したほうが効果的である事は明確です。現実において、意向調査の遅れから基金を創設し、年度をまたぎ用途を明確にし、これに対応していくということで、政府からの指示どおり条例文を引用し多気町森林環境譲与税基

金を創設し、ひとまずスタートをしました。

主旨は、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自ら管理を行う新たな制度を創設することとされています。昨年度から新年度に入れば取り組み開始となっているところは、行政の方も十二分に理解し、業務の準備、方向性はできていると判断しているところですが、また当町では平成26年度から森と緑の県民税を事業として導入しています。

以上のことを踏まえ質問に入ります。

森林環境譲与税と森と緑の県民税、事業の違いを明確にすべきと思いますが、本来の目的を伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、本年4月に施行された森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源に充当するために創設されたものでございます。

比較して、森と緑の県民税は「災害に強い森林づくり」と、「県民全体で森林を支える社会づくり」に必要な経費に活用することとなっております。三重県のほうではですね、本年2月に公表した「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」の中で「目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用する」としております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 譲与税と森と緑の県民税による事業内容は、似たような事業があると思っておりますが、法令によって定められた用途が適切に使用されているのかなどの観点から、事業が終了後、事業評価検証や用途による会計検

査の対象になるのか伺います。事業が終わった時点で、会計検査が対象になるのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 譲与税の事業につきましてはですね、基本的に町の事業ということで、会計検査の直接対象になるというふうには考えておりませんが、ただし、国の機関のですね、調査対象にはなるというふうには考えております。ただし、それがどこの対象になるかって今現在ではここではちょっとお答えはできませんが。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

環境整備の中で、事業範囲を決めれば、譲与税と森と緑の県民税の用途が同じ目的で可能になるのではと思います。事業金額も拡大され、良い環境整備ができるのではと思っています。そのような考えはありませんか。お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先ほど申し上げました「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」の中でですね、森林環境譲与税につきましては、林業経営に適さない公的な森林の整備、それから、森林整備を担う人づくり、これは主に県の事業でございますが。それと公共建築物の木質化という3つの目標を掲げております。

比較しまして、森と緑の県民税につきましては、「災害に強い森林づくり」、事業といたしましては、災害緩衝林整備事業や治山ダムの異常堆積流木と土砂撤去、それから人家裏の危険木の除去などですね。それから2番目としまして「森を育む人づくり」、これについては森づくりにの活動を行うボランティア

の育成等でございます。それと3つ目といたしまして、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、森林環境教育、木育の実施、学びの場の環境づくり等が対象となっておりますというふうに考えております。

森林環境譲与税につきましてはですね、国のほうははっきりとこれに使いなさいということではなくて、市町村の判断でっていうところはあるんですが、ただしこの前段としてですね、新たな森林経営管理法がございます。こちらのほうに基づいて事業を進めるっていうのが本来の趣旨であるというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。別事業でだいたい運営していくということですね。重なる部分もあるということで。その辺は市町で対応していくと。よろしいですか。

それで、先日協議会で追加報告としてお聞きしました、説明にインター周りからの環境整備を行うと説明がありました。丹生から五桂まで。行政独断で決めておられるのか、何らかの目的があるのではとっております。全協の報告会ですね、いつの間にかもう実行に変わるとという傾向が、僕はこの1年で多々感じたわけなんですけども、報告したらそれで終わりやとそういうふうな感じで、捉えとるんですけども、一部の地域の意向調査が終わっているような書き方をされていまして。そのような傾向はあったんですか。丹生から前村、五佐奈、色太の字名が書いてありましたんで、あれは当然意向調査がないと僕は書けないと思うんで。その辺の意向調査を区長さんが森林の持ってみえる方とお話されたんかどうか。それから得意のたたき台としてスタートしたんか。それはどちらでも構いませんが、意向調査がまず全てなんで、その辺はどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先日、全員協議会のほうでですね、ご提案をさせていただいた部分につきましてはですね、特に先ほど言いましたような集落の話につきましては、こちらのほうで選定をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

なぜかと申しますと、インター周辺の集落につきましてはですね、特にアクアイグニスの関係もございませう。優先して森林の整備を進めていくべき場所ではあるのではないかとというようなこととですね、あとほかの山林がたくさんある集落につきましては、何かしらのほかの事業で森林整備のほうをですね、ある程度かかっている部分もございませう。そういうことを勘案して先ほど言わせていただいたような内容になったわけもございませう。

意向調査につきましてはですね、まずは、する集落等を優先して決めて、こちらのほうで意向調査を実際行っていくというような段取りでいきたいというふうにも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） それではこのまま継続質問します。

ほとんどの住民が事業内容がわからないのでは、と思っています。まず私も理解すんのに非常に時間かかるとるんで。一般の住民の方は、環境譲与税何やろ、どんなことすんのかと、それからスタートですよね。それで行政の方は当然熟知されとると僕は判断しております。やっぱりその辺の説明をする必要ありと思いますが、まず行政の仕事として、私はサービス業と思っております。企業体質ならコストや業務改善を考え行動、こういうたたき台から先にスタートしていくわけなんですけども、役所の基本は住民との対話だと僕は常々いつも思っとるわけなんですけども。たたき台はつくっておいていいが、出してはいけないと私は思っております。課長も役場に入るときは、面接で、何で役場へ入ったかと動機を聞かれたと思います。多気町を良くしたいとか、いろいろこれからも新しい面接が始まりますけども、必ず皆そういう考えで私

は動機をお話されたと思うんですけども。その気持ちを重んじ、何事にも対応していただきたいなと思っております。何も対応しとらんとは言ってませんよ。一生懸命やっておられるんですけども、飛び超えたところがあるなと思っております。住民との対話が大事ではないかなと。足を運んでいただきたいということを常々申したいと思っております。

今後どのような住民説明をしていけばよいのかと、どのような住民説明ですよ、意向調査を進めて、次の質問にもあるんですけど、関連質問であるんですけども、どのようにしたらよい方向で進めるかという課長のこれは法律では答えられんですけども、課長の考えをちょっとずばり言ってください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 議員おっしゃられたとおりですね、確かに広報不足の部分はあると思います。国のほうでいろいろですね、機会をみて情報発信はしていただいておりますが、ただ一般の住民の方がですね、それを理解していただいとるのかというと、非常に難しい部分があるのではないかと。

ただし、その部分につきましてはですね、まずは自治会長さん、区長さんですね、にまずご理解をいただいて。なぜか申しますと、どうしても山林、所有者っていうとですね、今想定しておる規模がだいたい30町～50町、30ヘクタール～50ヘクタールぐらいのところを一度にかかろうかというようなことで考えておりますが、どうしても自治会のほうが中心になって、取りまとめ等を行っていただくということが必要になってくると考えております。説明会もそういう単位でさせていただく必要があるのではないかとというふうに考えております。そういうこともありますので、まずは自治会長さんのほうにですね、通知等を出させていただいたところでございます。

今後ですね、一度そういうご要望の強い集落にお邪魔をさせていただき、その上で事業をある程度示させていただいて、その上で、また広報活動も並行して行っていくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思

ます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。熱意を持って対応してください。

続いて質問します。

幹線道路際の山崩れや、山合いの谷べりの流木は、森と緑の県民税で可能となっています。今年度は、予算にもありましたけども、791万円。地域の状況や森林関係の方から意見収集を行って事業が進められるとっております。当初予算時、説明があったと思いますが、課長のお話なんですけども、森と緑の県民税では、学校の資材が5年経って全部終わったということで、今後そういうふうな目的で使用する事は、100%ではないけど、まずないだろうというお話をいただきました。それでですね、本年度の森と緑の県民税の用途について、計画等お聞きすると同時に、使用目的は何か、どのように把握し、工事を進めていくのかをお聞きします。791万円の使用目的とどのように工事を進めていくか。まだ計画段階なら結構なんですよ。よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 森と緑の県民税につきましてはですね、議員おっしゃられたとおり、昨年度で5年間の第1期分が終わりました、言われたとおりですね、小学校の机椅子の購入に充てさせていただいたところでございます。

今年からですね、引き続き、森を育む人づくり事業、それから森と人をつなぐ学びの場づくり事業のほうでの活用を考えております。

小学校、中学校、それから福祉施設、特に子育て施設ですね、等での木製備品の購入、それから施設等の改修等に運用をしていく、活用していくということを考えておりますので、よろしくをお願いします。

あと、前年度までの5年間でもありましたが、その事業に加えてですね、もし災害等でそういう山であった場合はですね、そちらのほうにも活用を考えて

いくと。それと、県との連携事業、連携枠っていうのがございます。そちらのほうは、災害に強い森林づくりに有効的に活用してきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 資材を多少買うようなちょっと発言があったんですけども、ほかにも捻出できる交付事業があると思いますが、この資材に関しては。この資材ですね。

教育長そなん、教育課ではそんいうのはありませんのかな、教育長。これは課長に頼めばこうすぐ、森を育む事業の中ですっと入るんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

今年度につきましては、学校のテーブル等、特に小学校で使う図工室の机等につきまして、昨年度からお話のほうさせていただいております、先ほどの答弁の中にも学校で使える物、あるいは小学校、中学校、あるいは福祉施設で使える物等の回答があったわけですが、その中身につきましては、校長会等でいろいろ意見を出し合いながら、また教育課として学校を訪問させていただいた折に、教育委員さんとともに、何がこの学校で必要になるかっていうあたりのことも見定めさせていただいて、最終的に課と課の協議をさせていただいているというふうなことでございます。ということで、今現在は、子供たちが毎日授業で使うテーブル等がどうかというふうなことで、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ということは、教育課では事業としてはないということでは

すね。そう捉えてよろしいんですか。テーブルとかいろいろ相談されて買うようなお話あったんですけど。要は、どこから金を出すかっていうことをお聞きしたいんですけども。教育課の中でそういう事業があるかどうかということを知りたいんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 今現在はですね、その子供たちの役に立つものっていうことで担当課で相談をしながら、その部分が今一番必要とされていると。かなり古くなっておりますので。そこを要望させていただいているところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ちょっと食い違ったようなことも、ちょっと感じとれるんですけど、この辺で切り上げさせていただきます。また後日お話ししたいと思っております。

②の質問に入ります。

新たな森林・林業再生プラン、どのようなことを想定してスケジュールを立てているのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 新たな森林管理制度の中のことでありますが、まずはですね、森林所有者に対する意向調査から入りまして、経営管理権の取得をして、林業経営者による経営管理実施権に基づく施業ですね、それから市町による森林経営管理事業による施業までが一連の流れとなっております。町ではですね、1カ所当たりだいたい2年から3年ほどをかけてですね、事業実施期間というふうには考えております。

ただし、これにつきましては、あくまで施業するまででございます、市町

の管理期間といたしましては、20年以上をだいたいめどに考えていきたいというふうには考えております。先ほどから申し上げているとおりですね、できたら自治会に積極的にご協力をいただけるところに入っていきたくと。森林所有者が少数で比較的施業のしやすい場所ということで想定をしてはおります。森林所有者の確定やですね、それから協力の協議に時間のかかるところについてはですね、この事業の実施期間が延びていく可能性がございますので、まずは、そういうところをですね、自治会等と協議の上で決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 大まかな法による筋の回答となっておりますが、これからと受け取りました。

専門的な能力を持った森林・林業担当職員がいない技術が不足している観点から、最終的には外部人材の活用、外部委託を余儀されなくなってくると私は判断しております。基本の計画は、担当課で行うということによろしいですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） そこら辺はですね、その町の職員で対応するのは非常に限界があるというふうに考えております。そのためにですね、県のほうが支援センターっていうのを今年度から設けております。例えば意向調査であったりとか、それから施業に関して発注の仕方であったりとかですね、そういうことについては、県のほうと相談ができる体制ができております。県のほうではですね、各地域で担当を決めて対応すると、積極的に対応するということがございますので、協議を進めてですね、まずは場所を確定して、その上で意向調査等をさせていただく。

それから、あとの例えば測量とか、それから境界確定であるとか、そういうことについては、委託をしていきたくと。これについては、林業の施業をされ

る業者さん等をお願いをしたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 優秀な部下たくさんおりますので、私も期待しております。

次の質問に入ります。

先ほども言いましたが、意向調査についてお聞きします。

市町村の積極的な取り組みを促すため、30年度から森林整備地域活動支援交付金で、意向調査が対応できるようになってはいますが、我が町は進められない要因があり手つかずとなっているのではと思っています。今後の運営方法といつまでにどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 議員がおっしゃられたその森林整備地域活動支援交付金事業につきましてはですね、将来の森林施業のための森林経営計画作成や境界の明確化事業を中心に、今までも行っております。

ただし、30年度につきましてはですね、31年度、元年度ですね、から始まるですね、森林管理制度のためですね、意向調査にも活用可能であったということであったと思います。

まずはですね、取り組む集落と山林の選定を行います。森林所有者を特定をして、説明会、それから意向調査、合意形成までというような流れを、できればこの元年度中に行いたいというふうに考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

先日の区長文書の中で、意向調査に似た文章があり、見せていただきました。早々に対応していただき、ありがたく思っておりますけども、住民の受け取り方の相違があり、私のほうへ何通かの電話の相談がありました。

まず、私のデータですけども、林野庁と政府からいただいた資料に基づいて、判断させていただきました。1つ目に、事業に対する面積の指定はございません。これは課長もわかってみえると思いますけども。これはあくまでも行政としての能率を上げるためとか、班を決めるために僕は設定されていたと思っております。

それで2つ目として、工事進入路がないと工事ができないと書いてありました。これはとんでもないことで、荒れ果てた山林を復元するというのが目的なんで、当然工事の進入道路がなくても侵入道路を付ける事業がありますんで、それと兼ね合いながら、環境整備はできると踏んでおります。

それで3つ目ですが、これがもう電話から電話でしょっちゅう聞かれるんですけども、竹藪はできん。竹藪はできん、おかしな話やなと思って聞いとるんですけども。竹林が荒れて竹藪になっとるんですね。そやでそういうのはやっぱし元々は山でしたん、三疋田から前見てもろたらわかりますけども、昔はきれいな山でしたわ。それが破竹の勢いで、山を侵食したわけなんで、それは竹藪はできないということは判断すんのはどうかなと。まあ42号線から平谷やらこっちの反対側見てみますと、多気地区は本当にどこの地区行っても竹藪がほとんどです。西山にしろ、どこでも、どこ行っても綺麗な森林はありませんわ、正直言うて。そやでそういう多気地区の住民の方が本当に思っとること。やはりそういう観点からやはり努力していただけたらなと思っておりますけども。

サービスの最先端を走るあなたたちですから、やっていただけると思ってますので、竹藪のほうも1つ考慮して、考えてやるっていう方向でもってくっていう、やるやらんっていうよりやる方向で持ってくということを回答いただかないと、私も答えできません。今日はテレビ見といてくださいって言うてありますんで。課長ひとつ答弁お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先日、区長さん宛てに文書を出させていただきました。その中では、事業の概ね 10 ヘクタール以上の面積をお願いしますというようなこと、それから事業実施区域が、近くまでその作業道なり林道が行っていないとなかなか難しいよということには言わせていただいております。それと元々の竹林、それから果樹園等が荒れた状態になつるところについては、元が森林ではございませんので、そちらについては、今回は対象としないというふうに、通知をさせていただいております。

これにつきましてはですね、今年から事業が始まったということがございます。申し訳ないですが、まずは事業にかかりやすい部分からさせていただきたいと。それでノウハウを積んだ上でですね、議員言われるようなことにも取り組んではいきたいというふうには考えております。

また、竹林たくさんその多気地区にはあるんですが、それについては、元々果樹園であったところ、それからもともと山林、針葉樹、広葉樹であったところに、竹が侵食してはえてるところがたくさんございます。元々山林であったところについてはですね、この事業の中でやれるというふうには考えておりますので、それについては、ご要望等確認しながらですね、後年になると思いますが、実施する方向でいきたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 住民の取り方ひとつなんですけども、今お話いただいたとおり、元々山林であって、侵食してきて竹が覆いかぶさってきたと、その面に関しては、当然竹と森林と同時に面積を取って、環境整備ができるということで、よろしいですか。

ここにも、こう書いてあるんですわ。これ林野庁からもろた資料の中に。嘘偽りはないと思うんです、これね。そやでそういう、多気町ももちろんガイドラインとしては僕をつくってもええと思うんです。あらかじめたたき台がないと、何事も前へ進まないということで、意向調査なんかたぶん僕はそんなに来

んと思いますわ。今出しとるけどもさ。課長のほうへフィードバックされるようなことはそんなになんないと思うんですけども、それを何とかして、出向いてって、情報収集をしてくる、それが行政の仕事やと思っとるんで。ひとつよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入ります。

森林環境譲与税の使途について、三重森と緑の県民税、森を育む人づくり事業、製材の完成品使用ですね、昨年度まで5年間続いた、同等の使い方があるのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先ほど申し上げましたとおりですね、森と緑の県民税のほうではですね、今年も予算化をして、教育・福祉のほうに充当するという予定でございますが。

森林環境譲与税のほうはですね、その予算規模が大変小さいということもございまして、そのどっちつかずのことをするよりは、主に森林の整備に充てていくというふうに考えております。ただし、これをこの公共施設木質化に使えないかという、制度としては使えるというふうには考えております。

多気町では森林整備のほうに充てていくというふうに考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。譲与額が少ないということで、基金を積み立てて、買わないと。製材の完成品は。工事のほうへ投入するということよろしいですか。

それでは次の質問に入ります。

⑤番目、相可台の竹林整備（森と緑の県民税の事業）、後の植栽はいろいろな森林事業があると思うが、その後の経緯を伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） この場所につきまして、平成 29 年度に農林商工課の事業で整備を一旦されましたが、その後の、いわゆる町有地の管理という立場から、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、平成 29 年度にこの相可台全体の伐採を行い、その後、昨年度と本年度 2 回にわたりまして、本町の職員及び委託業者にて、竹を中心に、手入れを行ってまいりました。新たな植栽を行うにも、竹が非常に邪魔をしております、あと 1、2 年は、同様の手入れが必要かと考えております。

したがって、再度申し上げますが、町有地の管理という立場からは、今後 1、2 年は現状のままで管理をしていくことを予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10 番（森田 勉） まだ予算計上も、桜やモミジを植栽されるとは今後思っておりますけども、まあ計画がありやとんとん拍子でいったと思うんですけども、早急に手当てを行い、あそこはもう多気町の玄関ですので。やはり綺麗な多気町、駅おりて、鬱蒼としていると非常に多気町が、「なんやこの多気町は」と思われる人が、僕は多々あると思うんですね。

これ当然個人の家行って玄関のぞいたらこのうちの家の体質がわかりますよね、草履をぽっと並べといて、ばらばらに脱いだるようなところでは、僕も家内によろしいんですけども、「まあ整理せんか」ってよろしいやけども、やっぱしおりてく方向へ、こう並べておくということは、これは常識なんで。これまた多気町の玄関ですんで。早急にさせていただきたい。そしたらよろしいですか。早急に綺麗な丘陵地にしていただきたいと思います。もう答弁よろしいですわ。

それで今、総務課長ちょっとお話いただいたんですけども、昨年度は、職員

でやられてたというようなこと、昨年度は職員がやられてたっていうことなんですけども、職員ほどコストの高いもんはないとを覚えといてくださいよ。課長今1時間幾らと思いませんか。すごいコストかかるとるんですよ。そういう人が副町長もたけのこを倒しに行かれたと聞いとるんですけども、副町長なんか1時間幾らするんですか、あんだ。そんなもん大変なことですよ。役所でするっていうとは。シルバーに頼んだら1,000円か1,200円でできるんですよ。張り切ってやってもらうんはそれは非常にありがたいと思うんですけども。

今年から我々の組合のほうへ頼んでいただいとるんですか。違いますか。頼んでますか。まだですか。わかってますんで。それについても、維持経費が予算の中で計上されてないで、どっかから持ってきとるんやなどは思いますけども。その辺はどこから持ってきとるんかということだけちょっとお聞きしたいなど、予算のところでわかりませんので。今ちょっとこの場でご説明願えればと思っております。よろしく。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 先ほど質問ございました委託業者につきましては、総務課ではほかのいろんな町有地を管理しております、その特に草刈り等とか大きな木の伐採等を含めまして、総務費の中に財産管理費という目がございます。その中で、町有地全体を管理する予算を設けておりまして、その中からこの相可台の手入れにつきましても、支出をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

1点だけお聞きしたいと思います。

先日、私も勉強のために多気町史というのをちょっと拝見して、勉強しておりますんですけども、現在の丘陵地は立岡山古墳群と称されていることが僕、

「あんなとこ古墳あるんかいな」と思ったんですけども。なおかつあそこは相可台の造成時のときの緑地面積に入るとということを知ったので、その辺も許可さえもろて、手順踏んでおられると私は思っておりますんですけども、その辺が県に出したり、古墳はどこで管理しとるか私もわかりませんが、その辺の計画性があれば、もう今頃、植樹しとるんじゃないかなと。あと1、2年かかるということなんですけども。その辺の計画性をどうしとるのかなと、ちょっと不審に思ったので、課長ちょっとお聞きしてよろしいですか。よろしいですか。わからなかったら結構です。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 古墳があるのは承知をしております。部分的には山全体ではなくて山のほとんど上のほうというか、に2カ所。今丸裸な状態でたぶん2カ所そういうふうなちょっと盛り上がったところございますのでそこが、ということで承知をしております。

ただ、その計画性、今後はたぶん議員のおっしゃられるのはその植栽をしてやっぱり多気町の玄関としてきちっと整備をしていけというふうなお話というふうにご承知しております。それについては、その古墳の部分、それからもし例えば公園みたいなものにしたときにも、ちょっとのぼり口がないというところ辺りも問題もございます。そこら辺も含めてちょっと今町では現在検討をしておりますんですけども、その来年度からこういうことでやっていくというふうなちょっと結論にはまだ至っておりません。

現状は以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。スピードある行政をお願いいたします。あと2、3年後はまたこの任期中には新しいあそこ公園になるか、楽しみにしておりますので、計画性を持ってやってください。相可駅をおりられた人に「す

ごいな、多気町は」というような丘陵地にしていただきたい、そう思っております。

それでは2項目目の質問に入ります。

耕作放棄地の発生防止についてですが、農業に従事する多くは高齢者であり、また後継者不足により地域では担い手として、集落営農組織、大規模農家、農業法人、地域担い手等に作付けを依頼し、財産を守っているのが現状です。

また受けて側にも効率の良い農地が求められています。効率の悪い農地は必然的に管理田（草刈り場）になっています。

補助事業で荒れ地を防ぎ、いつでも耕作できるように努力していただいている地区もあります。これは多目的機能支払等は利用していただいている地区もたくさんございますので、いつでも耕作できるような体制をとっていただくといいことですが。追加説明なんですけども。

歩くとよくわかりますが、各地区端々から荒れてきているのが現状です。この先農地はどうなるのか懸念するところです。

質問に入ります。

農地が1年以上作付けされず、将来も耕作される見通しのない耕作放棄地、保全管理の割合は、どのように推移しているのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、遠武彦君。

○農林商工課長（遠 武彦） 耕作放棄地、特に自己保全なんですけど、毎年、農家のほうからですね、ご提出をいただいております、水田の営農計画書の集計でいきますとですね、直近3年間については、平成29年度が、自己保全については80.3ヘクタール、荒れ地については55.2ヘクタール。30年度については、89.4ヘクタールが自己保全、荒れ地については58.5ヘクタール。この元年度については、自己保全が95.4ヘクタールで、荒れ地については61.9ヘクタールと。自己保全、荒れ地とも3年間で10%以上ふえております。それが現状でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 少しずつ上がるとるような傾向にあるように聞こえたんですけども、農業再生協議会の取り組み方針にもあるように、不作付地の解消を図るとうたっています。

以上のことを踏まえ、再質問します。

管理田は、増加傾向にあると思います。毎年、先ほども言われましたが、営農計画書を作成して、我々は提出をさせていただいております。今年については、自己保全管理の土地について、立て札配布がなされておりました。私も竹切っていつ来るんやと思って待ち遠しく待ったんですけども、とうとう最後まで立て札が来なかったんで、「あれ今年はどうなっとんのかな」と思って、これはどのような理由を持って管理下より外れたのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、遠武彦君。

○農林商工課長（遠 武彦） 自己保全管理につきましてはですね、平成23年、4年あたりからですね、もう交付金が一切でなくなってきております。

最近ではですね、それで確認の必要もないということも方針で出てきております。特に荒れ地、自己保全っていう申告がある場所についてはですね、転作の確認作業を必然としておりません。そういうこともあってですね、簡略化というか、事務の簡素化ということもありまして、そのようにさせていただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） だいたい内容はわかったんですけども、管理は土地所有者の問題であるということは、私もしっかりわかっております。立て札がなかったで草を刈らなかったとか、今年は確認に来んから草を刈らなかったというこ

とを聞くんですけども、それでは耕作放棄地がふえる一方なんで、とりあえず見回りだけでもしていただいて、札だけでも出していただければと思っておりますが、また来年からの課題として、僕はもう期待しておりますんで。なかったらもう本当に多気町中端々から荒れてくんのわかってますんで、まあそれは課長とこの業務改善も僕は必要ではないかと思いますが、手順カットしたらその分だけ時間が浮くという考えでやられておるんか、そういうことはないと思うんですけども、その分またどこかで私仕事ができるのであれば、カットしてもよろしいけども、地域としては非常にマイナスになっとるんで、やはり是非とも、札だけでも、札もあれも回すん何枚ってそんなに時間かからんと思うんですけども、回していただければと思っております。

そしてもう1つは、もう1つは回していただきたいということは、今若い区長さんが本当に多くなってきたとるんですわ。ということは地域の名前がわからんのですわ。どどこあそこ地域の朝柄の中でもあそこ何ていう地名や、ここ何ていう地名やって。それ自体がわからんので今の区長さんわね。やはりそれは、ちょっと勉強していただくという意味でも、町からもある程度出ておりますんで、やはりそういう観念から持ってまた出していただければ、区長さんも地図見て、「あ、ここはあれや、ここはあれや」って。これが勉強なんですわ、区長さんの。するとワンステップ、ワンランクすばらしい区長が育ってくんですよ。その辺もひとつご理解いただきたいなと思っております。よろしいですか、だめですか。

答弁よろしいですわ。それではもう次にいきます。時間もありませんので。

優良農地は、今現在作付けを行っていただいておりますが、担い手側がですね、これも採算性を考えたとき、この先取りやめていくようなことが起きてくるのではと思っております。いろいろな補助事業の縛りがあると思いますが、行政として今後どのような支援、施策が必要か伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 圃場整備済みの農地につきましては、ほとんどの地域で土地利用型の担い手への集積が進んではいます。今後もですね、地域別の集落別ですね、人農地プラン作成と、それから中間管理事業の活用によってですね、担い手への集積を進めたいと。

それから、その農地農地に合ったですね、収益性の高い作物への転換をできたら考えていきたいというふうには思っております。

それと、担い手へですね、県・国への補助要望も含めて、町単の補助制度もできる限り維持を、それから拡充を図っていきたい。こういうことによって、地域の持続可能な農業の推進をできるというふうには考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 大規模農業のほうに関しては、いろいろ支援があると思うんですけども、小規模の農業支援をどのように考えておられるか、これは一番課題だと思うんです。

大きなところは当然、自分ら大きな機械買って経営体制に入っとるんでよろしいと思いますけども、我々みたいに、小さな農業をしていくということについて、獣害だけじゃなくして、ほかに何かよい支援策が課長の頭の中で描いておられるのであれば、ちょっとお話していただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 担い手っていうか、大規模農家さん以外の支援ではございますが、特に兼業農家さんについてはですね、非常に一般的な水稻、作付け等に対する支援っていうのはなかなか難しいというふうには考えております。

どうしてもやはりですね、大きな、地域を守っていただくという必要もございます。町としては、できる限り、組織化ですね、それから農業用機械の共

同化っていうのを進めていただきたいと。そのためには、集落単位でのそういう話し合いをしていただくということが大事になってくる。当然そういう場にはですね、私やそれから J A、それから県の普及センター等も出向いてですね、協議の場に入ってその集落、集落での今後農業についての検討を重ねていきたいというふうには考えています。

それとですね、合わせて、集約的な農業ですね、例えば露地野菜づくりであったりとか、それから果樹、それから施設野菜であったりとか、あと、町の進めております有機野菜、それから薬用植物であったりとか、獣害に強い作物っというようなことも特化して、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

次の質問に入ります。

③番目。農業の振興なくして多気町の更なる発展はないと思っています。行政として取り組んでいただいている、柿の2次製品、伊勢いもの拡販、ハウス栽培、今後見込まれる薬草・薬樹の栽培等、町長の政策報告ではたびたび出てきていますが、今大事なものは即効性を打たないと衰退していくと私は危惧しています。この先どのように考えておられるのか、町長にお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いっぱいしゃべらせていただこうと思ったんですけど、もう6分しかありませんので。

農業の振興っていうか、成功なくして町の発展はないと言われましたけど、旧多気町のときは、平成に入るところから、若干方針を変えております。ちょっと私も企画課長をやったときに。面積も減ってきたのと高齢化がもうそのときから始まったので、農業者が外で働けるようにということで、当時は農村地域工業導入法っていう法律に基づいて、企業誘致を方針を変えました。

そのときは、シャープの誘致ということで入ったんですけども、今、おっしゃっていただいたように、だいぶ形が変わってきまして、一番大きなのは、日本の米の消費が年間8万トンずつずっと減ってきますので、田んぼも減ってきます。当時旧多気だけで、前にも議員さん、当時の担当部長さんもおみえですけども、多気町だけで1,000ヘクタールぐらいあったんです、農地が、田んぼが。今もう7割減つとると思うんです。

そんな中で、多気町では今課長言いましたように、方針を土地利用型と集約型の2つに分けてます。両方とも一長一短があって、土地利用型でやろうとすると大型機械導入、その代わりに営農組織をつくったり、土地をまとめてやります。もう一方で、集約型は、やっぱり施設園芸をやったり、ハウスたててやる。これもまた、結構その投資でお金がかかります。面積が小さい割に結構ハウスたてたりすのに何千万とかかるんです。今言いました土地利用型も大型機械導入せないかん。営農組織の中では、他人さんの土地を集めて、農地中間管理機構なんかで集めて、預けて集めてやりますので、そういうのでだいぶ形が変わってきます。

ただ、ちょっとこう光が見えてきたのは、例えば柿であれば、いろんなところから応援していただいて、もちろん生鮮で出せるのもいいんですけども、柿酢をつくったりとか、それからワインをつくったりとか、それからジェラートっていうんか、おいしい菓子に加工したりとか。伊勢いもでは、今ちょっとこう手でやるのがなかなか続いているんですけども、冷凍したり真空パックにしたりして、すぐ食べられるように、そんな方向もやっていますので、これから、そういう方向にしていきたいと思います。

あと、土地利用型は米、麦、大豆が代表ですので、それでやってきますけども、結構多気町も集落営農組織も今11ぐらいにまとまってきてますので、かなりまとめてきたかなと思います。

今おっしゃっていただいた、ちょっと課長も言いましたけども、兼業農家、今小さな農家をどうするんやというのもありましたけども、これは時間をかけ

やな仕方がないなと思います。定年で就農される方がまだおみえになりますので、やっぱりこの辺の年代の人がもう無理やなっていうことになったら、まだまだ集約をして、これから多気町の優良農地を整備していくことになると思います。ただ、心配なのは、山間部の耕作放棄地になってく部分がふえてくるんですけども、なかなかこれを整備してくっていうのは、やる人がなかなか出てこないの、難しい部分があるかと思っておりますけども。

今町の方針としては、土地利用型でやってくのと集約型でやってくのをできるだけすみ分けしてやってきたいなと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

では④番目に入ります。時間も刻々と過ぎてきました。

農地の有効利用、農地転用はどの範囲までできるのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 農業振興地域整備計画につきましてはですね、昨年見直しを行い、将来も守るべき農用地を1,835ヘクタールから1,350ヘクタールに減らしたところでございます。農用地については原則転用はできないということになっておりますが、そのほかの集落介在地や近代化の図れない農地などは原則転用可能というふうになっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 今採算が取れない農地、山林、固定資産税を払い続けることが無理を生じてくるような気がこれからだんだんだんだんしてきます。負の財産を町や県に返すという事態が発生してくるのではないかと危惧しております。

昨日ですか、監査委員の岡井さんより説明があったように、町税、収入未済

額が増大しないように、というようなことをお聞きしましたんですけども、私の解釈自体が間違っと思ったらすいませんけども、これからは負の財産を、私の息子の時代もそうなんですけど、「お父さんこんなにも山や土地やあってどうするんや」って。「あんたが生きとる間に皆売ってってくれよ」って、そんなこと言うてるんですけども。これからの世代はもうそういう考えの子供らばっかなんで、この先、固定資産 16%でしたかね、全体町税の中の。だんだんそれが、多少な金額ですけどね、微量でも減っては、やっぱし運営に差し支えてくるんやないかとそのように思っておりますけども。今後そのようなことがないように、努力していただいて、私らもご協力させていただきますんで、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

時間もきましたんで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、森田勉君の一般質問を終わります。

（8 番 山際 照男 議員）

○議長（吉田 勝） 2 番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

8 番、山際照男君。

○8 番（山際 照男） 8 番、山際でございます。よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得ましたので、高齢者施策について、多岐にわたっておりますが、一問一答方式で質問いたしますので、町長並びに担当課長の答弁をお願いいたします。

それでは我が国の総人口は、総務省の統計から 2018 年 9 月、1 年前でございますが、の推計によると 1 億 2642 万人、前年（1 億 2669 万人）と比較すると 27 万人の減少となっております。一方、65 歳以上の高齢者人口は、1950 年（昭和 25 年）以降増加し、2018 年 9 月の推計は、3557 万人となっております。

今後の高齢者人口の見通しについては、65 歳以上の高齢者人口の割合は、2025 年には 3,657 万人（30.3%の割合）となります。

「2025 年」というのは、ご承知のとおり 1947 年（昭和 22 年）から 1949 年

(昭和 24 年) 生まれを「団塊の世代」と言われまして、ベビーブームということでございます。2025 年にはこの世代が後期高齢者となるわけでございます。それで「2025 年問題」と言われておりますが、その経過後、2042 年にはピークを迎える予測で 3,878 万人になっていきます。また、我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行していることでございます。今後、本町におきましても、高齢者の人口が年々増加していくわけですが、平成 30 年 3 月に策定された「第 8 期高齢者福祉計画」並びに「第 7 期介護保険事業計画」に沿って施策を展開されていると思いますが、そこで高齢者施策の各項目について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず①項目でございますが、本町の高齢者人口と高齢化率について、ご質問いたします。

本町の総人口ですが、2018 年 7 月の人口は 1 万 4727 人でございます。2019 年(令和元年) 7 月には 1 万 4538 人となっております、昨年から 189 人減となっているわけです。

直近の高齢者人口及び 1 年間の増減数とその原因、さらに高齢化率をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田 勝) 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長(森本 直美) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和元年 9 月 1 日の多気町の 65 歳以上の高齢者人口は 4,772 人でした。高齢化率は 32.8% です。27 年度に比べ、117 人増加があり、高齢化率は 1.2 ポイント増加しております。また、1 年間の人口増減数は、平成 30 年 4 月 1 日現在と平成 31 年 4 月 1 日現在の 1 年間において、135 人減少しております。内訳を見ますと、死亡が 193 人、出生が 92 人、転出が 408 人、転入が 371 人であります。まず死亡と出生より自然減が 101 人、転出と転入より、町外への人口流出が 35 人という結果でありました。

このことから、死亡 193 人に比べて出生が 92 人と少ないことが、大きな人

口減の理由として挙げられます。また加えて、転入より転出が多いという結果
でございました。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 数字的に見ると、ふえる要素はないということですが、自然減とですね、社会的減ってというのが示されましたけども、どれぐ
らいの差があるんですか。率にして。

いいです。それはいいです。

社会によってですね、年齢が違うわけです。一般的に社会的には定年って
いうのは60歳と、役場もそうなんでしょうけども、60歳ということになってま
す。民間はですね、段階的に定年は引き上げられていくと思いますし、そうい
う形になっていくんだろうと思いますし、その中で高齢者の定義っていうの
は、年金、介護等は65歳ということで、それで医療保険の負担っていうのは
70歳ってところがあるんですけども、日本もこういう基準を導入してるん
ですけども。多気町もその高齢者っていう定義っていうのはやはり65歳なん
でしょうね。そこら辺ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在多気町では、65歳以上を高齢者として見て
おります。ただ、いろいろな調査によりますと、高齢者の体力ということでは、
今の70歳代前半と14年前の60歳代前半が同程度ということも言われており
ます。現在就労している60歳さんへの質問では70以降まで働くことを希望し
ている人が8割というようなデータも出ております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。

今日ですね、中日新聞がタイムリーに出しておった、県内高齢化率って

うのが、三重版に出てたんですけども。そこで多気町はですね、これは厚労省の附属機関なんですけども、国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、これは2018年推計っていうことなんですけども、三重県の65歳以上の人口の割合は、2020年には30.1%、30年に32.6%、40年に36.9%で、いずれも全国平均を上回りますよと、いうことをございまして、多気町はですね、32.2%になっておって、県下で、これは65歳以上の割合ですけども、その市町でいきますと、14番目に高い。ちなみに1番高いところが南伊勢町、51.4。2人に1人の割合以上に65歳以上がおると。多気町でも32.2ですから、3人に1人が高齢者というような類になってきました。参考にですね、最低っていうんか、一番若いっていうのは、川越町、19.0です。19%。ここら辺でいきますと、大台町が41.2、これは非常に高なってきた。大紀町47.7、明和町は17位にランクされておりました30.1と、松阪市が29.1と、玉城町が若くて27.1っていうような、順位になってます。今日の中日新聞に載ってますので、それを見ていただければ、わかると思いますが。

そういうことですね、この大きな調査っていうのは国勢調査が主になってるんですよね。その多気町内で単独に調査をされてるかどうかっていうはどうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 多気町の高齢者人口におきましては、窓口の住民台帳から人口をその都度計算しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） まあそれやと適宜数字が出てくるということになるんですけど、国勢調査で出されますと、5年に1度ということで、5の倍数の年しか出ませんから、来年は2020年で5の倍数で来年国勢調査があるんですけども。

そういうことで、出されるんでしたら、それはもう直近の数字っていうのはよくわかりました。

次、②項目に入らせていただきます。

ひとり暮らしの高齢者の現況及び対策でございますが、本年5月に「生協みえ」と高齢者の見守り等に関する協定を締結されました。協定の中身は不明ですが、週1回の訪問で何か異変に気付いていただけることは安心だと思います。

生協と購買契約を結んでいる方はよしとしても、契約をしていない方はどうなのか、民生委員等の家庭訪問は承知しておりますけども、そのほか何か対策を講じられているのか、現況と併せてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまのご質問にお答えします。

今年度5月14日、「生活協同組合コープみえ」と、高齢者の見守りと支援に関する協定を締結いたしました。この協定は、町内に居住する高齢者等の見守り活動や、認知症サポーターの養成等について協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを安心して続けることができるまちづくりを目指すこととしております。

多気町でコープみえを利用されている組合員は2,100世帯以上であり、コープみえの宅配や夕食宅配サービス等の活動を通して、訪問活動など業務中の見守り活動の連携を強化することで、広く町民の異変情報を提供していただきます。

また、当町におきましては、認知症サポーター養成講座を平成21年から実施しており、最近では郵便局、小学校や相可高校、自治会などで開催し、幅広い年代層の方に地域での見守りについて、協力をいただいているところです。

さらに、平成27年度から松阪市、多気郡3町で『徘徊SOSネットワークまつさか』を運営しており、広域での見守りの連携を強化しております。メー

ル配信等登録をしている支援者は、現在 1,200 件以上となっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 認知症見守りサポーターとかですね、そういうようなものの活用されて、その見守り隊っていうんか、そういうことをやっていただいているというのは、非常にありがたいんですが、その見守り隊っていうのは、私もちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、生協みえと締結しただけですか。もっと違う業者とかそういうような形で提携をされてるっていうことは、ないんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 民間さんと見守り隊を見ていただくということでは、コープみえさんと今回させていただいております。その他、民間ではございませんが、社会福祉協議会の介護予防事業「さわやか広場」等で、ひとり暮らしさんのご高齢者の老人さんが入りましたら、お越しいただいておりますし、あと女性消防隊においても、5月から9月にかけて、75歳以上の独居老人の訪問をさせていただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） そういうような構築されて、そういうような見守りを対策をしていただいているっていうのは、あれなんですけども。

例えばね、個別に配達される新聞販売所とかですね、それから郵便局、それからライフラインの関係の中電とかN T Tとか、水道部はもちろん役場の中ですから、水道関係が故障したりなんかしたときに、見守るっていう部分もあるんでしょうけども、そういうところへ依頼するっていうんか、そういう考えはないですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今後、できましたら、いろいろな企業さんと見守り連携をしてけるといいように思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） あと一番身近なところでは、ちょっと言われた郵便局は全ての所回っていただいとる。独居老人含めて、町のほうでは民生委員さんも含めてですけど、自治会長さんも含めて、さまざまところでそういう状況把握っていうか、させてもらっておりますので、心配していただくので、大丈夫だと。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 積極的な答弁っていうか、前へ進むような考え方ですんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常にですね、少子化で、また晩婚なり、もう結婚しない非婚っていう部分
が、傾向が重なってきているわけでございます。

家族自体もですね、構成人数が少ないし、そのますます今後、単身世帯が増加すると思ひますよ。そういうニーズがですね、拡大するのではないかなというふうに思ひます。

そういう町長の考え方もありますし、今後、充実した対策を切にお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） あと、多気町独自でやっております、高齢者移送サービスと、それから買い物支援サービス。これもひとり暮らしで、身よりっていうか近くに自分の身内、関係者がいない、こういった方々を民生委員さんも把握してい

ただいて、どなたがどこでそんな状況なんかっていうのはその部分も含めて、結構わかりますので、町はそれについても、前向きに取り組んで、もっともっとやってきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 個人情報関係もありますし、それこそ一人一人のカルテもつくっていただくってような形ですね、やってもらえばフォローができるんじゃないかなと思います。

私もこの質問を書いとって、この福祉政策っていうのは福祉っていうか、高齢者も障害者もあるんですけども、非常にこの膨大な多岐にわたってっていうか、細かい施策が必要やなというふうに思いました。本当に、社会福祉、社会保障っていうか、これには金かかるはずやというような気持ちになった次第でございます。そういうことで、ひとつ努力していただきたいと思っております。

次にいきます。

③項目でございますが、成年後見人制度の取り組み状況について、お伺いしたいと思います。

認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、さらに高齢者世帯の増加が進む中で、大変重要な制度であると思っております。本町におけるその成年後見人制度の取り組み状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの質問にお答えします。

単身高齢者や高齢者のみ世帯、その他認知症や障害等のみえる親族に対して、成年後見人制度の利用促進に向けて、案内をしているところです。

基本的には、後見の申し立てを親族にて行っていただいておりますが、何らかの理由で、親族による申し立てが難しい場合には、親族に代わって町長による後見申し立てを行うケースもあります。

最近の実績では、町長による後見申し立ては、平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件行っております。

今後、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の増加が進む中で、高齢者の成年後見人制度への支援は、今回直営化された地域包括支援センターの権利擁護業務の中に位置づけられており、活用促進に向けての啓発をしていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8 番（山際 照男） 今度の包括支援センターの中へ取り組んでいただくというところでございますが、これは本当に急速に高齢化が進む中で、成年後見制度っていうのを利用が多くなってくんじゃないかなというふうに思うわけです。核家族も含めて、ひとり暮らしの老人っていうのが非常に多くなってくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、この制度はですね、非常に難しいっていうんか、家庭裁判所に申し立てが必要ですし、家庭裁判所からのいろんな制度っていうのも出てくる、説明はあるんだと思いますけども、制度的にも非常に書類等も出さなければいけないというようなこともありますので、この制度説明とかですね、こんな後見人制度の制度設計っていうのはできませんけども、制度の説明とかですね、そういうようなきめ細かな支援をですね、そういう老人会っていうんか、そういうようなところも含めてですね、説明をするっていう機会はあるんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、包括支援センターのほうで、成年後見人支援ということで、相談があった場合はご支援をさせていただいております。

過去の実績ですが、平成 28 年は相談延べ件数 12 件、対象 3 件。29 年は延べ件数 15 件、対象 4 件。30 年は延べ件数 10 件、対象 4 件ということで、相談実績があります。

また今後も、当町に直営化されましたので、当町の中で相談をさせていただく予定にしております。

またPRとしましては、多気福祉塾や、介護予防教室や、あつくすのき作業所さんの家族会のほうにも一度過去には説明にお邪魔したこともあります。その他いろいろな部分で、例えばさわやか広場のほうでも年に1回は各字包括支援センターが回らせてもらってますので、そちらのほうでも、PR等をしていくというような状況で、今後も進めていきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 制度の利用支援事業費っていうのが今年度も24万計上されておりますし、31年度予算でですね、調査委託料5万4000円っていうのがこれがわからないんですけど、委員会で聞けばいいんですけども、こういう高齢者に限ったの成年後見制度の予算っていうのは合わせて30万ぐらいっていうふうに私は承知をしておるんですが、この調査委託料っていうのは、どういうことなんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） そちらの予算に関しましては、町長申し立て等のときにですね、診断書や鑑定料等をお願いさせていただくということで、予算だてしております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） わかりました。ありがとうございます。

それでは、結構相談件数はあるんで、そこら辺ひとつスムーズにできるような形で指導していただきたいと思います。

それでは次に進みます。

老人クラブの現状と行政支援についてでございますが、元気な高齢者を地域

全体に広げていくには、元気な組織が必要かなと思っております。そういう組織は、老人クラブだと私は思っておるんですが、各字に老人クラブの組織はあると思っております。現状ですね、年齢規定も含む、いろいろと年齢規定があるんかどうかっていう部分もあるんですけども。現状と行政からの支援について、若干お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの質問にお答えいたします。

老人クラブは、町内に在住する概ね 60 歳以上の高齢者をもって組織されております。会員数は、今年度 4 月現在で 39 字の 1,479 名です。

平成 27 年 4 月の会員数は、42 字の 1,783 名であり、5 年間で 300 名程度会員数が減少しております。

そんな中で、老人クラブの方々には、町内のカーブミラー清掃や、地域の集会所や墓地などの清掃や草刈りなど、地域美化活動のほか、児童の登下校時の見守りや、独居高齢者世帯への声掛けなど、その地域ごとに地域に根差した活動を行っていただいております。

また、こうした活動以外に、会員相互の親睦を深める活動としては、健康づくりも兼ねた料理教室や会員の特技を披露する場として「さわやかライフ多気 のつどい」が毎年行われています。

このような活動を支援するため、町から 222 万の補助を行うとともに、料理教室やさわやかライフ多気実施についての支援を実施しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8 番（山際 照男） いろんな活動をしてみえるんですけども、39 っていうことは、ないところもあるんですか。引けばわかるんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ない字があります。10ほどあります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 老人クラブっていう名前はあれなんですけども、その地域ですね、老人クラブとしてどのような状況かっていう、どのような老人クラブの活動が理想であるっていうような、行政としての考え方はありますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 地域の老人クラブにおきましては、やはり皆さん地域の方々が顔見知りになっていただいて、地域に根差した活動をしていただきたいと考えます。

また、今現在、社会福祉協議会のほうで、世代間交流の補助金を出してみえます。そちらのほうでは、平成 25 年に 5 地区で開始されてるんですが、平成 30 年で 11 地区にふえております。世代間交流で皆さん地域のことを知っていただくのも大切ですし、ますますの活発な活動をしていただけたらと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） そういうような指導っていうんか、もしていただくという事で、社協とタイアップしてやってみえるということで、こういう老人クラブの育成についても、行政からの支援についてお願いしたいと思います。

それでは⑤番目の質問に入ります。

高齢者の健康づくりでございます。国においても、平成 24 年に「健康日本 21（第 2 次）」が策定されました。国民健康づくり運動が推進された経緯があります。近年、平均寿命の著しい伸長に見られるように、健康水準は向上したと思います。

一方、糖尿病や心臓病などの生活習慣病が課題となっております。町長の肝

いりの「医食同源」のフレーズが本町においては、功を奏しているのかどうかわかりませんが、生活習慣等の9分野（栄養・食生活・身体活動と運動・休養・心の健康づくり・たばこ・アルコール・歯の健康・糖尿病・循環器病・がん）がありますが、その取り組みと健康づくりの課題をお伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまのご質問にお答えします。

町では、平成27年3月に5年間計画である健康増進計画第2次を策定し、今年度が最終年度となっております。

「心も体も健やかに！みんなで元気、いきいき多気町」を基本理念に、栄養・食生活、身体活動と運動、休養・心の健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、健（検）診と健康管理、健康観ということで、8つ特定分野において数値目標を立てております。

また、主な取り組みとしましては、「野菜を食べましょう」「10分多く体を動かしましょう」「受動喫煙に気をつけましょう」の3つを重点とした「血液さらさらプロジェクト」を進めてまいりました。

平成29年度には、パンフレットを作成し、各戸配布を実施しました。また、多気町の健康状態の現状とプロジェクト推進のために、町長と保健師で、各字を回っております。

このほか、高齢者の健康づくりということでは、各字、年に1度、介護予防事業さわやか広場において健康相談を実施し、生活習慣病の重症化予防をしております。

今年度は、健康増進計画3次計画を策定します。取り組みの評価や分析を行い引き続き取り組んでいく予定です。

高齢者の健康は、成人期からの健康づくりから続いているものと考えます。国民健康保険の特定健診では、健診が始まった当初から20%以上受診率は伸びましたが、平成30年度は約41%と目標の60%には届いていない状況にあります。

す。受診結果を分析すると、糖尿病をあらわすヘモグロビンA1cやコレステロールの数値が高い人が多いという結果でした。

後期高齢者保険としても、保健事業として健診と歯科健診を実施しております。高齢者は生活習慣病予防だけでなく、認知症予防・転倒予防・社会参加の促進などの介護予防も健康づくり活動となってきます。

町の保健事業・医療保険の保健事業・介護保険分野とも連携をとりながら、成人期から高齢期への健康づくりを進めていく必要があると考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） いきいきと暮らせるのは健康長寿の社会をつくるのがベストだと思いますし、健康づくりは一人一人がですね、自覚を持って、主体的に取り組むが必要だと思っております。

自らの健康は自らが守るという、1つの哲学があるんですが、多気町ですね、健康寿命っていうのはいかがですか。直近の健康寿命というのは国勢調査ですか、やっぱり。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 健康寿命においてですが、三重県が平成13年から毎年29市町別で出していただいております。ただ、人口が少ない中では、ちょっと変動もあるんですが、発表させていただきますと、直近のでございますと、29年度、男性の平均寿命が77.4歳、健康寿命が75.1歳、障害期間2.3年です。女性の平均寿命は87.5歳、健康寿命が81.9歳、障害期間が5.6年ということで、三重県のほうで発表していただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） やっぱし少しぐらいずつは延びてるんですね。はい、わかりました。

それでは次に入ります。

買い物などの高齢者の生活支援についてでございますが、先の町長との私どもの方での懇談会におきまして、新しく導入された高齢者の買い物等生活支援事業について意見がありまして、電話がつながらないとか連絡がつかないとかというような不満の発言がありました。開始してから期間的にタイトな期間でございますので、難しいとは思いますが、その利用状況等の実状をお伺いしたいと思います。

そしてまた、支援ニーズの把握等は、民生委員とかですね地域住民からの、区長からのとかそういう情報をもとに把握されていると思いますが、現実はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者等生活支援サービスは、公共交通施策関係者のご理解のもと、吉田福祉基金より車両の提供を受けまして、多気町社会福祉協議会及び多気町シルバー人材センターのご協力をいただき、昨年9月から事業を実施することができております。

事業実施当初15名の登録者数でしたが、9月1日現在の登録者数は31名となっており、1年近くで倍になってきております。

現在の運行本数は、多気地域が週1便、勢和地域が週2便となっており、1回当たりの利用者数は1台につき2～3名となっております。

事業の普及啓発については、民生児童委員様や地域包括支援センター及び広報たきなどで行っており、高齢者世帯の増加により、今後も利用希望者の増加が見込まれております。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための一助となるように、公共交通施策関係者と調整をとりながら事業運営を行っていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 電話がつながらないとかですね、そういう部分はどうな
んですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） こちらの生活支援サービスにつきましては、電
話がつながらないってことは余りないように思うのですが、移送サービ
スのほうで、電話をしてもなかなか思うように車を配車していただけないって
いう声が多くあります。

今現在、移送サービスのほうも、ご説明させていただきますと、利用登録者
数が 91 名ありまして、利用希望者はだいたい多気と勢和で半々ぐらいの率で
希望されてみえます。こちらのほうは、ボランティアさんの運転になりますの
で、ボランティア登録者数が 12 名、うち 2 名ほどはちょっと活動を今見合わ
せておりますので、実質 10 名の方でボランティアさんで車を運転していただ
いております。車の配車は本庁に 1 台、勢和振興事務所に 1 台としまして、ボ
ランティアさんには週 1 回の送迎をお願いしております。

需要と供給におけるバランスでは、ボランティアさん不足と車両不足があ
ります。申し込みに関しては、当健康福祉課が受け付けております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） わかりました。スピーディーな支援をよろしくお願いし
たいと思います。

次に入ります。

多気町シルバー人材センターについてでございます。

本事業はご案内のとおり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定めら
れた公益法人であります。生きがいを得るための就業を目的としていることか
ら、原則は一定した収入の保障はないわけでございます。また、事故などは、

会員とセンターにおいて雇用関係がありませんから、労働災害保険は適用されないことになっておりまして、各シルバーとも、団体傷害保険に加入されていると思いますが、ただ、最近はですね、人材派遣を始められたものですから、そこら辺は、派遣部分のみセンターと雇用関係を結んでいるというふうな形も聞いておりますが、原則は雇用関係はありません。

そしてその運営は、会員である地域高齢者が自主的に行っているとともに、運営費の一部は国と町から補助金で支出されております。

そこで、シルバー人材センターの会員数及び最年長年齢、平均稼働日数、まあ稼働日数と平均収入っていうのはリンクしてくるんですけども、平均収入状況をお伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの質問にお答えします。

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な就業、軽易的な就業を確保することにより、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促し、地域社会の活性化を図ることを目的として活動しております。

シルバー人材センターの会員数は、8月末現在で174名です。男性113人、女性61人です。最年長は、男性85歳、女性84歳です。平成30年度における平均稼働日数は、74日、平均収入は、約36万円です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ありがとうございました。

過去にはですね、これからは生涯現役という言葉もありました。昨今は、その人生100年という言葉も聞きます。会員はですね、年金生活者が大部分だと思えますし、非常に年金はマクロ経済スライドっていうことで、給付抑制策でですね、給付水準が徐々に低下しております。

最近では、金融庁が公的年金だけだと 30 年間で生活費は 2,000 万円不足と報告しましたが、政府のスタンスと違うということで、財務大臣は拒否しました。

そういうようなことだったんですけども、最近の年金財政検証ではですね、その内容は真実だったという報道もされております。そういうところですね、今後シルバー人材センターっていうのは、ライフスタイルで大事な事業だと思いますので、是非役場も含めて事業発注にもですね、協力して、その高齢者の人が健康で働けると地域活性化にもなるということです。協力していただきたい。私は大切な事業だなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと時間もありますので、次に入ります。

地域包括支援センターの現況についてでございますが、平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正に創設された機関でございます。本年度から役場庁舎内に設置され、行政と協働で介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業をワンストップでサービス提供されておられるわけでございますが、新しくそういう組み込まれた部分で、来庁者の反応はどうでしょうか。お伺ひしたいと思ひます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまのご質問にお答えします。

この 4 月から、地域包括支援センターを役場直営とさせていただきました。現状としましては、新規の介護保険申請時には、介護相談として、現状を窓口でお聞きし相談をさせていただいております。今までは、申請と介護相談の場所が違うことから社協をご紹介させていただいていたあたりが、ワンストップでそのまま相談に入ることができるようになり、住民さんも一度に済ませることができるようになりました。また申請とともに相談場所が明確になったことで、その後の質問等もしやすくなったということです。

現状としまして、ひと月あたりの件数を見てもと、介護相談におきまして、平成30年度の月平均が18件に対し、今年度は月平均26件と増加しております。また、周知ができてきたのか、4月当初に比べて7月8月は増加しているような状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） いろいろとそういう反応があれば、ありがたいんですが、ただ、もう1点ですね、私はこの支援センターを健康福祉課に組み込まれたってことでございますけども、事務分掌からいくとですね、課長がセンターの係長になってる。そういう位置づけってというのはどうなんかなというふうにちょっと疑問があるんですけども、これはセンター長ってというのはポスト的には置いてないんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 直営化されてセンター長をおいてみえる市町もあるんですが、センター長置かねばならないということではないということは聞いております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 係長で統括できるってことであればそれでいいんですが、次に入ります。

高齢者実態調査でございますが、これは福祉施策を実施するための諸々の資料として身体状態や世帯状況等の調査をされるわけですけども、国勢調査以外実施されているかいらないか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） ご質問の高齢者実態調査というのが介護保険計

画の前のアンケート調査に合致すると思われまますので、介護保険を管轄する私のほうからお答えさせていただきます。

3年ごとの介護保険計画を策定するにあたりまして、地域の高齢者の実態を把握することで、必要なサービスの種類・量・事業方法等を検討する必要がございます。このため、策定年の2年前から「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」という名称でアンケート調査を行っております。

この調査では、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、生活状況・体を動かすこと・食べることなど8項目の項目について、アンケート用紙を各家庭へ郵送させていただきます。そして返信いただいた回答内容につきまして分析し、その調査結果を取りまとめて介護計画のほうに反映させていくということにさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） やってらっしゃるということはわかりました。

次に入ります。

職員の再任用の現状についてでございますが、地方公務員の定年は60歳です。再任用制度は、平成13年4月1日から施行されておりますが、そして平成25年度に公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられました。それに伴い無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続が図られる必要が生じたことから、段階的な定年の引き上げも含め、雇用と年金の接続について検討がなされたわけです。そこで本町でですね、そのような制度を希望する人はいなかったのかどうかわかりませんが、本町において今まで制度を運用された実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 本町におきましては、昨年度、定年退職された職員

1名がですね、本年度におきまして短時間ではありますが、再任用職員として勤務をしていただいています。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 1人再任用されておるんですが、この県下でですね、条例制定は15町全部再任用の条例制定はされておるんですけども、私がちょっと調べたところは、実施は8町で8人ということになっておりまして、これ随分少ないんなど。8町で8人っていうことは、1町1人っていうような感じかなというふうに思っております。

再任用はですね、希望しても必ず再任用されるものではありませんけども、職員が退職後、生活に不安を覚えることなく生活ができるよう、任命権者はできる限り希望者を再任するよう努めることとなっておりますのでございます。

多気町の職員さんは裕福っていうんか、そういう再就職しなくても年金出るまでは食べ継げるっていうんか、食い継げるっていうんか、そういうことができるんかなというふうに思っておりますけども。

その希望者を今後再任用するというような、考え方についてお伺いしたいのですが。するしないは別で。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 昨年もそうでしたけども、一応町のほうで聞き取りをさせていただいて、ついでにいただく仕事の中身もありますけども、大きなのはやっぱり新規採用で若い子たちが多気町で働きたい、役場へ入って働きたいっていう人のバランスも考えなければならぬので、その辺の調整を見ながら、今年こういう事業を続けてやっていただきたいっていうところであれば、再任用としてお願いをするということになるかと思えます。町はできれば毎年新しい若い子を採用というのもありますので、職場の人事配置のバランスも考えながら、

取り組んでいきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） たぶんそういうような考え方があるんじゃないかと思えますけども、それは再任用は定員に組み込まれてないでしょ、たぶん。と思うんですよね。

国も推進してますから、縛りはないと思うんですけども、若干の人件費は強いられると思います。政府もですね、その希望する高齢者の雇用は70歳まで延ばすという法改正を、考え方をしてますし、現行での雇用に関わる法律はこれは民間ですけども、定年廃止をしろとかですね、これは「エイジフリー」っていうんか、アメリカに倣うような形になるんですけども、定年廃止。それから定年延長、65歳までの定年延長をなさいと。それから何歳までも継続雇用しなさいというようなですね、制度がですね、企業には導入しなさいというようなですね、義務づけているわけでございますので。

今後さらに70歳までこれはもう年金も伸びるような形になっておりますから、そこら辺はやはり役所についてもですね、たぶん私は役所はですね、マンパワーが必要だと思うんですよ。その町長言われるように、若い人がですね、職場がなくなるといような危惧される場合もあるんですけども、これはやはり若い人は若い人なりの仕事がありますし、再任用は再任用の仕事があるということですね、そこら辺はきっちり一線を引いていただいて、再任用のをどんどんしていただくというのが私は必要かなというふうに思っております。

利害関係のあるなしは、利害関係のあるところへはですね、ある程度期間を外してっていうんか、直にはいけないと思いますけども、そこら辺は別としましても、学童保育とかですね、子育て支援センターなんかですね、人が要ります。ボランティアっていう部分でですね、募っていただくというのも1つの形かもわかりませんが、そのような方たちをですね、運用していただいて、

再任用という形をやはり先進町という形にさせていただければありがたいというふうに思っています。

今の状況では、一般的には個人で求職活動して、どっか行かれてるんじゃないかなというふうには思っておるんですけども、やはりそのフォローっていうのも長年勤めてきた役所がですね、任命権者がやはりそこら辺のフォローケアも必要じゃないかなというふうに思うわけでございます。

そこら辺の考え方としては、町長の今考え方をお聞きしましたけども、そこら辺はやっぱり若い人と再任用というのをひとつ区分けっていうんじゃないかと、何ていうか考え方を変えてもらうという部分でですね、再任用も採用していただきたいというふうに思うわけでございます。

町長、若い人の仕事ばがないようになるというようなことで危惧されておりますけども、そうではないと思うんですよよね。役所っていうのは、人件費はかかるかと思えますけども、やっぱり対マンパワーなんですよね。そこら辺の考え方はいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保 行男君。

○町長（久保 行男） 非常に頭を悩ますところでありますけども、こんな言い方すると叱られるかわかりませんが、口でそうやって言えると思うんですけども、現実的には、各部署あります。総務課から税務、ってそこへもし再任用を要望してきた職員を全部配置をしたとなると、今度若い人たちが入ってきたときに、ここでどんな仕事すんのやということになると思うんです。

町としては、毎年新人職員は入れていかないと。でないと、幅っていうか、年代によっては、若い子が全然いなくなる。何十年か前にそんなのがあったんで、町としては、毎年若い子は1人か2人は入れていこうと。もし次の町長さんがそういう考えと違うんであればまた別ですけども。私が町長させてもらってる間は、毎年バランスよく人をとっていきたくと。空いた部署へ職員を配置していくということになります。

もう1つは、同じようにたぶん山際議員と私も同じ思いで、退職をされて、再任用っていうか、役場に残って仕事したいという希望された方はできるだけ残っていただきたいんですけども、どこへ配置をするかというのを我々としては考えなければならぬので。

今ちょっとその前に、ご質問の中でありました、シルバー人材センター。この部分について、私は就任させていただいたときから、シルバーさんにはじめは厳しいこと言いました。時間給で、これも失礼な言い方やけど、だらだらやっとな社員がみえるんで、この辺の整理をやってくれと。例えば、1時間当たりやなしに、面積でやってくれと。それから、農家よりも例えば相可台とかそういう農業にかかわってない地域の人々の雇用もできるだけ促進してほしい、働く人を集めていただきたい。仕事は町のほうでつくります。ということをお願いしました。派遣事業のほうについても、取り組んでいただきましたんで、やっぱりそういう部分で、ですから町を退職された職員の中には、シルバーへ行っていただいている方もあります。町のほうでも、シルバーさんと連携しながら、仕事を議員おっしゃられたように、町のほうでいろんな分野をつくらせていただいて、今回の買い物支援サービスの運転手さんもシルバーさんへお願いしました。

こういうことで、それぞれ連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、お気持ちはわかりますけども、その辺のバランスを考えながら、我々としてはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 時間がきておりますので、山際照男君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。11時15分を再開いたします。よろしくお願ひいたします。

(11時06分)

(11時15分)

(4番 坂井 信久 議員)

○議長(吉田 勝) 着席願います。

再開をいたします。

3番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

4番、坂井信久君。

○4番(坂井 信久) 4番、坂井でございます。

今回、私は一問一答方式に寄りまして、1点の通告をいたしております。それは、多気農業振興地域計画及び関連案件についてでございます。

冒頭のこれにつきましても、実はこの振興計画につきましても、非常に細部に、この記載のとおりわかれておりまして、いろんなことを本来記述するべきであると思っておりますけれども、非常に長くなるということもございまして、非常に簡略化をして書いておりますことをご容赦を願いたいとこんなふうに思います。

それでは始めさせていただきます。

今回私は、平成30年6月に計画見直しが行われました多気町農業振興計画書の内容からはさまざまな項目についてお伺いしたいと、こんなふうに思っております。

本計画書につきましては、農地利用計画、農業生産基盤整備開発計画、農用地等の保全計画、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な促進利用、それから農業近代化施設の整備計画、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画、生活環境施設の整備計画、あと付図が付いておりますけれども、これで構成をされておるわけでございます。

まずその中で、1. 農地利用計画についてでございますが、この計画では、いわゆる令和8年度が目標年次となっておりますけれども、数字が各区分増減なく同一数値でございます。まずこのことからですね、お伺いをしたいと、こんなふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

農業振興地域整備計画につきましてはですね、農用地指定の面積についてでございますが、将来にわたって農業のために確保すべき土地でありまして、目標年度の数値については、現状、農用地になっている面積をそのまま設定をしてあります。ほかの土地区分についても明確な変更理由がない場合はですね、数値を変更する必要はないというふうに考えています。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 今課長がおっしゃられたことももちろん1つの考え方ではございますけれども、私は自分が従事したときとは相当時代も違っておりますけれども、やはり町行政がですね、ある程度1つの区間についてはそのままであるということは、非常に私自身は考えにくいと、こういうことを考えておりまして、行政自体がですね、いわゆるそのなりゆきに任せるということではなくて、やはり1つの方向性なり計画性を持って、今数値についても想定をしていくって言いますか、そういうことが必要なんだろうというふうに思っております。例えば、住宅地でもですね、いわゆる現在と10年先とが全く変わらないとこういうことでありますから、おそらくや、なかなか他方で定住促進、そういうふうな施策も打ち出しておられる。とは全く矛盾するところもあるわけでございますし、これは後段の問題についても同様のことをお聞きしますけれども、そういったことがですね、果たしてこの農業振興計画として、他の区分等も含めてですね、適切なんかどうかっていうのを非常に私個人としては、いかがなものかなと。もう少し変わってくる部分もですね、いわゆる農用地以外の部分では、おそらくや、変わってくる部分がある、あるいは想定するべきではあるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、その点についても、1つの課長のご見解をお願いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 議員の言われることも、ごもつともというか、おっしゃるとおりでございますが、

農用地以外の部分につきましてはですね、これを計画を作成した時点です
ね、明確に面積等の変更をですね、記載したような計画書等がですね、こちら
のほうで確認しておりません。その関係もございましてですね、明確に計画が
立案されてない部分については、数値化はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 1番目の最初ですね、ご答弁から推察するに、そうい
うふうなお答えがいただけるんだらうというふうに思っております。

少し私の見解とは違いますけれども、担当課長としてのお考えを承ったわけ
でございます。

続きまして、次の問題に入ります。

町の人口減対策としてですね、宅地としての適地の確保は私は必要であると、
こんなふうに思っておるわけでございます。この中で、当然秩序ある土地利用
についてのお考えっていうのをですね、課長としてのお考えをお伺いしたいと、
こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられますように、人口減対策であるとか、移住促進の観点から
申し上げますと、やはり宅地活用の適地の確保、これについては必要というふ
うに考えております。

昨今、相可地域を中心にですね、ミニ団地も進んできておりますし、町とし

ましても社会増を目指すというためには、こういったことを進めることは非常に良いことであるというふうには理解しておるところでございます。

ただし、町の都市計画であるとか上位計画、こういったことに基づきまして、やはり進めることが必要というふうには考えておりますし、例えば、町のほうで取り組むようなプロジェクト等、そういった動きがある場合にもですね、原則この方針に基づいてやるべきだと考えております。ただ、当然こういったことをですね、見越した計画策定であるべきというふうに考えておりますので、そういったことで考えていきたいというふうに思います。

以上です

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

ただいま企画課長のほうからですね、そういったお話をお聴きしたわけでございますけれども、当然ながらこの農業振興計画については、庁舎内関係課との調整等いろいろ、今企画課長が答弁されたわけでございますから、当然関係課との調整も済んでおると思いますが、建設課も当然なるかわかりませんが、そういった調整も含めて、この先ほど課長がおっしゃったような考え方でですね、数字も変わらずに今回の計画を出されたらと、こちら辺はどうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 農業振興整備計画につきましてはですね、議員言われたとおりで、調整はさせていただきますが、ただし、この部分につきましてはですね、土地利用の部分について、農用地以外の部分についてですね、申しわけありませんがそこまで詳細にわたって検討したということはありません。ただし農用地を設定する場合にはですね、農用地とそれから集落の介在地の考え方でですね、あくまで農業を進行する地域はここまでであると、

それから集落介在地について、集落介在地の中の農地について、将来的に、言うたら住宅用地やそんなことに活用されるであろうというような部分についてのですね、除外についてはそのときに明確にある程度線を引いておるということと、あと、土地利用、要は今後ですね、活用の予定のない農地ですね、非常に荒廃する可能性が非常に高い、それからこれ以上の資本投資をする必要がないような農地については、それも明確に線を引いて今回は農用地に関しては、大幅な見直しを行っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ご答弁いただきましてありがとうございます。

実はですね、この中の農業基盤整備の開発計画につきましてもですね、実はこの7ページに記載をされておるわけですが、この中におきましても、ちょっと私旧勢和のことはちょっと不案内でございますので、あまり詳しくお話しすることができませんけれども、旧多気町内ではですね、いわゆるこの三疋田の35ヘクタールがいわゆる開発計画に入っておるわけですが、あなたもご承知のように、この相可地区に至っても、あるいは津田地区に至っても、三疋田以外の地域、あるいは上佐奈のですね、平谷、前村、あるいは神坂に至る地域については、いわゆるまだ整備がなされておらんと。こういうようなことでありますから、私は地域の地権者の意向は別としましてですね、やはり行政として、やはり農地保全、あるいは優良農地の確保、あるいはこれからの担い手が受けやすくするような、基盤整備をやっぱり町行政としてはやっぱり推進をしていく、推しはかっていくと、こういうことをやっぱり計画をしていただくっていうのが、私は行政のあれではないかなと、こんなふうに思っておるわけでございます。

昨日、町長のほうにも7つの目標理念にことをお話になられました。その中には、当然確か産業のことにもございましたが、その中で、残念ながらこういった部分については農業について触れておられませんでしていわゆる6次産

業化、特に伊勢いも、柿の6次産業化だとかですね、あるいは新規就農者、あるいは伊勢いもの就農者だとかですね、そういったところについては確かに力点も置かれて、制度設計も久保町長になってからされたと、これはもう当然評価をするわけでございますけれども、包括的なこの農政と言いますか、こういった面にかけてのことについては、やや私は町に計画性がなさすぎるんではないかなというふうに思っております。あくまで私が言っておるのは、一義的に地権者の意向は別としましてですね、行政として、やはり残された、また未開発地についてはですね、この計画をあげて、やっぱり推進をしていくと。そういうふうな私は計画でないとはですね、やはり多気町の優良農地、あるいはその今森田議員もですね、将来像の農地を守っていく、そういったことにもつながるためにもですね、やはり私は整備が必要だと、こんなふうに思っておりますけれども。

この7ページには残念ながら三疋田の35ヘクタールこれしか、仁田が5ヘクタールほど記載ございます、30年から33年ですか。そういったことしか記載がございませんので、そこら辺の町ですね、考え方っていいますか、なぜ、そういうことはもう放置するのか、そこら辺はですね、町として今後改めて、開発地域に組み込んでいくのかですね、是非お聞かせ願いたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 議員お考えのことでもあるとは思いますが。ただし、こちらのほうですね、整備計画をつくった段階で明確にある程度地元の要望があつてですね、この方向性がある程度「これは確認できた」というようなところを、この整備計画のほうには入れてあります。ただし、今後そのあとですね、いろいろ計画されたこともございます。

議員言われたようにですね、整備をされてない部分をどうするかっていうのは、非常に問題ではございますが、その部分についてもですね、地元の意向っ

ていうのも非常に大切なことがあると思います。ことあるごとにですね、そういう意向はどうかっていうような話はですね、させてはいただいておりますではあります、今言ったようにですね、明確に計画にできた部分だけこれは記載をさせていただいておりますということでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） これは以前にも別の質問のときにですね、多気町においては、いわゆる総合計画書が策定をされていないと、これは私以外の多くの議員からもですね、一般質問された経緯がございます。そういったことがですね、今のような本計画についても一部要因があるのではないかなと。大きないわゆるロードマップはないということがですな、やはり各それぞれでしておることが今のようなことに私はなるのではないかなということを少し心配をしておるわけでございます。

したがって、できる限り、そういうようなものがあつたほうがいいのではないかなと、私は個人は思っておるわけでございますけれども、これはまあ町長のお考えでですね、今のこのええまちづくりプランですか、この7つの構想の一環として、「活力ある産業のまち」の中にですね、それからこの農政部門も含まれて、いろいろ推しはかっていただいとると、こういうことでありますけれども。

やはり、私は、そういったことも含めて、そういうようなことを今後はお考えを願うと。やはりこう各、おのおのの担当箇所がこれからどういったことをうちの担当課としてしていったらええのかと。トップダウンでこれやれと、あるいは職員がこれ上からやれってということだけしとるってということではどうね、私は育ってないのではないかなというふうに思っております。

私は久保町長も職員の時にはですね、非常に改革っていいですか、そういうふうな積極的にそういったことをされた方だと、まあタフなことを私下で一緒に働かせていただいた経験も踏まえてですね、そんなふうには思っておりま

したけれども、今は町長の立場としては、そういうふうなトップダウンでやっていただく。この農政についてもですね、そういうふうな形でやっていただいとる。これはもう間違いのない話ですけれども。

そうではなしに、やはり担当課としてですね、今私が言ったその基盤整備についても、考えてこういうふうに私らはやってたほうがええよと。最終的に決裁すんのは町長かもしれませんが、上から言うとするだけの仕事をするということではなしに、自分らがやはり多気町をどうしていくっていうことですね、やっぱり計画をして、町長に決済を仰ぐと、こういう形にですね、やっぱりしてくってというのが大事だと、こんなふうな見地から、私はこういった地域もこれは町長さんにお答えしていただいても結構なんですけども、やはり計画の中へもちろん地権者の賛意は得られないということがわかりませんが、それはともかく町としてはやっぱやってくんだと、そういうようなことも将来を考えるとですね、必要なこと、こういう判断をしていただいて、是非次回の見直しのときにはですね、やはり私はそういう考え方で、これは他の部署でもそうです。上から言われとするトップダウンのあれではなしにですね、これからどううちの課はしってらええんろ、そういうふうなことを考えて、私はおのおのやっていただくと。このことが必要ではないかなと。その一環として、今回のような問題が出ましたので、町長さんにですね、今私が言いましたこの相可あるいは津田のまだ残っておる、あるいは上佐奈地域でも基盤整備が進んでおりませんが、どうか推進ですね、地権者はどういうふうなお答えかわかりませんが、これから時代も変わる。相可のほうではもう請け負いする人がないと、反1表では請け負いする人がないというのはこれはもう現状でございます。これからおそらくお金を反当たりお金を払わんことにはですね、やっていただくかたがないと、こういう状況が近づいてきておりますし、おそらく、しまいには耕作する人がないというようなことになってはいけませんから、やっぱり農政としては、やっぱりそういうふうな土地を大事にするという意味からもですね、是非推進を推しはかっていただきたいと。町長さんに

そこら辺ですね、是非そういった地域についてもお話をいただいて、その基盤整備を進めるという方向で取り組んでいただくようお願いしたいとこんなふうに思いますけれども、町長、ちょっとそこら辺だけお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 坂井議員から、農業それからもっと、これは森田議員のときにも同じようなことを言われましたけども。

その前にちょっと、もう業振興地域のときもそうですけども、農振地域は、議員もご承知のように、昔は標高 100 メーターラインまでミカン園造成やりました。これは 2 つ目的があって、当時はミカン盛んでしたんで、ミカン園をやらなあかんのと、それから無秩序な開発を防ぐ意味で、農振農用地、これは上位法なんで、やったと思うんですけども、その後方針もだんだん変わってきました。森田議員のときにも言いましたように、もう日本の米の消費量がぐんぐん減ってきてますので、そんな関係で優良農地の確保をしていこうということで、これも昭和の後半から平成にかけて、基盤整備を進めてまいりました。その中で、今、どちらかっていうと取り残されたようなところが残ってるんで、これを坂井議員おっしゃるように、なっとしてくんやというのがありまして、手を付けられるっていうか、今ここはこうやってやった方がええなというところにつきましては、3 年ぐらい前からある地域行って、それで圃場整備、基盤整備やらないかんと。これはそのまま放置をすると、本当に獣の巣になってしまうんで。今こんなことやりましたし、佐奈地域につきましても、同じような、当時の建設課長と一緒に話もしにいきました。

ただ、議員もおっしゃっていただいたように、現実的には、自分は若いときに一番頭を打ったんは、自分とこの在所でしたけども、ある程度強引に進めたら、まだ今の時代になっても、もう 20 年も前の話ですけども、非常に私に対しての攻撃も含めてですけども、そんなこともありましたので、やはり地域の、例えば、就農者の方がどういう意向を持っておられるか、それから地権者は、

どういう意向を持っておられるか、もし基盤整備ができれば、その後の営農計画について、それをどうやってやってくか、何をやるんやというのも、ある程度計画立ててからでないと、GOということにならないと思いますので。

ただ、議員おっしゃっていただいたように、これからもここはいけそうやなというところについては、積極的に話を持っていきたいと。これは担当課もたぶん同じ思いでおると思うんですけども、いきなりここをこうやってやってくんやっていうのは、なかなか難しいけども、これは議員おっしゃっていただいたように、担当課も私はとしてこうやってやりたいっていう意向はやっぱり示してやらんといかんかなと。でないと、それぞれのこれは農林課だけではなしに、いろいろな課がそうでありますけども、町長がこうやっていうでやるんやではあかんと思うんで、皆さんそうやってして頑張ってくれると思いますので、また、そういう取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非、今の町長の発言もございましたようにですね、そういった残された地域についても啓蒙啓発に努めていただいて、チャンスを見逃さずですね、何かの事業で取り組まれるっていうことを望んでおりますのでよろしくお願ひしたいとこんなふうに思います。

それでは次に進めます。実は、これも当然その前段の質問と関係ございますけれども、宅地としての適地はJR多気駅西北側でございまして、県道勢和兄国松阪線バイパス申請路より南側の地域でございます。

これは当然JR快速停車駅である多気駅を活用する意味におきましてでもですね、私自身は宅地の適地と考えております。

これにつきましては実は、久保町政以前の町政を担当なされておられるときにですね、今から20年弱ぐらい前に、あそこの地権者関係5字の区長さんがですね、その要望書っていうのを提出をしていただきました。もう今は亡くなられておりますけれども、Kという頭文字の方、非常に有力な方ですね、中

心になって、その話をまとめられた。て言いますのは、実はそのエリアについては、農振地域でございますけれども、農業にいわゆる農地法にいわゆる抵触する方ですね、既に事実上3名ほど土地を所有されておることがこの水利費を集める中でわかってきたわけですね、その当時に。

それはなぜかといいますと、今、いわゆるそこへ家をたてたいということで買われたんやけども、その農地法の関係があって、いわゆる農地であるもので取得ができやんと、こういうことでありましたから、地域としてですね、その中心になられた方が5字にその話を、たまたま私もそのときに私の地域の在所の役員をしておりまして、そういう話が来たときに、その地域が特に後継者もおらんという方が多いということもありましてですね、除外をしてほしいという要請を出した。こういうことがあるわけでございます。どっかの課にはその書面が、うちの在所には残っておりますから、おそらくあると思いますけれども、まあそういった経緯もあって、また私当時、シャープの環境センターの方ともお話したときに、こんな相可おらはかなんのやと。多気駅にあそこやったら車で1時間10分、あそこら辺に宅地欲しいと、これはおそらく企画課長も聞かれたと思いますけれども、私もその話を再々シャープの関係者の方から聞いておりました、あの地域っていうのは非常に絶好地ではないかなと、いうふうに思っておりましたけれども、残念ながらそれから20年近くおそらく見直しについても3回ほどされておるとは思いますけれども、一向に除外される気配がないと。

だから、他方で先ほども言いましたけれども、企画のほうでいろんな誘致也いろんなこと言っておられるというようなことでありますけれども、そういうような適地もですね、非常に限定されてくるということでございます。

まあもっと戻しますと、実はこれ昭和46年にこの農振法が策定されたときに、当時のうちの担当産業課長がですね、色塗りをしてここは農振地域やと決めたわけでございますけれども、そのときに土羽区と相可2区だけがですね、唯一地元から農振地域にせんといてほしいと、したがって今相可駅の前でも今

すぐでも家たつわけですね。これ先見の明があったって言いますか、ちいきのいろんなお考えがあって、もちろん土羽は在所周辺ですけどね。そういったところが農振をそういう地域、その2地区が当時多気町 39 自治区のうち2自治区がですね、農振地域から入れやんといてほしいと、こういう要請があってそれが現在に至っておりますですね、相可2区のほうはいつでも開発ができる

と。

他方、今言いましたように、多気駅ですね、あそこへ家をたてたいという方があってもこういうようなものがネックになってたたんという現実がございますから、そういったことを申請したわけでございますけれども、こういって、なぜこれがですね、除外できやんのかなと。いわゆる成り行き任せって言いますか、おそらくそのことが除外かされておったらですな、今ごろあそこら辺は結構家たつと思ったと思うんですわ、自然と。自然発生的に。その奥のところがご案内のように12軒たつ団地もできましたし、それ以外やはりこれがネックになっておると。やっぱり町はやっぱり先を見据えて、どんどん私はやっていただきたいと。いわゆる思い付き発生って言いますか、成り行きに任せるっていうことではなしにですね、やはりそういったことをやっぱりせんっていうことが、多気駅周辺のやっぱり私は取り組み遅れって言いますか、私は前も言いましたけれども、玉城町によそのもんにですね、何でお前とこJRの特急がとまるあの駅のはたをそういうことせんのかと、いつも言われておりましたんや。それは私は行政の私は1つはそこら辺のお考えがですね、もちろんこれは久保町長とは当時の町長とは違いましたけれども、私らとはやっぱり違ったお考えであったんだろうというふうに思っておりますけれども、あそここの除外についてですね、どうされるか、県道バイパスのほうにつきましても、いろいろ訴えていただいております、10年20年っていう先になるかどうかわかりませんが、できたらその中をですね、除外をしていただくと、おそらく取得されておられる方も含めて、家が若干たつてくるのではないかなと、こんなふうに私は思っておりますので、そういった促進においても、何かの機

会にですね、一般管理でっていうわけにはいきませんかわかりませんが、除外をしていただくと。

これについて、農林課長か企画課長かどなたかわかりませんが、町これからお考えをどうなのか、まだその方を若干という方も我々の地域のほうではおりますので、是非そのこともですね、合わせて伺いたいところなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは、さきほどの質問にお答えいたします。

建設課としましては、第2次多気町都市計画マスタープランの計画書を平成29年3月に策定しております。その中で、将来都市構造図に住居系ゾーンとしましてこの場所については位置づけております。内容につきましては、やはりその今議員が言われましたように、県道バイパスの関係もありますので、それも含めて県道バイパスを整備したと同時ぐらいに、実際民間の開発の誘導もしてですね、全体をするっていう計画には、今のところ将来的にっていうことになっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

そういうふうな将来ですね、していただくことを是非お願いしたいと思えますし、できましたら、次のいわゆる計画書の変更のときにですね、これは農林課長にお願いしたいんですけども、除外をしていただきたいと。

そうすると、現在3軒の方が、いわゆる農地持って取得されていない方が、実は所有をされておるわけでごさいますので、そういった方がご本人かあるいはどなたかに売却をして、家がたつ可能性も実はあるわけでごさいますので、是非そういったこともですね、やっぱりスピード感を持ってやっていただく、こ

のことが私は大事だというふうに思っております。聞かれてまあもうざうざや
っとけっていうことではなくてですね、やはりスピード感を持って、どういう
ことでもやっていただくことが私は大切だと、こんなふうに思っておりますの
で、是非達課長にですね、このことについてのご所見、またできるだけ早い取
り組みをお願いしたいと思いますけども、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 建設課長がですね、答弁させていただいたように
ですね、実際そういう県道バイパスができて、すぐにその宅地開発っていうよ
うな話になりましたらですね、これはその特管、特別管理じゃなくて、一般管
理、緊急的にやる管理ですね、それで対応させていただくと。

基本的にあそこの部分をですね、農用地にしておるっていうのはですね、町
長の話にもありましたように、乱開発を防ぐため。特に今は太陽光なんかはた
くさん出ておりますので、その部分については、抑制効果を期待してのことで
ございまして、宅地開発についてはですね、これは今言われたとおり、積極的
に農振農用地についてもですね、除外対象にしていきたいというふうには考え
ております。

それではよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非そういった取り組みを進め
ていただきたいとこんなふうに思います。

続きまして④番に入ります。

この計画の中の4. 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ
総合的な利用の促進計画から効率的かつ安定的な農業経営の目標について、営
農類型、規模、作物構成、目標戸数、流動化面積等が記述されております。中
でも年間農業所得、労働時間の目標値が示されておるわけでございます。この

数値についてですね、担当課長としてこの水準の確保へ誘導できるかと、現状でできるかどうか、そこら辺の見解をひとつお聞かせ願いたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 効率的かつ安定的な農業経営の目標につきましてはですね、平成 26 年度に多気町が定めた「多気町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づきまして、認定農業者の営農類型別の目標を定めたものでございます。

認定農業者につきましてはですね、年間所得 300 万～400 万、それから年間労働時間が 1,800～2,000 時間というのが共通の達成目標というふうになっております。認定農業者につきましてはですね、5 年に 1 回の更新をするその農業経営改善計画がございますが、この目標を達成できるようにですね、県の普及センター、それから J A 多気郡と協議の上でですね、計画の見直し等、指導を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4 番（坂井 信久） ありがとうございます。私この読んでおりますので、1 人当たり 300 万～400 万、あるいは家族経営では 500 万～600 万程度と、こういうふうに記載がされておりますけれども、現状非常に厳しいのではないかなというふうに考えておりますので、町長が新たに制度設計をされたいろんな農業者への支援、そういうようなことを最大限に活用してですね、こういったものが安定的になるように、ご努力を願いたいとかように思うわけでございます。次進めます。

その中にはですね、本目標達成について誘導方向、方策が記述をされております。その中で農業委員会、J A などが連携して推進していくというふうに現

状ありますけれども、この現状についてですね、少し現状をお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先ほど申し上げさせていただいたとおりですね、担い手別の農業経営改善計画の立案・更新時にはですね、農業委員会、それからJA、普及センターで構成する農業経営基盤強化促進事業指導班っていうのがございますが、こちらで計画の実現性について審査・指導等を行っております。実際の営農指導につきましては、JAや農業改良普及センターが連携して行っております。また、農地の利用集積につきましてはですね、集落別の人・農地プランの計画をですね、作成するのが今の流れとなっておりますが、これについては県の農林水産支援センター、それから実際の担い手さん、それから地元の農業委員等がですね、協議の上、意見集約をして策定を行うということをさせていただいております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 次に進めます。

関連をいたしまして、農業委員会に関することでございます。これにつきましては、平成28年に農業委員会法が改正をされまして、それを受けて当町では平成30年3月議会にてですね、農業委員会の制度改正がなされたところがございます。結果としまして、委員数も半減をいたしました。それから以前にも当然委員が少なくなったということについてはですね、委員の皆様にも大変職務がふえた、ご負担がふえたということで、このことに対して私は敬意を表したいとこんなふうに思うわけでございますけれども、合わせて農地利用最適化委員制度も発足をしたと、こういうことでございます。その現状と課題などまずお伺いしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 農地利用最適化推進委員につきましてはですね、昨年10月に農業委員会のほうで15名を選任をさせていただいております。役割といたしましては、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の抑制・解消、新規就農者への支援っていうのが3つの柱となっておりますが、全ての委員がですね、地域の農業の担い手の方を選任をさせていただいております。農業委員との合同研修会、これは何をっていうと、今言うた3つの方策をですね、推進していくにはどうしたらいいのかっていうようなことを具体的に研修を受けるわけですが、一部地域の人農地プラン作成への参画などの活動をしていただいております。

今後はですね、その地域別の人農地プラン、それから耕作放棄地の解消なんかが重要な役割となっておりますので、積極的な計画立案それから協議等への参加等をですね、私どもも一緒にですね、地域に入っていきたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 次に進めます。

実は私も農業委員会の会長にもですね、今回この質問に当たりまして、ちょっとお話をお伺いしてまいりました。いろいろご苦勞されておられるようなところもございましたけれども、私も逆にこの質問がですね、悪聞きしていただくとかなんということで、決して農業委員会責めるわけではないんやと、そういうお話をしながらですね、いろいろお話を承ってきたわけですが、実はこのそのことを踏まえですね、この7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画、あるいはその前、今関連した最適化委員制度もですね、発足をしまして、いろいろやっただいておられるわけですが、これについて、農業委員会、JAなど関係機関で、というふうなことが記述をされておられるわけですが。

しかしながら、私が聞いておる中ではですね、残念ながらそのJAの姿が見えてこない。全然そのJAの姿が見えてないと。実は、農業っていうのは、もともと出資法人でございますから、農業者、農業に従事する、あるいは農業を営んでおられた方がですね、出資をされて、うちにも出資の債権がございますけれども、出資をして設立をした農協でございます。

当時はですね、スタート当時からはいわゆる営農指導、あるいは栽培指導、この指導業務に非常に力を入れておりまして、今の商社化をした金融やとかですね、多面的に経営をなさっておられる時代とは違いますから、非常に農業に力を入れておったということもあって、現在では相当変わってきたと。それがおそらくや、私も感じますし、私がお聞きした方もですね、農協のそのそこら辺の関与って言いますか、非常に見えないと、こういうことを非常に聞くわけでございます。これは私だけかわかりませんが、もっといろいろ木戸口議員も非常に農業についてはですね、熱心に取り組みまれておられますから、木戸口さんらではもっと農協の関与があるかもわかりませんが、私が今回案件についてですね、いろいろお聞きした中では、まあ農協の関与っていうのが非常に薄いのではないかと、こういうことを推察するわけでございますが、そういったところの現状を少しですね、お伺いできないでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、遠武彦君。

○農林商工課長（遠 武彦） 確かに、議員ご推察のとおりとは言いませんが、確かにちょっと人員的な問題もあるとは思いますが、例えばこういうふうな指導の部分であったりとか、それから役所等との協議、それから計画の立案、それから現在の進めているプロジェクトなんかについてもですね、若干JAさんの関与は弱くなっている部分、多数あると思います。そういう部分についてもですね、ただ、ですから町がそんならもうJAと連携しないのか、っていうことではなくて、町からも積極的にそういうことを、当然つくられる生産者がつくられるものですね、JAさん通して出ていくことが多いので、そういうこ

とも含めてですね、これからも積極的にJAさんと連携を進めていくことはしていきたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） そこでですね、実は私は達課長に、あるいは町長にもお願いをしたいことがございます。

ていいますのは、多気町としてもいろんな各種団体の助成金を出しておるわけでございます。またあるいは、そういったところが事業主体にところについてもですね、JAについてもご案内のように補助金を相当町は出しておるわけでございますから、当然私は行政指導っていう形が取れると、私はそんなふうに思っております。

また、岡井監査委員がおっておられますけれども、出した補助金の支出先についてもですね、これ一応法的には監査請求ができると思います。それぐらい助成金を与える、いわゆる交付するということはですね、うちはそういう団体に対して、いろんなことを発言できるというような、私はそういうような立場だと、こんなふうな思っておるわけでございますので、是非ですね、これは私も西井君におうたら、また話にいったとときにですね、私の個人的には言いますけれども、やはり担当部局としてですね、それは町長さんなり副町長らも一緒に同席をしていただいても結構ですけれども、やはりもう少しですね、農協にそういうふうな行政指導をします。そういう私は立場も含めて行政にはあると、あなたには私はそれがあるというふうな思っておりますので、そういった取り組みをですね、是非この問題も含めて、他分野でもですね、農協の取り組みのやっぱり私はご指導をお願いしたいと思います。

そこら辺のところについて、あなたのご所見をですね、達課長として、絶大なあなたには権限も一部あるわけでございますから、是非そういったところ辺のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 課長からっていうとちょっと。

J A様は別組織ですので、議員おっしゃられたように、うちが補助金出しとる部分についてはいろいろ連携して、協議をしながらやってきたいと思いますが、向こうの運営、それについてはうちが口を挟むべきではないと思いますので、補助金関係につきましては、いろいろ連携しながら、特にもっとしっかり手を結んでやってけるように頑張ります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非今の町長のですね、発言のとおり、私は農協の組織の中のことは当然介入しませんけれども、あくまでもこの今言いました、農地の集積化問題とかですね、いろんなことはその記載してあるわけでございますから、当然その部分については、指導って言いますか、担当部課長にですね、お話をして、協力体制を引いていくと、こういうことが私は可能だとこんなふうに思っております。

もっと包括的なことはまた町長のほうからですね、農協のほうへまた機会があればお話をさせていただく。これはこれで結構だと思いますけれども、是非あなたの役割として、私はそれがあなたに与えられたあれだと思っておりますので、是非もう答弁を求めませんので、今町長さんからお聞きしましたんで、是非お願いしたいというふうに思います。

それでは最後になりますけれども、⑧番目の問題をお聞きをしたいと、こんなふうに思います。

先ほども申し上げましたが、この計画書の目標は令和8年度になっておるわけですが、いろいろ記述がございます。多種多様にこうあるわけですが、課長としてですね、この目標値が達成をできるんかですね、あるいはまた目標年次の農業がですね、果たしてこのようなこと、これは森田議員も先のことを随分心配されたようなご質問されておりましたけれども、ま

あどういうようになるかわかりませんが、町の農政担当課長としてですね、どんなふうに思い描いておられるのか、もしあれでしたら町長さんにでも結構ですけれども、是非そこら辺についてもですね、農業に一生懸命前向きにやっておられる方やとか、いろんな形で従事されている方については、非常に先行きの心配もしておるわけでございますし、私らの地域としてはやはりその請け負いをさせていただく方が、この先もあるんかなということを心配をしておるわけでございます。そういったことも含めてですね、この目標年次に至る10年先にはですね、どういうことになっていくんかなということが、これ全ての農業に関係しておる方が思う心配でございますので、是非そういったことにもですね、後光が差すような取り組みなり、そういうようなことがですね、ご発言があればありがたいなというふうに思っております。非常に難しい問題だと思っておりますけれども、是非その点についてのご所見っていいですか、お考え、あるいは見通しなり、お聞かせ願えればどうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 12時を回りましたが、続けて進めたいと思います。

当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

目標年度のですね、数値目標を達成するために鋭意努力していくつもりではございますが、ただ数値をクリアすることより、目標年度の多気町の農業の姿がどうなっているのか、ってということが重要でございます。

現在進めているさまざまな取り組みがそれに結び付くかが大切でございます。今から言うのはあくまで「望ましい姿」ということで聞いていただきたいんですが、まず平地からですね、中山間地にかけての水田では担い手への集積と効率的な農業が営まれ、営農組合では世代交代が順調に進み、また、集約的農業としては、野菜・果樹などへの新規の就農者や企業の参入があり、新たな法人、団体による「もうかる農業」への取り組みが進んでいる。

それから、国の直接支払事業を活用した農地保全の取り組みが継続するのと合わせて、有機野菜や薬用作物の栽培など新しい取り組みも一部生産者によって行われると。さまざまな形の担い手が生き生きと農業を営むことによって持続可能な地域農業が確立できるということを考えております。

またこれに向かっていろんな事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

たくさんご発言ございましたけれども、非常に困難な問題でありますけれども、1つずつ問題をクリアしていただいて、その目標に近づけていただけるようにですね、是非頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、最後でございますが、先ほども申し上げました町長の、昨日町政報告の中で、ええまちづくりプラン、1番から7つの項目について、いろいろお話がございました。私はこれはこれで町長の政治目標、あるいは政治公約としてもですね、非常に大事なことだと、こんなふうに思っておりますけれども、やはり、先ほども申し上げましたように、各担当課のほうでですね、これから自分の課としてどういうことがしていっていいのかっていうことも十分ご議論願う場をつくると、あるいはいわゆるこれは総合計画をつくるということになるんかどうかわかりませんが、そういう場をですね、是非町長さんにもお願いをして、トップダウンばかりではなしにですね、やはり下から自分の課としてどういうことをこれからしてかないかのやということを考えて、やはりこの行政を進めていただく。このことが私は非常に大切だとこんなふうに思っております。今、今回お聞きしましたのも、実はその一環だと私はそんなふうに考えておりますので、是非町長さんもですね、トップとしてもこのことは私は否定は全然しません。これはこれで進めていただくことは結構ですけれども、他方はやはり、各課でですね、うちは当面どういうことが政策として

やっていかないかんのやということを若いときから十分議論させて、上から言われたことではなしにですね、自分からこういうことをやってく、それを上へあげて決裁をいただいて事業を進める。あるいは政策を推し進めると。こういうことが私はこれからのいわゆる町の経営っていいですか、自治体の経営には、もう欠かせないというふうに思っておりますので、是非そういったこと含めて、町長さん含めて幹部の方にですね、お願いをして、私の質問を終わりたいとこんなふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井信久君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時からとします。

よろしく願いいたします。

(12時04分)

(13時00分)

(11番 前川 勝 議員)

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

4番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

11番、前川勝君。

○11番（前川 勝） 今回私は、2問の質問をさせていただきます。一問一答でお願いいたします。1問目といたしまして、同一労働同一賃金導入についてということと、各小中学校通学路危険箇所対策についてということで、お伺いさせていただきます。

それでは1問目から始めさせていただきます。

2018年6月、働き方改革関連法が成立し、自治体、大企業では2020年4月、中小企業では2021年4月より同一労働同一賃金導入が決まっております。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消であると説明されております。非正規労働者の待遇改善であるというふうに理解しており

ます。

そこで①番。待遇差の改善には、さまざまあるわけですが、給与、賞与、福利厚生など考えられますが、このことについてどのように考えられますか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 前川議員の①つ目の質問にお答えをさせていただきます。

待遇差の改善におきましては、給与及び賞与面での改善が、一番有効な手立てではないかと考えておりますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者においては、業務の複雑さや責任の度合いなどにおいて、合理的に待遇差が生じることもございます。

議員の指摘されたいわゆる不合理な待遇差に対しては、実態をしっかりと見極めた上で、その改善を図る取り組みが必要と考えます。

これらに関連いたしまして、本定例会におきまして、議案提出させていただいております会計年度任用職員に係る条例制定も、公務員における非正規雇用労働者の任用根拠を法律上明確にして、さらには、期末手当の支給を可能とすることなど、待遇改善も図ることとしております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） これまで、非正規の職員の方より、私たち正規職員の方と一緒にことをしてるのにすごく差があって、ということをしばしばといただきますか、伺っていたわけですが、このことにより、非正規職員で今いらっしゃる方たちは、この積年の思いが通じたことだろうなというふうに思います。

これはまさに、いろんな非正規の方もいろんな形があるかと思うんですけども、皆様にとって、これが生活の糧にもつながるだろうし、非常に素晴らしい

ことだなど。それから今課長がおっしゃっていただいた、いろんな形で今回条例制定にも上がっておりますように、ここで本当に議員としては、ここで制定を見せていただくとすると、さまざまな答えが書いてあるのでわかるわけですが、それを通じまして、今回、もうあと2、3点このことにつきまして、お伺いさせていただきたいと思います。

今のおっしゃった給与・賞与、これがもう特に非常勤職員の方にとってはもう一番の最高のお年玉といいますか、になるのではないかなというふうに思います。

②番の質問へ移ります。

②番目。正規職員と、非正規職員（非常勤、パートタイム職員など）の均等・均衡を比較したとき、雇用形態により労働が同一にならぬとき、非正規に同一労働を求め、待遇差の解消を図っていくのか、これまでのとおり待遇差が残っていくのか、どのような対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 現在の公務員におけます非正規雇用労働者につきましては、業務補助が、主たる仕事内容となっておりますが、中には正規雇用労働者に似通った仕事内容となっている場合もございます。

前の質問でも答弁させていただきましたが、それぞれの仕事内容をしっかり把握した上で、合理的な差なのか、あるいは不合理な差なのかをの見極めが重要と考え、合理的な差の場合には、ある程度の待遇差が生じることはやむを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） その合理的、不合理という部分ですが、非正規の方にとっては合理であるが、考え方が合理的だと思われる方もあるだろうし、その

だから不合理と決めるその不合理は何なんだと。合理は何なんだと。

不合理と決めるその根拠、そこはどのような図り方を考えておられますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） いわゆるこの同一労働、同一賃金のガイドラインっていうのも出されておまして、その中にも「合理的」あるいは「不合理」という言葉がいろんな箇所に出てまいります。

まず合理的なのか不合理なのかというのは、例えば、今現在、私が答弁させていただいているのは、いわゆる公務員、端的には役場の仕事ということで、話をさせていただきますと、まず、役場の仕事にもいろんな仕事がございます。それからそれぞれの職員が持っている仕事の複雑さ、あるいは責任の度合いも当然異なってまいります。まずはですね、その仕事の内容をはっきりと、この人はこの仕事をするんだというのをまずはそこを明確に出す必要があるのではないかなというふうに考えております。本来の業務補助をお願いしているのか、きちっとそれが責任を持った仕事をお願いしているのかというような、それはもう正規非正規を問わずにですね、きちっとどういう仕事をしていただいているのかということ、ただ形上は、例えば、非正規であれば、その責任の度合い等、当然正規とは異なってくるというところもあろうかとは思いますが、まずはそういうふうにして、ただ一緒に役場というところで仕事をしているだけで、それが不合理不合理ということではなくて、きちっとそれぞれの人の仕事を明確にさせるのがまず一番大事ではないかなというふうに考えております。その中でもさらに、不合理という部分が見受けられるのであれば、そこはきちっと解消していくべきものであるし、もともとの仕事内容、その人が与えられた仕事内容がきちっとした合理的なものに基づくのであれば、それはそれとして、差が出てくるのはやむをえないと。このガイドラインにもそこら辺のことが書いてあるように、私も思いますので、そこら辺で何かそれが将来的には違法になるかということではないというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ガイドラインにも書いてあるということですが、それはやはり相手のあることですので、その辺はやはりうまく説明というか、きちっとした説明をして、理解納得いただける形にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、今回条例制定の見せていただいとる中で、第1表の給料表に基づいて給料ないしは報酬ですね、パートタイムの職員には報酬という名前ですね、を決めていくということですが、この中で、この96でしたか、93号でしたか、一番上の号数が第1表であると思うんですけども、1～96 やったか93の枠内に、皆さん今非常勤でおられる方は、その枠内で収まっているんでしょうか。そこ、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今回この条例制定の中で別表という形で第1号～第93号までの部分でさせていただいてます。

現行の、いわゆる非正規雇用労働者、役場では非常勤職員という言い方をしたほうが通じるかもしれませんが、その方々はその範囲内に収まっておりまして、今後、4月以降につきましても、その範囲内で運用していくというふうな形で条例で出させていただいております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） まあフルタイムの会計年度任用職員っていうフルタイムの職員ですね、非常勤職員、についてはまあその第1表の中で報酬、給料もボー

ナス等も決まってくる。

そんな中で、問題というか、パートの方。パートの職員の方は、さまざまなフルタイムじゃない、例えば、6時間の人もあれば2時間の人もあれば1時間の人もあると。そういう方たちの報酬、賞与についての考え方はいかがですか

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） まずですね、だんだん条例案の説明のほうに変わってきておりまして申しわけないんですが、まずあそこにある給料表につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、フルタイムの職員はあの金額をそのまま月額給として適用していきます。

パートタイムの職員はいわゆる 7.75 時間未満の、1日、方ですので、その時間数に応じて、例えば7時間半の方であれば、7.5 割る 7.75 というちょっと計算をした上で、給料表を適用していきますので、若干下がることとなります。さらに、今現在非常勤職員の方の中には、時間給でお支払いをしている方もおみえになります。その時間給につきましては、今現在給料表にありますのは、週5日の7.75、いわゆるフルタイムでの計算した額ですので、それを1時間単位の計算をし直した上で、時給額をはじき出すということになっております。あくまでもあの給料表からそれぞれ算出していくと。その計算方法が今回条例制定の中にちょっと分散しておりますけども、計算の仕方がそれぞれ規定をされております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そしたら時間を割りかえし？とかそういうことでば一どの人も決めていくということで、賞与についても同じことが言えるですね。

はい、わかりました。

次行きます。

このことを全協の中でも周知をするために9月議会、皆さんに周知するために、知ってもらわなきゃ行かんで、9月議会ですということ、おっしゃったと思います。その周知ですね。周知を10月から行うとか言われたと思うんですけども、周知のするまあ、現職員には周知でいいし、今度新しく4月から雇い入れようとする方に対する募集の仕方の、そこでもうたうことが当然必要になるのではないかなと。それから、近隣市町との待遇。多気町はいいよ、どこかは多気町よりもっといいよ、ってというようなことが起こるのかという想像はするんですが、その辺はいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） まず周知については、全員協議会で申し上げたように、今後担当課も含めて、現在役場で町職員となられとる非常勤職員さんを対象に当然説明をしていきますし、4月以降ですね、新たな時は基本的には募集要項等を広報たきであるとかいろんなとこに出しますので、その中でうたっていくことになろうかと思えます。

あと、近隣の市町との関係なんですけど、全協のときにも申し上げました、あくまでも今回は条例制定の議案としては出ささせていただいておりますけども、では実際に具体的にはこういう職種の方では、いったい1～93のどこに位置づけをするんだと。いわゆる始めてなられた方はどうするんか、以前に経験のある方についてはどこへ、何号級へしていくかということが必要になってまいりますけど、それについては規則で今後さらに詳しく具体的に決めていくつもりをしておりますけども、それをするのに対して、今近隣の各市町とも情報をやり取りしております。

ただ、この情報のやり取りはするんですが、状況を見ますと、多気町と全く同じような規則を決めるとこはたぶんないように思われます。

すなわち今の非常勤職員さんの、今では賃金という言い方をしておりますけども、賃金の支給の水準からしてもう既にだいたい市であるとか町であるとかで異な

っております。基本的には各市町ともその今の実情を引き継ぐような形になっておりますけども、例えば期末手当については、本町は今ひと月を予定してありますが、場合によってはひと月以上を支給する市もあれば、その初任給の位置づけを多気町の水準よりももっと低いところからされるところもありますし、場合によっては多気町にない職種、例えば近隣でいくと玉城町なんかですと病院を持ってみえますので、病院のところで働いてみえる方もおみえになります。それと医療職というまた別のそういうところもあります。多気町ではちょっとそこはないんですけども、そういった方々、いろんな職種の方もおみえになりますので、一律本町の決めた条例と、もうその条例からしてたぶん給料表がひょっとしたら、1級さらには場合によっては2級を設けて、規定をさめるようなところもあるかもしれませんけども、ちょっとそこは差があります。

ただ、本町としては、今の当然賃金水準よりは下回ることはないように、それは最低限確保しながら、近隣の参考なり、あと、これがスタートして、今後また情勢変わってまいります。それから本庁職員の、いわ常勤職員の給料表自体も変わってまいります。そこら辺はまた今後連動してくるかと思っておりますので、そういうようなのも含めて、スタートして、今後もそれをきちっと見分けながら必要であれば改正をしていくというふうなことになるかと思っております。

それからさらに議員おっしゃったこの同一労働同一賃金がいよいよ20年ということで、また具体的にまたこれは国のほうから出てくるかと思っておりますので、そういうなのも反映させていく。さらにですね、反映させていただく必要があるのかなと思っておりますので、できたらそのままというわけではなくて、常に見直しをかけていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） と言いますのは、近隣と申し上げたのは、保育所の非常勤の職員の方が、多気町より他市町のほうがいいから変わられたというようなこ

とも聞いております。そういう意味では、その辺のできるだけ困らない形にしていかないと保育所の職員が確保がだんだん本当に難しくなる。

上げるばっかがいいっていうんではないんですけども、その辺のことはやはり今後の多気町の課題として残ってくると、ますますこれが保護者へ、その矛先は保護者へ行って、子育て支援が手薄になると。職員数が確保できないからちょっと見れませんっていうようなことが絶対起こらないようにしてもらわないとですね、これは子育て支援という町長のいつも言うけど一丁目一番地ですから、それがおろそかになるようではもう話になりませんので、そこまで波及していくことをだと思いますので、是非注意というか、よく世間、近隣見ていただいて、決めていっていただきたいなというふうに思います。

そんな中でちょっと最初に聞くべきだったんですけども、多気町には派遣労働者という待遇というか、そういう方はいらっしゃるんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 本町の場合、いわゆる民間でいう派遣労働者と全く同じ形態の方はおみえにはなりません。

派遣職員という形では、現在ご存知のように、社会福祉協議会から地域包括支援センター関係で専門職の方に派遣はしていただいておりますけども、その方々は一応形は、社協と本町の身分も併せ持つと。

たぶん議員のおっしゃられる派遣労働者っていうのは、その派遣労働法に基づく形で、例えば普通民間ですと直接指示ができないとかそういうあたりの話かなと思いますけども、そういう方は今はおみえにはなりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そうすると、今奇しくもおっしゃられたけども、福祉課の方は、社協から派遣いただいとる方は、町の今の中の話になっていく、非常勤の方が正職なんか非常勤の方が存じ上げないですけども、非常勤の方はその今

から行う多気町の形のものになっていくということですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今現在、社会福祉協議会から来ていただいている方々につきましては、給与体系は社会福祉協議会のほうの給与体系。すなわち、非常勤職員で、直接多気町が雇用した人は当然今回会計年度任用職員に移行されますけども、おみえになる方は、5名のうちお1人がパートタイムの勤務の方で残りの方が正職員ってことで、そのパートタイムの方につきましては、社協のほうの賃金っていうか、体系でさせていただいておりますので、支払い方としては、本町から直接その方々に給料を払うんじゃなくて、一旦社会福祉協議会に負担金みたいな形で、社会福祉協議会からご本人に給料が払われると、ちょっとそういう形態をとっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） さらにもう1点だけですね、これも全協で坂井議員が話されたかと思うんですけども、定年制について伺いたいと思います。

役場職員の方は60歳定年ということで、現在決まっているかと思うんですけども、このフルタイム、パートタイムの方のこれからの職員の方、当然4月1日ですね、そこから始まるかなと思うんですけども、そこの退職年齢っていうものがどのようにされますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 現在もそうですけども、いわゆる非常勤職員、公務員における非正規雇用労働者の方々につきまして、今回の会計年度任用職員におきましても、その方々の定年制っていうのはございません。したがって、募集時におきまして、年齢制限を設けることはこれはもう法律上、禁止されておりますのでできませんので、ご本人の意向で、65でも70超えても、という

ことは可能でございます、制度上は。

ただ、幾らご本人が希望されたとしましても、一応会計年度ですので1年ごとに任用を決めていきます。来年度本当にその職がまず必要なのかということと、それからご本人がその職をきちっと全うしていただけるかというあたりは、それはきちっと見極めていかないと、幾ら年齢制限がないからといって、仕事していただいた、でもその仕事が実際できなかったとかいうのは、やっぱり年齢的に体力の落ちもあろうかと思いますので、中にはやっぱり非常に体力を使う仕事もございますので、そこはきちっと見極めていく必要があるのかなとは思いますが、ただ、制度上年齢制限を設けることはできませんので、制度上は可能ということとは言えますけども。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 制度上は決められないということですけども、良識のあるというか、基本的に今世の中は65歳であったりですね、今再任用の話でも山際議員もおっしゃってた70とかもあるわけですけども、仕事に応じて、あなたここまでですよとか、もう65で終わりです、仕事によっては68までっていうことじゃない、やはり行政として1つの基準、根拠に基づく基準はやはり持っておられて進められないと、あの人は65、またさらにあの人は63やったわ、というようなことはやはり行政としてやっていくとですね、おかしいんじゃないかなと。やはり根拠を持った最終年度はあらかじめ、それを発表するか発表せんじゃなくていいですけども、持って進められないと、やはりいろんな問題を起こすんじゃないかと考えますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 先ほど申し上げたように、そのいわゆる定年制を制度上つくることはできないってことですので、それはあらかじめ規則であると

かですね、そういうことで設けることはたぶん難しいかと思います。実際の運用上で、そこら辺は職員間でアンバランスにならないようにですね、決めていく必要があろうかと思いますが、ただ、1つは仕事自体をですね、もう大原則で基づきますけども、会計年度任用職員も制度するに当たっても、国のほうはきちっとそれが本来常勤職員がすべきものなのか、非常勤職員がすべきものなのか、というのをきちっともう一遍これを機にちゃんとしなさいと。常に仕事があるようなものについては基本的には常勤職員を充てていきなさいというのが、やはりそういうことも基本的な考え方はございます。ただ、それを充てていくとなると今度は財政面でやっぱり圧迫してくところもございますので、そこはなかなか難しいところでバランスをとってくのが難しいんですけど、人を先ほど保育士をどんどん雇うべきだと、賃金を上げるべきだということもありますが、反面そうしますと今度は住民さんにそんだけ財政負担がいくということもありますので、そこをどういうふうにバランスにとってくかは難しい。一番ええのは費用を抑えて効率良く、サービスが提供できれば一番いいんですけども、ちょっとそこは毎年悩みながらやっているところでございますが、できるだけ、住民さんの負担は少なくて、やっぱりサービスをとということで、その中で働く人たちの今回でいう給料とか報酬をどうするかも、そこもきちっと考えていく必要があろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 次の質問に入ります。

③番。政府の指針で、労使合意のない正社員の、これは「社員」となっておりますが、社員の待遇引き下げを望ましくないとしております。しかし、人材会社の調査で、大企業の5社に1社が正社員の基本給や賞与を減らす可能性があることが分かったと。企業の考え方である正社員の働き方の検証することもなるほどと思うところですが、労使合意を含め納得に基づく減給の可能性につ

いてお考えを伺いたく思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今、議員のおっしゃられたのは、いわゆる民間企業における仕組みをご説明いただいたものかというふうに思っております。

公務員の場合ですと、もうご存知のように、特に正規雇用労働者に対しては、国のみならず、地方自治体にとっても、いわゆる人事院勧告、人事院がどういうふうな基準を出しているかっていうのが、給与等の待遇面を決める重要な基準となっております。最近はまだ人事院勧告に基づいて本町のほうも給与額を引き上げたり、支給する手当の月数ですね、をふやしたりとかしております。

最近の人事院勧告では、先ほど申し上げたように、給料月額それから勤勉手当をいずれも最近は引き上げてきておりますけども、民間企業等の状況によっては、この人事院勧告によりまして引き下げということも当然起こりえます。いずれにしましても、まずは本町のほうは、人事院勧告に沿って対応していくことが、基本的な考えとなります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 人事院勧告はもう存じ上げております。ただ、私は人事院勧告は全てとは思っておらん人間で、何かほんなら提案せい、って言われてもなかなか難しいことはあるんですけども、それはその自治体自治体の財政力であったり、いろんなものもあるのかなというふうに思わないではないんですけども、まあ企業はこういうこともやるんだということを1つの捉え方として、捉えていただければなど。

まあただ、やれることは、自治体としてやれることは、私はこの人事評価制度、これは来年でしたか、始まるの。1年目始まったんですかね。人事評価制度の中でですね、その辺はやはりそこらへ反映はできる部分、引き上げなり、

まあ引き下げはないのかな、とめおく。

人事評価の中で、やはり、そうですね、あると町長おっしゃってもらった。そしたらその中で、その辺のことはやっていけるのかなっていうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今、人事評価のご質問いただきました。本町におきましては、今年度、もう既にその評価期間に入っておりますので、今年1年の評価をもって、いわゆるここに座ってます管理職が対象となって、来年その状況に応じまして、いわゆる勤勉手当の率が変わってくる、っていうか変える予定をしております。さらにもう1年経ちますと、今度は昇給の幅、それからまだ現在導入は未定でございますけども、それを管理職から範囲を広げて、例えば係長、それからその他の職員と、いうふうに今後もまたそういう議論は出てくるかと思われま。

その引き下げの部分でございますけれども、人事評価の結果でこちらが考えてますのは、より評価が高いものに上乘せしてあげましょうという部分もございまして、当然勤務状態が悪いと下がりますけども、それを全体として、全体が下がるかという、なかなかそこはちょっと難しいのかなというふうに思っています。どちらかという、皆さんが頑張れば頑張るほど評価をしてあげましょうというのが人事評価で、それを給与面に反映ししっかりさせましょうという部分でございますので、総額はそんなに変わらないと。その中でのやり取りになるのかなと思いますけども、昇給額が上がってくる今度は職員がおりますと、逆に給与額がふえるという、という側面もございまして、ちょっと一律この今の最初にいただいたものと、連携っていうか整合性取れるかっていうと、ちょっとそこは難しい部分もございまして。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） それはもう承知もしております。よくやっていただく方はそれはもう企業でも一緒だと思うんです。頑張る方は頑張っただけ今はとるといような、ちょっとあまりにもそれが激しいと大変なんですけども、そういう意味においては、そこで評価の中で、動かしていただければいいかなというふうに思います。

次の質問へ移ります。

④番目です。同一賃金導入と人件費抑制は意味合いが違うわけですが、今後の行政運営には、人口減を含め人件費抑制は必須条件であると思います。徹底的な業務の合理化や新しいA Iの活用など、対策を打っていく必要性を感じるころですが対応はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 徹底的な業務の合理化につきましては、今を問わず過去から絶え間なく行ってきていると考えておりますけども、最近、先ほど議員おっしゃられたように、公務部門におけるA Iの活用も、国においても研究され始めてきております。

現在、さまざまな業務において、いわゆる電算システム、この利用は必要不可欠でございます。それらをさらに進めて、住民に対してより充実した公的サービスが提供できるのであれば、人であれA Iであれ、それぞれの得意分野です、役割分担をしていことも、今後は必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 絶え間なくというか、努力していただいているということですので、今後も続けて、やっていっていただきたいなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

各小中学校通学路危険箇所対策について、ということで伺います。

以前私、平成 24 年 6 月議会で、通学路の安全確保について質問させていただきました。早速に改善された箇所もありますが、今も手付かずの箇所があり、子供たちの安全確保の上で懸念されるところです。

そこで①番。そのときにですね、最初の答弁の段階で、前教育長が話されたんですけども、「私たちの未来を担う子供たちの安全確保のための努力は私たち大人の責務である」というふうに発言されました。全くそのとおりだと思います。登下校の安全確保への取り組みをなされているかを含め現教育長、橋本教育長のお考えを伺いたく思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 登下校時の安全確保への取組について、教育長の考えをとということです、お答えのほうさせていただきたいと思います。

全国で、児童生徒が巻き込まれる登下校中の交通事故が後を絶ちません。

多気町においては、幸い大きな事故は発生はしておりません。しかし、通学中の子供たち自身が身の危険を感じるものがあつたり、運転者側がヒヤリとする場面など、特に報告としては現在あがってはおりませんが、心配・危惧するところがございます。

ある全国的な調査におきまして、登下校中の事故発生の多い時間帯は、15 時台、16 時台、17 時台、朝の 7 時台の順であること、また小学校 1、2 年生が他学年より事故件数が多いことなど報告がなされています。事故発生場所につきましては、一番多い場所が横断歩道で、全体の 39.1%発生しております。このことから、学校や家庭での更なる交通安全意識の向上や、特に低学年では親子での確認など、学校・家庭・地域が協力し、その危険を除去する取り組みをはじめとして、児童生徒がかかわる交通事故が 1 件もないよう、全地域、全小学校区でのさらなる取り組みを積極的に進めていかなければならないと考え

ております。

通学路の安全確保は、児童生徒の命にかかわる非常に重要な課題であると考えております。その課題解決のために、各関係機関とより強く連携し取り組む所存でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 全く教育長のおっしゃるように、もう学校関係のトップでやっていただいとるんで、これは完全に下へ落してもらおうとか、やってもらおう指揮命令ですね、きちっとしていただきたいなというふうに思います。

それで、言われたその取り組みという部分では、これ佐奈小学校なんですけども、小学校から危険な場所ということで、これ各学校から全部あがってる。やはりこういうことを地道に積み上げてきたから、今事故が起こっていないってことを言われましたけど、こういう取り組みをやっているからこそ、全ての事故が防げてる、ないのが一番いいですけど、そういうことかなと。

ただ、今はもう想定外の起こることが想定をしなきゃいかんという時代ですので、そういう意味では、教育長の立場で是非いろんな形で、方々へ努力していただきたいなというふうに思います。

②問目へ入ります。

そういう中で②問目なんですけども、24年に質問させていただいた後、平成26年に通学路安全推進会議が発足されたわけなんですけども、この推進会議というものは、どういうものなのかということをお伺いたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは前川議員の質問にお答えさせていただきます。

この推進会議は、平成24年に全国で登下校中に児童生徒が死傷するという

事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急の合同点検を実施をしております。必要な対策内容について、各関係機関と協議をしてまいりました。この緊急の合同点検後もですね、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、各関係機関と連携体制を構築し、「多気町通学路安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、各関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくということを目的として、多気町通学路安全推進会議を設置をしております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） ちなみに、出席される方というか、どういう方の集まりですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） 推進会議のメンバーですが、教育委員会の事務局と、小学校PTAの代表者、それと国交省、それと松阪警察署、それと三重県の建設事務所と、それと役場から建設課と総務課が出ております。

こういったメンバーで、危険箇所を共有しながらできるところから安全確保の取り組みに務めているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そういうことで、その会議において、つくられたこのいろんな諸問題の会議が、先月ですね、20日に持たれたものがあるわけですけど、まあこれで次の③番へ入っていかせていただきます。

今回の推進会議に各学校より出されたたくさんの危惧される案件が出てお

ります。それぞれの対応改善は進められるのだと考えます。

どこも危険ですが、この前のとき私質問させていただいた場所で3点ほど改めて伺いたく思います。

津田小の相場バス停付近が未対応、それから佐奈小ではガーデンアムールさん（かめやさん）の前の横の道ですね。ここはグリーンベルトを引いていただいておりますが、まだ安全確保にちょっと無理があるのではないかと。もうちょっと要るのではないかと。それから次に相可小で、多気駅横の踏切上の歩行状況が危険であり対応が必要と考えております。そのときにも質問として出させていただいた、それから今回の安全推進会議においても、その場所がまだ上がっているという中で、この3点の場所について、ご答弁いただきたく思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、前川議員の指摘のあった3点それぞれの対策について説明のほうさせていただきます。

1点目、津田小学校の相場バス停付近でございますが、津田小学校区の相場バス停付近の道路が狭く危険ということですが、こちらについては、現在、議員もご存知とおり、県道勢和兄国松阪線のバイパスが佐伯中のところまできております。今後、バイパス計画が鉾形区のところまでございます。開通しますと相場バス停のところは交通量もぐっと少なくなるため、開通前と比べると安全性の確保が図れるということになります。三重県に鉾形までのバイパスについて、早期に対応してもらえよう要望のほうをしていきたいと思っております。

続きまして2点目、佐奈小学校ガーデンアムール前の道路幅が狭く危険ということですが、こちらについても、議員も以前から質問があったんですが、御存じのとおり、水路がございまして、その水路にですね、ふたをすればある一定の拡幅ができますので、現状はその水路にふたができていないということ

で、ここは町道ということになりますので、建設課を通してですね、地元の理解が得られるように調整のほうをしていきたいと思っております。

3点目、多気駅横の踏切上の歩行状況が危険ということについてですが、踏切を拡幅ということになるんですが、そういった場合ですと、町内どこかの踏切を廃止するというような条件がありますので、現状では非常に困難が予想されます。

議員からご指摘の3点については、思うような対策が進んでいないのが現状ではございますが、教育委員会としては、今後も通学路安全推進会議を通じまして、各関係機関と連携・地域の皆様のご理解ご協力を得ながら、児童生徒の通学路の安全性の向上・確保に努めていきたいと考えますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） まず1点目の相場、これ県道バイパスってということで、西村議員も地元議員として、県道バイパスにご尽力されていると伺っておりますが、これはやっぱり地元地権者のご協力がなきゃ進まんので、これはもう是非、建設バリバリ頑張ってもらって、地元の了解・理解を得れるように頑張っていたきたいなというふうに思います。

だけど、これのもう1つ提案なんですけど、3カ所ほど今回の会議の中で出てるので、これ町長も道よく通ってみえるからわかってみえる。鍬形のバス停から乗ってもらって、津田小までもうバス通にしてしまう、あの間を。津留とか牧、鍬形は、もう鍬形からバスで、公共交通で、津田小学校へバスへ通うと。県道バイパスはいつできるかわからんけど、バスは毎日走っとるわけです。その間バスへ乗ってもらえれば、相場のあの狭いところは通らなくていい。という、これはもう以前の質問のときもバス使えばどうですかっていう提案させていただいてます。

それから、その件でいうなら勢和大橋。ここも下出江、出江の人はあの亀田石油さんのあたりで集まってもらってあそこから学校までバスでもう迎え送りをする。そうすると、勢和大橋は通らなくていい。これも1つの方法。

それからもう1つ。外城田小学校の信号から向こうも、これ出てます。あそこもバスが走ってるから、公共交通、バスに乗ってもらえば、安全は確保できる。というふうに、この前のときも、これバス使ってやればどうですかっていうようなこととお話いたしましたが、その辺のことも一度検討いただけたらなというふうに思います。

相場については、是非なんかそういう何らかの検討を、県道バイパスはさきのことで、今日も明日も子供たちは歩いとるわけやもんで、それに対応するようなことをしないと、対策になりませんので、是非もう思いっきり前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから2番目のガーデンアムールさんの、かめやさんのところ。あそこについては、確かにグリーンベルトを引いてもらって、確保はできてるんやけども、御存じのように、まだまだスピード出すし危ないので、これも建設課久保課長、なんかですね、あそこはもう少し安全な方法を建設課として考えていただきたいなというふうに、お願いはあかんけどお願いしたいと思います。すいませんがよろしくお願いします。

それから相可のこれ踏切です。これ、子供たちが6日に歩いて渡ってるもう本当に線路の抜けてるところを渡ってる状況です。本当は車横通るときに写せばよかったんやけど、もう本当の、歩道歩くところではなく、もう本当に「すごいとこ歩いています。もうこれこの前のときもこれ写真も出しとるはずなんやけど、それで、これにつきましては、JR東海サービス相談室へ電話を差し上げて、何らかの対応をしてくださいっていうことで、お願いしてあって、何らかのどうしたかっていうことを連絡くださいっていうことではお話ししてあるので、どんな形になるかわかんないですけど、JRにはお電話してお願いはしてございます。それがうまく運ばばいいんですけども、まだまだそれがわからん

ですけども、そういうこういう危ないところを渡ってる、歩いてるっていうことを理解いただいて、教育委員会としていかがですか。なんか動きはできそうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） 先ほどお答えさせていただきましたように、踏切の拡幅、新規っていうことになればですね、町内どこかの踏切をなくしていくっていうようなことが条件でもございますので、そういったところをなくしていくっていうことになりますと、そこでも生活道路っていうことで、使ってみえると思いますので、なかなか現状、確かに議員の言われるように、危険ではありますが、そこを拡幅するっていうことは難しいとは思いますが、一度、議員もJRのほうに言われたっていうことでございますので、教育委員会としても一度JRのほうへですね、そういった確認のほうもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） そんな中でこの会議の中で、この協議内容っていうことで、書いていただいとる、学校から挙がってきてきて会議で持たれてやってみえるわけですね、それでまあ教育委員会として、その答えてみえるのが、学校要望について「区長に伝えます。」、それから「字から要望を挙げるようにしてください。」ということが書いてございます。それでまあ建設課の場合も、区長から要望を挙げてくださってというふうに書いてございます。学校は危険だと思って、教育委員会へ投げかけとんのに、教育委員会が「区長にまた聞きます、言います」っていうのは、やはりそれはちょっと筋がおかしいんじゃないかなと。教育委員会が何とか建設と働きかけるなり何なり、動いていただけけるようにしていただいたほうが、もう一回字へ下ろしてって、学校は危険や言うとん

のに、もう一回字へ下ろして聞いてきてくださいっていうのは、なんか僕はおかしいなというふうに考えますがいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） 町としてもですね、町単要望っていうところで、1つにまとめてですね、優先順位等を決めてですね、行っておりますので、なかなかそこを飛び越えてですね、していきますと、逆にそういう決めごとがないと、何でも言えば通ってくのかっていうようなところもあると思いますので、そこら辺についてはですね、緊急に例えば対応していかなければならないっていうことがあればですね、またそれはそれで考えていく必要があるとは思いますが、やはり町としては、町単要望でまとめて動いてますので、その順序に沿ってですね、行っていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 是非子供たちの安全のために、学校から挙がってくるので、差し戻す形のようなことのないように、やっぱり全面で受けとめていただいて、解決の方向へ向かうように、教育委員会として是非お願いしたいなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

最終④なんですが、学校関係ではないわけですが、保育園の散歩で保育士さんを含め子供たちの安全確保について伺います。

5月に滋賀県大津市で保育園の散歩中の痛ましい事故が起こり、全国的に散歩コース見直しを含めガードレール等設置改善が進められております。当町保育園も対応されたことと思いますが、見直しを含め改善状況を伺いたく思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

当課におきましては、5月の園長会議において安全対策の確認を実施しております。

また、散歩コースについては、県に報告もさせていただき、この9月において、県の建設事務所、警察、建設の担当職員、園長、当課の職員で実際に歩いて危険だと思われる箇所について確認をしております。今後改善可能な部分は、各担当部門とご相談していくことになると思われまます。

平素から十分に注意をしているところですが、事故以降は、信号待ちの待機場所を交差点からできる限り離すようにしております。以前から実施している交通安全指導の中で、歩き方や気を付けることについて、より細やかに指導を実施しております。

園によっては、散歩計画を作成し、園全体の散歩コース、引率者の人数把握、注意すべき点を記録として残し、注意すべき点は、次に引率する職員に引き継ぐようにしています。

また、勢和地域におきましては、獣に対する安全のために、「バントナル」という獣を追い払う音がでる安全グッズを購入しまして、持っていくようにしました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 9月に危険箇所の確認をしていただいたということでございます。8月24日の新聞に、保育所の事故に基づいてこの保育所周辺道路対策に財政支援ということで、国交省からのそういう支援体制ができているというふうに新聞で載っておりました。もう御存じかなとは思いますが。それに基づいて、やはり多気町も確認をしていただいたので、そういう予算を使わせていただいて、もう絶対にそういうことの起こらん、ガードレール設置なり、もうそこ通らないようにすればいいですけども、どうしても通らなきゃいかん

ところはガードレールの設置であったりですね、パイプであったりですね、いろんな安全対策を、今後やっていただけるんだらうと思うんですけども、是非お願いしたいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、前川勝君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時 05 分といたします。よろしく願いいたします。

（ 13 時 55 分 ）

（ 14 時 05 分 ）

（3 番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 着席いただきます。再開をいたします。

5 番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

3 番、木戸口勉幸君。

○3 番（木戸口 勉幸） 3 番、木戸口です。それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は、2 点通告をさせていただいております。1 つは、クリスタル工業団地へ水耕野菜工場を誘致する考えを問う。それから 2 つ目でありますが、今後ますますふえる高齢者社会のごみ出し困難者の支援につきまして、以上 2 点であります。

それでは順次質問をしてみたいと思います。

まず 1 点目でございますが、クリスタル工業団地へ水耕野菜工場を誘致する考えでございます。

私は 5 年間一貫して、農業振興の問題を提起しながら、質問をしてみました。今回はですね、農業者の立場に立った質問ではなくでですね、少し違った見地から質問させていただきたいなというふうに思います。

今、日本の農業は、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の問題を抱

えております。これは、こういった場面でも言われております。

そういった中、新たな担い手としてさまざまな形で流通業界や食品加工企業の農業参入が年々増加をして、ふえております。

そこで提案でございますが、クリスタル工業団地の一角にですね、企業参入による「水耕栽培野菜ファーム」いわゆる農場ではありますが、いわゆる野菜工場を誘致してはどうかというふうに考えます。

農事業の雇用創出は、地元雇用という大変いい面があります。しかし一方では、株式会社の農業参入で、家族農業やJA農協の販路に悪影響を及ぼし、販売面で農業社会の秩序が失われないかという議論が当然出てくるかと思えます。しかし企業がやるということになりますと、いわゆる生産量は相当大的なものがありまして、他市の実例からいきましてもしいわゆる生産量は、出荷量であります。600トンまたは700トンといった数字が市場へ出回るわけでありまして、これは近隣にはいかないなというふうにどこの産地でもそういうことになっております。市場はですね、主にこの地域ですと、大阪の関西圏、それから名古屋の中部圏には、距離は多少の違いはありますが、ほぼ時間的にはよく似た時間で大市場に向けて、出せるということが考えられます。この大規模の野菜工場がですね、実現をしますと、常に町長が言われております6次産業化、6次産業化にもぴったり当てはまるわけであります。私の考えるところによりますと、有機農業も可能であります。全く問題なくできるのが無農薬ですね。これは土を使いませんので、無農薬が100%可能ということが実証されております。そういったことから、6次産業化はできるわけであります。そういったことで、いわゆるブランド農業としてのですね、全国的に多気町ということで情報発信ができるというふうに考えております。直接農家の農業振興には結び付きませが、いわゆる第1次産業としては、立派に成長するとか、いうことができるというふうに私は第1次産業から見ても、発展をするというふうに思っておるところであります。

なぜこういうことを言うかといいますとですね、当初は工業団地も細かくき

るということは私は想定をしておりませんし、当初からあそこ全部の中で1社ないしは2社かなというふうに私は想像しながらずっとときとったんですが、ここ最近になって、真ん中へ大きな道路もつきましたし、物流も決定をしたということで、ある程度細くなるなというふうな感じもしております。

そういうことの中でですね、私の考えたところが、申し上げたところでございますが、それと、先ほど申し上げました農事業参入になりますと、必ず地元雇用はよその事例からいきましても、50ないし、多ければ100人くらいは面積によっては必ず雇用につながります。それから水がありますんで、これはまあいろいろと問題もあるかもわかりませんが、工業用水として引いておりますんで、ただ、工業用水としておおきなお金を投資して、もうあの工業団地に水は来ておりますんで、大口径のパイプでですね、管をもってきております。

そういうことも含めますと、工業団地に野菜工場もアリかなという見地からですね、質問させてもらっとるわけですが、まあ道路事情もすごくいいわけにありますんで、以上申し上げたことですね、まず町長にお伺いしたいんですが、その前に、そんなこと本当にどこでやっとなのやっということになるかもわかりませんので、少し事例を挙げたいと思いますが、去年の議会の研修でですね、行った長野県の富士見町、忘れもしない、もうずうっとあれから思っとるわけです。それで、話も聞いてまいりまして、もっと聞きたかったんですが、ちょっと時間切れになってしまいまして、帰ってきたわけですが、あそこの富士見町さんはですね、いわゆる大きなオリックスというのが入ってみえまして、水耕栽培でいわゆる直営に近い形でやってみえますし、カゴメもトマトづくりでやっております。それが実際研修できいてまいりました。それから、さらに農林商工課長の話によりますと、研修でですね、兵庫県養父市も同じくその企業がやっておるということも先般少し聞かせていただきました。そういうことも聞かせてもらいましたんで、参考までに申し上げるわけですが。

ちょっと前段長くなりますが、事例としてはですね、ずっとあがっております、いわゆるイトーヨーカドーとか、J R 東海とか、それから三菱商事とか、

それからいわゆるコンビニの企業とか、それから商事会社とか、いろんな業種がですね、農事参入をしております。単独で参入しとる場合と、それから単独でやる場合はいろいろこう地元との調整とかが難しくなりますので、出資の仕方等もいろいろありますが、法人をつかってそれで地元のいわゆる農家とかいろんな企業とかといわゆる2つが1つになって、会社をつかって、それからやっとなという実例が多いようであります。

今そういったことで申し上げましたんで、これについてのですね、町長はいかに考えるか、どう考えるかについて、まず町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ちょっと最初の部分、企業誘致の関係でしたので、企画が答弁かと思っと思ったんですけども。

今、水耕栽培誘致につきまして、この部分について、ちょっと担当課とも話はしたんですけども、まずうちの今の工業団地は、ご承知のように、5万8000円で単価出していますので、5万8000円のところへ誘致をとというと、もうかなりの設備投資とそれからその中のランニングコストにかかる、たとえばボイラーであったり、そんなんを設置するのに多額の費用を要しますので、ちょっとこれを話をしとった中では厳しいなど。

まだ今の段階で申し上げるのがいいかわかりませんが、今2、3社、4社ぐらいのところから、いろいろ引き合いがありまして、水耕栽培っていう事業よりも、製造業に近い関係のところも今ありますので、ちょっと今ここで水耕栽培、考え方、それから取り組み方をご指導いただいて、いいなと思っとなんですけども、今、クリスタルの工業団地への誘致っていうのは非常に厳しいかなと思います。

ただ、町内もう少し分譲なり使っていただく用地の安いところでは、これからその農業関係については、特に今言われてますのは、食の安心安全のために

GAPを推進したり、HACCPを入れたりとか、有機JASを導入したりとか、こういうことがありまして、あと、町で取り組んでいかなければならんと思いますのは、経営所得の安定対策への対応やら、農商工連携で6次産業化とか、こんなことを今考えておりますが、議員おっしゃっていただいたように、今、クリスタルの工業団地へという頭がポンとききましたので、ちょっと厳しい部分があると思いますけれども。ただ、民間の方は、どうかわかりませんが、企業で、今誘致をっていうのは、ちょっと難しいかなと。採算性を考えると、用地買っていただいて、それからさらにその中に設備投資がありますので、ちょっと厳しい部分があるので、違う用地を今これからうちもそういうところが考えていこうというのがあれば、取り組んでいきたいなと思います。

以前は、トマトの関係で今、達さんとこと、やってますバイオガス発電を活用したのがありますけども、そういう違う用途があればいいかとは思いますが。ただ、参考に今取り組みをしてくれてますのが、ユーグレナさんで、今陸上養殖のやつを先般も話をさせていただきましたけど、こういうところの実証実験を経てから、またもうちょっと付加価値の高いものでぼこっといけるのであれば、取り組んでいきたいなと思います。

すいません、以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） では続いてお聞きをしますが、今、町長から答弁いただきましたんですが、既にもう2ないし3社ですね、話が進行中っていうことは全く知りませんが、全くもうそういう話はないものという中で、それを前提にですね、私は提起をさせてもらっておりました。それはそれで、あるならそれに越したことはないし、私もこのいわゆる質問するときは、考えたんですわ。っていうのは、坪単価5万8000円は知りませんが、まあ5万前後はするやろなという中で、5万をどんだけかに置きかえた場合、それでいわゆる採算ベースへ乗せてそれをするっていうことは、可能かどうかっていうこと

は、よく承知をしております。ただ、それはそればっかで後退をしとっては、ものは前にいきません。ですから、それはその農業っていうプラス面があるわけですね。農業っていうのは、いわゆる後でもまた関連して質問は農林商工課長にしますが、先、町長の大方バツマークを聞きますとですな、ちょっとこう半減をしますが、またそれはそれとして、同じように聞いていきたいと思えます。ただ、それは長い、いわゆる農業振興、農政の展開の中ですね、どっかへは生かしてもらわなかなんということの思いもありますし、やっぱり、何遍も言うておりますように、第1次産業を活気づけますと、町は元気になります。これはもう私の持論であります、それを必ずですね、やってもらう方向に持ってってもらいたいなど。それは工業団地にかかわらず。工業団地はこれは工業団地としてつくったものですから、やはりいい企業がですね、張り付けば一番、それに越したことはないですけど、私はその数社っていうのは、全く頭になかったんで、それでもう早いとこ、あそこを何とかせなあかんと。やっぱり1つの工業団地の中には、工業ばっかやなしに、そういうことも取り入れて混ぜ合わせてすることも1つやなというふうに、自分なりに考えましたんで、まあそういうことから、質問をさせていただきました。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ちょっと誤解を招くとあきませんので、今、牽制球を放り合いをしとる中ですので、坪5万8000円っていうのは一応標準的な単価で、場所によってはもっと価格下げなければならん場合も出てきますし、今言いました2、3社っていうのは、今協議をしとる中で、ひよっとしたら難しくなるかもわからんし、一生懸命、取り組みをさせてもらっております。

今おっしゃっていただいたように、ちょっと僕も気持ちも緩んだのは、特に工業団地と言わずに、ほかでもそういう農業振興関係で水耕栽培を言われたので、それは是非取り組んでいきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 町長から答弁をいただきました。

まず私が言いたいのは、お忘れにならないよう。ことが多いんで、あんなこと言うとしたかいなっていうことやなしに、必ず覚えといていただいて、どっかで生かしていただくということをしていただきたいなど。

その上にたって、通告の②つ目へ入りたいと思います。③つ目へも入ります。2点、これは通告をいたしておりますんで、関連がありますんで、この場で聞かせていただきます。

1つはですね、工業団地は底地は、まあ工業団地でやるとなりますと、底地は農地ではないわけですが、今町長が言われたことが出てきますと、やっぱりこの農林商工課長の出番になりますんで、そこでちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

工業団地で、仮定した場合ですけど、また農地の場合もそうなんですが、企業が農業生産を行った場合、これは、以前から平成28年以前はなかなか難しくてできやんだわけですね。それで規制緩和という大きな規制緩和と、それからいわゆる国家戦略特区というのができましてですな、それから相当変わったわけですが、そうした現在ですな、そのいわゆる企業がある程度の規模で、例えば、1ヘクとか2ヘクとかいう大きないわゆる施設園芸をした場合、こういった場合は、その農地法上ですね、全然問題ないのかどうか。

いわゆる規制緩和で問題ないっていうふうに私は聞いておりますが、いやいやこういうことが問題になるんだよということが、いわゆるその行政の立場でわかると思いますんで、それをお聞きしたいと思います。

要するに、さっきも言うておりますが、①つ目はいわゆる農業委員会法が28年に変わりました。農地法も変わったんです。それで変わったことがいわゆるほかへ考え方を誘致して来てもらった場合に、そこら辺で私の思っとなのは、農地法上問題はないのかなと。もう軽く来ることができるのかなと。勝手には来ませんので、誘致をせんと。そこら辺でちょっと法的な問題をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではですね、お答えしたいと思いますが、あくまでクリスタル工業団地に企業が来た場合っていうことで、限定してお話をさせていただきますと、企業の農業参入につきましては、その法人がですね、農地を取得するかしないかっていうところで大別されるわけでございます。

それで、農地の所有をする場合にはですね、「農地所有的確法人」の要件っていうのを満たす必要がございますが、特に工業団地の場合はですね、下地が農地ではございませんので、特にその農地法上の制約を受けるというわけではございません。

ただし、たてるものによってですね、農地法上の制約を受ける、あとで受ける場合はございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 町長のほうから、もう工業団地はちょっと話がなさそうでありますんで、農地に限って再度、今、底地が工業団地っていうことで聞かせてもらいました。農地っていうふうに仮定しまして、あと農地しか残ってませんので、農地の場合は、この規制緩和の対象になって、よそでも実現しとるように、比較的簡単にすな、来ることができるんかどうか。たてることができるんか、企業として参入できるんか、その辺はどうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 先ほど申し上げましたとおりですね、農地を企業が取得する場合はですね、農地所有的確法人の要件が必要となってきます。

この場合はですね、生産額の過半、それから議決権の過半、これが農業に従事する人であったり、生産物であったりっていうことが必要になりますし、役員過半がですね、農業従事者であるとか、それから重要な使用人の1人が農業

に150日以上、年間ですね、従事しなければならないというような、これ「農地所有的確法人」にはこの要件が付されます。

ただし、株式会社等がですね、農地を取得せずに、賃貸借をされて農業を営む場合は、一切こういう要件はございません。ただし、重要な使用人が、役員が、今言うた要件で農業に従事をしているっていう要件は1つだけ当てはまることになります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。答弁よくわかりました。

それではですね、もうあんまり仮定の話をしとつてもあきませんので、もうこれは①番についてはやめまして、通告をいたしております②点目であります。が、地域農業を振興するために、株式会社がですね、農業への新規参入を促進する、いわゆる構造改革特区っていうのがあったわけですが、どうもまあいろいろこう聞いてみますと、構造改革特区っていうのは、どうもなくなったんか、ちょっと影が薄くなったんか、っていうことで、なっとるようであります。

よその事例であります。が、国家戦略特区っていうのはずっと生きとるわけですな。これは企画課長の範疇に入るかわかりませんが、「まち・ひと・しごと」、いわゆる地方創生であります。その中でですね、国家戦略特区っていうのは、全国的にちょっと変わったケースの場合はそれに認定しましょうっていうのがあって、それで、冒頭に質問の中で言いました中でですね、兵庫県の養父市はですな、これもまあ担当課長に聞きますと、あそこはよく承知しとんのやということをお聞きをしました。ここはですね、いわゆる中山間の農業改革特区になってます。

特区っていうのは、近隣では受けた例もあまり耳にしませんし、国が直接そういうことを認めるわけでありまして、いろんなメリットがあると思いますが、お聞きをしたいのが、特区っていうのは、いわゆる国家戦略特区の中のいろんな特区あるわけですが、どんな特区でもええわけですが、その農業参入に

関して、特区を受けてですねすることは、町として、さらに企業として、やる側の経営のするほうとして、どういったメリットがあるのか、考えられるのか、その特区を受けることで、企業として参入してやろかっていうことに結びつくのか。その辺をですね、ちょっと私はまだ認識不足でありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 構造改革特区の件につきましてはですね、「農業生産法人以外の法人による農業経営」という事項でですね、議員言われたように、ずっと展開をされてきまして、それが全国展開、今言われたようにですね、農地法の改正が 28 年にごさいました。そのときに規制緩和の中でそれらも全国農地法上変わったということで、今の状態になって、法人が農業参入しやすくなったわけでごさいます。それについては、全国で 71 件の、28 年に改正されるまでの間、特区申請があつてずっとされてきたわけでごさいますが、それ以降ですね、構造改革特区で農業に特化してっていうのは余り件数がごさいません。

それで、平成 26 年にですね、24 年に国家戦略特区の法のほうができまして、26 年にですね、養父市が「中山間農業改革特区」に指定をされております。

規制緩和の内容といたしましては、特に農地法第 3 条の事務ですね、こちらのほうの農業委員会のほうから、市のほうに移すということで、農地法第 3 条の事務が市に直接移つてですね、その農地の流動化が加速したと。非常に手続き上、今までひと月以上かかっていたのが、1 週間ぐらいでできるようになったというようなこと。それから、今言うてる農業の企業参入の促進ということでは、農地法上改正は、28 年にされてましたが、26 年当時はまだされていない途中でごさいます。それを活用したということと、あと、今の農地所有適格法人の要件をですね、もっと緩くして、企業が農地を取得しやすくしております。それとですね、市のほうが新たに融資制度を創設をしております。それ

で農業の新しい信用保証制度を適用して、企業がそれに関する資金を無利子で借りることができるというようなことをやってみえます。

農業への企業参入が多数成功はしておる例ろいうふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 特区につきまして、今農林商工課長の答弁のとおりだというふうに思います。ありがとうございます。

さらに、少しだけですね、企画調整課長にお伺いをしますが、これは、いわゆるこの企業農業だけではなくですね、要するに、「まち・ひと・しごと」ですね、これの関連のいわゆる地方創生であります。

第1次の地方創生、今言われたように、平成26年から5カ年、こう経過してやってきて、またいわゆる令和になって、続いてさらに続けて第2次っていう形でやってくということではありますが、そんな中で、今回の補正予算、500万の調査費が計上されております。これでいろいろ続けてですね、私も考えながら、後日、いわゆる後でですね、のちのち、またお尋ねをしていきたいと思うんですが。

まあ当然ながら、第1次でやったそのいわゆる地方創生、大きなお金はまあコンサルへさせて動いたわけですが、そういうことなくですな、柱は農業とかいろいろ振興上、いわゆる特産としてやっ取るのも当てはめて、それで振興されて、これはもう結果的にいい結果出たなというふうに私は思っ取るんですが。

さらにその今申し上げたことの中でですね、この企業参入も含めてですな、また別角度のですな、いわゆる農業振興をまたいろいろと企画のほうで考えてもらってですね、それで第2次のまち・ひと・しごとづくりの地方創生に結びつけていただきたいというふうに思うわけではありますが、今朝のニュースを見ておりますと、次に13人の新しい閣僚が入れかわりまして、変わりましたですな。地方創生大臣は、いわゆる国家戦略も含めたですな、その地方創生で

すね、これは少しもう規制っていうんですか、規則を変えていきたいっていうことも言うておりました、ちょっとこうちらっところインタビューで出とった記憶があります。朝忙しいんで、ゆっくりは見ておりませんなんですが。

まあそういったことで、それらも関連してくるのかなというふうに思ったわけですが、そういったことの相対的な考え方の中でですね、これはもう町長に一言お伺いしたいんですが、その農業振興を大いに企業参入も含めて振興していくっていう中でですね、まち・ひと・しごとの地方創生のいわゆる第2次の展開をですな、考え方をですな、また町長の一言を、まあ通告もしてありませんので、なんですが、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今もそのまち・ひと・しごとの中で、具体的にどうやってくかっているのは、まだ確定はちょっとしておりませんので、もう少し時間をおいていただきたいと思います。

すいません、答えにならずに。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ちょっと横道それまして、なんですが、もうそういったことで、町長答弁ありましたんで、この件はもうこれで終わりたいと思います。のちのちですな、またこれは、私も勉強しながら、いろいろとお尋ねをしてまいりたいと思いますんで、そのようにまた、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目へ入ります。ちょうど中間点でありますんで。

2つ目の、今後ますます増える高齢者のごみ出し困難者の支援につきまして、質問します。

これからは高齢者世帯がますます増加が予想される。そういった中、令和2年3月でずっと長年続けてこられました不燃物の戸別収集サービスが打ち切

りになります。

令和2年度からはですね、ごみ処理場も1カ所になりまして旧態と変わるわけでありまして。高齢になりますと筋力低下や生活意欲が低下をしましてまいります。加えまして認知症を発症すると自力でごみ出しができなくなってきました。このことからですね、家にごみがたまるようになりまして、いわゆるごみ屋敷になるおそれが出てきます。

今、環境省はですね、家でごみを出したごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者のために、自治体などが高齢者の自宅に出向きごみを回収する「ごみ出し支援」制度の方針をつくることを決定をいたしております。どのようなごみ出し支援制度が効果的なのか検討しているところであります。直接、ごみ収集業者に委託するのか、職員が直接補助、この補助ってというのはお金を出すって補助ではありません。お手伝いをする補助ですね、をするのか、地域や団体と組んで支援または委託をするか、どのようなごみ出し支援制度が効果的なのか、ガイドラインをつくるということになっております。

ごみ出し支援をすることによって、ごみの滞り、道路や河川などの生活環境が当然のことながら綺麗に保全をされるわけでありまして、引いてはごみ屋敷の未然防止にもなります。支援者が定期的に高齢者宅を訪問することによりまして高齢者の見守りの機能にもつながってまいります。

そこで、お伺いをいたします。

国、いわゆる環境省のですね、ごみ出し支援制度のガイドラインについての内容とですね、課長の認識をお伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問について、お答えさせていただきます。

今現在、環境省では、高齢者対策ということに伴いまして、ごみ出し支援の制度設計について、今検討されております。全国中で、地方公共団体がごみ出

し支援の取り組みをですね、先進的にしとるところもございます。

また今後そういった支援策を検討してくとかいうところもございますので、そのごみ出し支援制度についてのガイドラインを作成するために、まず環境省では検討しており、今年度コンサルティング会社と一緒にですね、そういった検討しとる自治体を募集をしまして、一緒にモデル事業を実証的に実施する団体を公募しております。

このモデル事業で得られた結果を受けてですね、収集運搬等の制度設計のためのガイドラインをつくっていかうとしてございます。

ガイドラインといいますのは、いろいろその支援策をする上で、課題があります。例えば、個人情報の取り扱いであるとか、また市町村がそのご家庭に向いた際にどのようなですね、方法でやるのが一番良いのか、車両の問題があるとか、それからそれを支援するための人員ですね、この人員等のどのように確保するか、民間委託するのか、また直営であるのかといったような課題等ですね、検討しまして、ガイドラインを作成し、その後、また公表して、その参考は示されるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） その段階だなということはよくわかるわけですが。

それをじゃあ実施っていうことになりますとですね、おかねが伴ってくるわけですが、それに対して、いわゆる自治体に対して幾ばくかの助成金を出すのか、それとも、どういう形で応援すんのか、それは、いつごろからやろうとするのか、その辺をお伺いしたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 私のほうで、その情報を得ておるのは、まずはそのガイドラインを作成して、各自治体に示すというところまでです。

ですので、国のほうがそういった補助とか助成をつくっていくというところまではまだ聞き及んでございません。今現在は、そういった補助を出されとるのは、自治体独自でされとる全国事例はございますが、県やとか国のほうの補助制度というのはまだないというような状況でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） はい、わかりました。

それでは、②へ入りまして、これも多気町のことでありますが、ごみを出すことが困難な高齢者に対します認識ですね、いわゆる町としての認識。それから支援策の現状、今はまあ支援策は現状って言われましても、もう何もしてないってことですが。今後どのような施策を考えていくのか。③にも関連をするわけでありましたが。これはまあ町長にもですね、またお伺いしたいと思いますが。

いわゆる多気町は、いろんなお手伝いをして、高齢者には大変もう町長は喜んでもろとるといように思いますが、やっぱりごみの面でもですな、非常にもう高齢者がどんどんふえまして、これから非常に困る。以前のように、若い家族（世帯）と一緒に生活をしとる場合はよろしいんですが、高齢者夫婦、さらにひとり暮らしになるということになりますと、何らかの支援がないと、ごみは毎日発生してきますんで、その辺が先々高齢化率がふえるにしたがってですな、段々ところ難儀になり不便をきたすんじゃないかなと、いうふうに思っております。

まあそういったことで、これは課長に聞くんか町長に聞くんかですが、どちらでも結構ですんで、「こうや」という考え方、「こうしてくんや」という考え方をですね、お伺いをしたいと思います。町長にお伺いしたいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ちょっとその部分、答えの整理をしてなかったんですけ

ども、これからその課長も言うてましたように、ガイドラインをきちっとする。

今、町のほうでは、美化センターの職員が粗大ごみやったけな、あれは。粗大ごみを高齢者の方で、もう持ってくのが困るんやという方のところへは、うち出向いてさせてもらっとるんですけども、ちょっと今そういう今ガイドラインちゃんとせなあかんっていうのは、これからどうしようかというのは、それは何かって言いますと、「すまんけど、2階にあるごみも持ってってもらえんやか」とか、もう本当に正直言うて、もう職員っていうか美化センターの職員大変困っとる部分が、もう多々発生をしております、これからそれを、今各字懇談会でも、この間、ある字行ったときも、「来てもらったんやけどもちょっとそれ持ってってもらえやんだんや」っていうような話があったんですけども、それをやり始めると、もう2階のやつ、極端なことという長屋のごみをちょっと持ってってもらえんやろか、と。確かに現実的にもうそういう、実際そういう要望が出てまして、ちょっと粗大ごみの引き取りという範囲からちょっと逸脱もしてますので、今課長言いましたように、これからもう少し、今度来年からきちっと多気のごみを香肌奥伊勢へ持ってきますので、もうちょっと整理をせんといかんだらうなと思っています。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） それは承知をしております。言うておりますんは、燃えるごみなんですわ。燃えないごみは確かにどんどんどん向こうの要望が多くなってきて、大変なことになると思いますんで、それはそういうことでええと思います。

それで、今お聞きしたんのは、②と③と絡めてですけども、私の概数で掴んでおりますのはですね、全国の自治体の中でですね、そういう手助けをしとるっていうのは、まあ4分の1相当はやってます。ですから、町長は、そういう施策は前向きにスピーディーに即やる町長でありますんで、やはりよその市町と比較する必要は全くありません。ええことはすぐにやる。お金はかかりませ

ん。ですからやってもらいたいなと思います。

それで結局そのなぜそういうことになったかっていうとですね、やはりそのもう1人ワンクッションを中へ入れてですね、その人がそういうしたってくれてというようなことをするようなシステム、いわゆる直接美化センター行くともうそれは断れやんと思うんですわ。そやで、そういうことやなしにですな、こうよくやっとする事例では、例えば、自治会とか、それに対するいろんな団体ありますやろ。地域にしても町にしても。その人らに、「あそこはこうしたって欲しいんや」と、「こんなん何とかしたって欲しいんや」というのがあれば、そうなりますと、1から10まで全部そういうことの処理には当たらんでええなと思いますもんで。うまくやっとするところはそういうふうにはやっていますもんで、その代わり、その団体に対しては幾ばくかの何らかの形で、お金っていうたらなんですけども、何かはせんならんなどは思いますけども。そういうので、やっとする事例もあります。

ですから、市町は結構数も多いんですが、町が、市でもかなりのまちはしとるんかなと、まあ近くでは聞いたことないですけども。これは是非ですね、今日言うて明日からするっていうわけにはいきませんので、是非実現へ向けて町長の福祉政策の中でですね、考えてもらいたいなと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今おっしゃられたのは、普通の燃えるごみの話やと思うんですけども。粗大ごみは先ほど言いましたんで、普通の燃えるごみについては、木戸口議員おっしゃっていただいたようなことが、お金をかけずにうまくバランスよくできるのであれば、担当課も含めてよその町も一遍研究してみたいと思います。研究してみたいと思いますということで。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 研究ですね。検討はあかんてな。まあ研究の結果をま

た3カ月先に聞かせてもらいますわ。

②と③とが一緒になったわけですが、私の言いたいのはですね、やはりもうこのごろは、福祉政策はもう本当に行き届かんとあかんと思うんですよ。やっぱり高齢者世帯がどんどんふえて、高齢化率がどんどんふえて上がってきておりますし、もう三十数パーセント。それからそのうち、もっと年数がきますとですな、限界集落になるわけですな。そうすると、これはもう年齢がある程度いった中で、50%を超えますと限界集落。限界集落になるともう若い人はおらんわけになるわけですが、その時点で、もう考えとつてもあかんで、まあやっぱり考えることは早めに考えて、してもらいたいなと思います。

それで、考えるんにお金が必要ではあきませんので、お金の要らん方法。それで喜んでもらえる方法、効率的な方法、是非考えてもらいたいと思います。それを研究からもう1歩進んだお答えをいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） できるだけ経費のかからん方法を研究からちょっとでも進めていきたいと思います。

ただ、担当課長も言いましたように、ガイドラインつくる段階で、やはり高齢者の方といえども、やはりルールとかそんなんも守ってもらわんと、これから高齢者、今、75歳以上の方がだいたい2,500人くらいおみえになります。65歳以上が4,700人くらいおみえになりますんで、これから私がもうあと3年4年経つと、そういう方たちの仲間入りになりますので。多くの高齢者の方がふえてきますので、やはり先ほど言いましたように、ごみ収集に行って、長屋も2階も離れもということになってくるともう収集の歯どめがききませんので。やはりその辺は住民の方は大変理解してもらえるような周知っていうか方法も考えながら、研究を進めていこうと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番(木戸口 勉幸) 研究の上に研究を重ねるということでありまして、
以上で終わります。

○議長(吉田 勝) 以上で、木戸口勉幸君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。3時5分を再開といたします。

(14時55分)

(15時05分)

○議長(吉田 勝) 再開をいたします。

先ほどの木戸口君の一般質問の答弁におきまして、町民環境課長から補足説明が求められておりますので、許可をいたしました。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長(高山 幸夫) すいません、先ほど木戸口議員の質問に対する追加の回答ということで、少し説明させていただきます。高齢者のごみ出し問題につきましては、高齢者の収集運搬への支援などの環境分野で扱われる課題と、高齢者の住環境や社会的孤立などの福祉分野で扱われる課題が存在して、両社は相互に関係していると言われます。そんな中で、平成27年4月にですけれども、施行の改正、介護保険法が施行されております。

市町村が介護予防、日常生活支援の総合事業として、地域の実情に応じて、NPOやボランティアなどの多様な主体によるサービスの提供が支援できるということになりました。

そういった住民主体の生活支援サービスを、充実することにより、高齢者と地域コミュニティとの関係が維持され、支え合う地域づくりの効果も期待されるということで、そういう事業が始まったところです。

町としましては、地域の実情や支援の必要な方のニーズを把握しまして、まずは介護保険制度における、この訪問型の「総合事業B」というんですけども、この中で、例えば、今ですと、社会福祉協議会の方に依頼をしまして、1時間

当たり自己負担 200 円で、700 円が介護保険から出されて、全体で 900 円ですね、の料金でごみ出しの支援、または、家庭内の、家の中の掃除も含めて、1 時間当たりの支援を受けることができます。

これは、介護認定を受けられとる方につきましては、介護保険の中の家事援助とかそういったサービスもあるんですが、介護認定を受けていない、そこまで至らない方ですね、そういった方に対しても、こういったサービスを受けることができますので、窓口が包括支援センターであるとか、そういったところで相談を受けて、そういう方の認定をさせてもらって、そういう認定を受けた方について、サービスを実施するということができますので、その点について、ちょっと紹介をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田 勝） この件については、補足説明にとどめたいと思います。

（2 番 松浦 慶子 議員）

○議長（吉田 勝） 6 番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

2 番、松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） それでは、最後になりました。頑張ってまいりますので、皆様お疲れのところ、よろしくお願いいたします。

私は、3 点の質問を通告しております。質問方式は一問一答でございます。

それでは、まず 1 つ目からさせていただきます。

女性特有のがん検診等について。

女性特有のがんである、「乳がん」と「子宮頸がん」の検診等について質問し、当局のお考えを伺いたいと思います。

国立がん研究センターが今年の 1 月に更新された、日本の最新がん統計まとめによりますと、2017 年にがん（全部位）で死亡した人は 37 万 3334 人（男性 22 万 398 人、女性 15 万 2936 人）で、がんで死亡する確率は男性が 4 人に 1 人、女性は 7 人に 1 人、これ両方合わせますと 3 人に 1 人とよく言われますが、と

いったデータがあります。また、生涯がん罹患率は男性が 62%、女性が 47% であり、男女ともに 2 人に 1 人が、がんと診断されるというデータで示されております。日本人の死因の第 1 位となっております。

現在は医療技術の進歩により、がん検診を受け早期発見すれば、部位による生存率の差はあるにしても、がんによる死亡を減少させることができるとの考えで、国はがん検診を推進しており、検診無料クーポン券やがん検診手帳事業など、がん検診の受診率を 50%以上とすることを目標にしております。

今回の質問で取り上げました女性特有のがん、まず「乳がん検診」についてお伺いいたします。

まだ皆様の記憶に新しいとは思いますが、2017 年 6 月に乳がんで亡くなられた小林麻央さんは 34 歳でございました。その約 3 年前に最初の乳がん検診を受けられましたが、その当時は授乳しながらの子育て真っただ中であったために次のアクションを起こしにくい状況だったと考えられます。

また、女性のみデータをみますと、死亡数が多い部位は順に、1 位大腸、2 位肺、3 位膵臓、4 位胃、5 位乳がん。罹患数が多い部位は順に、1 位乳房、2 位大腸、3 位胃、4 位肺、5 位子宮。

これらのデータから、乳がんと診断されても死亡順位は 5 位、だから大丈夫なのではないかといった見方ができます。しかし、このデータを年齢別に見てみますと、30 歳～64 歳での死亡順位がトップになっています。

乳がん以外のがんは年齢が上がるにつれて罹患率、死亡率ともに高くなりますが、乳がんは、20 歳代から徐々にふえ始め、60 歳代でピークを迎え、その後の年齢では減少しています。つまり、若い世代で多く罹患しているということでございます。

これらのデータを踏まえながら、また若いときから関心を持ってほしいとの思いで、質問させていただきます。

①つ目。当町の全体のがん検診受診率は、過去 3 年間でどのように推移していますか。また、乳がん検診のマンモグラフィ全受診率、集団受診率と個別受

診率について教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えいたします。

過去3年間を見てもみますと、胃がん健診は、平成29年から、胃内視鏡を新たに追加したこともあり、若干増加しています。肺がん、大腸がんは、ほぼ横ばい状況、子宮がん・乳がん検診の受診率におきましては、若干減少傾向にあります。

地域保健報告として提出しました、乳がん検診のマンモグラフィ全受診率については、平成30年度においては25.4%でした。うち個別検診は7.4%、集団検診は18%であり、集団検診が個別検診の2倍以上多い状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

集団受診率のほうが自己負担が若干200円ほど少ないというような原因があるのかというふうに思われます。ありがとうございました。これは、主要施策の成果のほうでも、また予算決算のほうで説明があると思いますが、またよろしく願いいたします。

続きまして②つ目に入ります。

国は検診の対象者を40歳以上、受診間隔は2年に1回としていて、また無料クーポン券事業として推奨案内しておりますが、当町の現状とそのお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町の乳がん検診としましては、40歳以上の女性とし、受ける機会は、国の指針どおり2年に1回をお勧めしております。これはマンモグラフィです。

また、市町によって、年度での受ける方を詳細に決めている市町もありますが、受け忘れ等に対応するため、当町では 40 歳以上であれば、検診受診可能となっております。

また昨年度より、集団検診におきましては、高濃度乳房の表記も始まり、今まで 50 歳以上の方はマンモグラフィのみの検診でしたが、高濃度乳房表記があった方は、次年度は乳がんエコー検診を受けることができるようにしました。

無料クーポンについてです。無料クーポン事業においては、国の要綱どおり、40 歳の乳がん検診を無料にしております。受診券に無料クーポンの印字をしまして、4 月に配布するとともに、8 月に受診勧奨としまして「がん検診手帳」等を送付しております。

受診可能となった年齢を無料にすることにより、検診受診の経験をして継続していただける良い機会と考えておりますので、今後も続けていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） ありがとうございます。40 歳の年になられた女性の方は、役場のほうから送っていただけるということで、もうお忘れなく検診を受けていただきたいと思っております。

今出ました、エコー検査のほうについて、次の質問に入らせていただきます。

30 歳～49 歳の女性は、超音波（エコー）検査での検診が町単独で事業化されておりますが、これは集団検査のみになっている理由、意図はどのようなのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 松浦議員にお示しいただいたとおり、若年層からの乳がんを発見するために、当町では 30 歳から超音波の乳がん検診を実施しております。

若年層は乳腺が発達しており、マンモグラフィで検査しましてもがんの石灰化の発見が見つかりにくいいため、超音波検査を利用して検診をしております。また、超音波検査は、X線を使わないため、妊娠の可能性のある方も安心して受けることができます。

しかし、町の検診は死亡率を減少させるという目的であり、その科学的根拠が必要になりますが、現在のところ、超音波検診においては、国の示す検診においては検討中の検診となっております。また、器械や撮影、読影技術が均一でなく、検査する機関によりさまざまな状況です。そこで、このような状況がある中、当町では三重県で実績のある事業所に集団健診を依頼しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今は、今課長の答弁にありましたように、30歳からということで、当町は決められております。先ほど、小林麻央さんの例を出しましたけれども、やはり年々、若年層20歳を超えてきますと、かなり増加が見られるというふうな結果が検証されております。また、先ほども課長おっしゃられたデンスブレスト、乳腺が高濃度であるために、これはマンモグラフィではなかなか見つけられにくいというふうに言われております。

是非ですね、20歳からこれは検診は自由ではございますけれども、20歳から希望される女性の方がおられましたら、エコー検査を是非集団で20歳からエコー検査を受けさせていただけるようなことはできないのかなというふうなことを、女性の立場から、お願いはしたらいけませんけれども、女性のこれからの活躍、一生の生活の中でのことを考えますと、是非これは大事なことだと思いますので、検討いただきたいなというふうに思っております。

その件につきまして、課長いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 国が検討中の検診でございます。多気町としましては、国の指針が今後出てきた場合は、国の指針に基づいて、超音波検査を実施していきたいと考えております。

また、医療の有識者等の意見や検診事業所の受け入れ状況も参考にしながら考えていきたい課題だと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 考えていただけるということですので、よろしく願いいたします。

そうしましたら次に子宮頸がん検診について、お伺いいたします。

国立がん研究センターのデータでは、年齢別にみた子宮頸がんの罹患率は20歳代後半から40歳前後でピークになり、その後は横ばいになっております。これも若年層で罹患率、死亡率ともに増加傾向にありますが、予防接種と検診での早期発見で、ほぼ予防できる唯一のがんだとも言われております。

もし若年層の女性が罹患すると、妊娠出産前に子宮を失う可能性があり、とてもつらい思いをしてしまうリスクがあるのではと考えております。

住民の方々に、この子宮頸がん検診を認知していただき、受診していただきたいとの思いで次の質問に入ります。

子宮頸がん検診の受診率、集団と個別についての受診率をお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町の地域保健報告として提出しました、子宮がん検診の全受診率につきましては、平成30年度におきまして25.1%、うち個別検診は13.1%、集団検診は11.9%であり、個別検診と集団検診では、若干個別検診が多い状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。やはりこれはちょっとデリケートな部分の検診でございますので、個別で受けていただく方が多いのではないかとこのように感じておりますが、これは1,300円と900円の自己負担が400円ほど若干差がありますけれども、そこは是非認識していただいて、受診していただきたいと思っております。

続きまして⑥番の質問に入ります。

国は検診対象者を20歳以上、受診間隔は2年に1回、無料クーポン券事業としていることについて、当町の現状について教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 子宮がん検診におきましても、国と同様、20歳以上、2年に1回は受診するようにお勧めさせていただいております。こちらも、乳がん検診同様、受け忘れに対応するため、20歳以上の方は受診可能となります。

無料クーポン事業におきましては、国の要綱どおり、20歳の子宮がん検診を無料にて印字しております。受診券に無料クーポンの印字をしまして、4月に配布するとともに、これも乳がん検診同様、8月に受診勧奨として「がん検診手帳」を送付しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。広報のほうでもがん検診については、毎月ですね、載せていただいていることにはありがたく思っております。

これは20歳の方が無料、毎年20歳の方が無料となりますので、是非そのほうもお忘れなく認知していただきたいなと思っております。

続きまして⑦番の質問に入ります。

予防接種（HPVワクチン）についてお伺いたします。

国の積極的勧奨が差し控えることになって6年くらいになりますが、定期予

防接種の対象は小学校6年生から高校1年生までの女子で、接種は全3回です。自費だと5～6万円くらいかかるとのことですが、この予防接種について当町のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） HPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチン接種については、平成25年6月にワクチン接種後に報告された、持続的な激しい痛みや運動障害について、安全性が確認されるまで、積極的な勧奨が差し控えとなりました。ただし、定期予防接種そのものは中止にされなかったため、対象者のうち希望者には接種することが可能となっております。

当町におきましては、積極的勧奨を差し控えるということで、個人通知はしておりませんが、住民周知としまして、夏休み前の7月号広報たきにて周知しております。また、当町ホームページで紹介させていただいております。当ホームページから、厚生労働省ホームページにリンクしておりますので、希望者が、ワクチンの有効性とリスクを十分理解した上で接種していただくことができるように配慮をしております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。また、来週からの予算決算のほうの主要施策の成果の中でも、数名ほどの人数の方の結果が出ておりました。これは、本当に副反応という意味では、そこは全く結果とは結びつかない、曖昧な表現で国のほうも書かれておりますけれども、国のほうが勧奨を差し控えるということで、町もそれ以上に推進することはなかなか難しいとは思いますが、やはり、このことについても、皆様の認識の中に、ひとつ頭の隅に置いていただくことが重要ではないかなというふうに思っております。

続きまして⑧番のほうに進みます。

乳がん検診も含めてですが、受診率向上のための施策についてどのように考

えておられますか、お伺いたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 子宮がん、乳がんともに、若いうちからの認識、啓発が重要だと考えます。現在、子育て支援センターや保育園と連携させていただき、PRを実施しています。また、当町は保健部門が1つの係内となっておりますので、母子保健部門と連携して、母子教室等でもPRや検診募集活動を実施しています。今後も若いうちからの検診受診について勧奨していきたいと考えます。

また、三重県がん・健康対策班では、小学生高学年から高校生まで、がん教育授業の講座を実施しております。がんに対する正しい知識を持ち、がん検診やがん予防の情報の普及、啓発に取り組んでおります。県内、小中学校において、取り組みが始まっておりますので、広く普及していただければと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

子育て中の若い女性の方たちに啓発していただくということと、今おっしゃっていただいた月経が始まったころの小学校高学年から中学生の女子生徒の皆様に、そういった性教育のようなものをまず多気町のほうでもしていただくことが大事なのではないかなというふうに考えております。

今現在多気中学校、勢和中学校のそういった女子生徒についての、そういった性教育について、実施されているということがもしありましたら、教育課のほうで、お答えいただきたいのでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、松浦議員の質問にお答えさせていただきます

ます。

今現在、多気町内の小中学校におきまして、保健体育のほうで、そういった性教育のほうは実施をしております。また、がん教育につきましては、全ての小中学校で授業は実施はしておりませんが、勢和中、多気中においてはですね、保健体育の授業の中でそういったがん教育のほうを実施しているっていうふうに聞いております。

先ほど、健康福祉課長の答弁にもありましたように、三重県のほうで、こういったがんの正しい知識を知るっていうことの中で、がん教育の授業を実施しているということでございますので、今後、年間の授業計画っていうのは、もう決まっておりますので、すぐにはなかなかこういった授業を取り入れるっていうのは難しいかもわかりませんが、今後、校長会等でですね、こういった取り組みができるかっていうところもですね、確認のほうしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

教育課程の中で保健体育っていうことでございますけれど、それ以外の部分っていうか、社会教育の部分っていうことでございましたら、産婦人科だったり医師会とかの関連でですね、そういった活動をされてる方が、がんサバイバーになる方たちが、たくさんおられますので、そういったことも含めて、もちろんその女性メインでやっていただくことが大事かなっていうふうに思っております。

性教育ってなりますと、なかなか今まだこの時代の日本でもタブー視されているような考えの方もおられますけれども、やはりそこは、しっかり今はネット上の情報なんかは若い学生たちはたくさん目にすることがございます。だから情報がもう氾濫している状況にありますので、この情報が正しいものなのか、

間違っただけのものなのかっていうことをしっかりですね、この教育の部分に備え付けていただくことが、これからの女性が一生の中で生活する中で大切なことではないのかな、自分の心と自分の体を守るという意味でですね、ピルの服用だったり、そういったことも含めて、がん、自分の体を守るということをしっかり、日本は外国に比べて若干その部分は遅れてるっていうふうに言われております。どういった形で子供を授かり、出産していくっていうことを念頭に持っていていただきながらですね、そこはしっかり氾濫した情報を目の当たりのするときに、やっぱり正しい知識と、新しい情報っていうのもありますので、是非そこはこの当町で取り組むべき課題だと私は思っております。

福祉課と教育課が連携していただいて、そのことに取り組んでいただくことが一番大事なことはないのかなっていうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今現在、思春期教育と、たばこ対策ということで喫煙防止教育というので、授業のほう当方のほう入らせていただいてまして、また今後も連携を取りながら、できることからになりますけど、実施していければと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

心と体ということを私は言いましたけれども、そういったことも含めて出すけれども、やっぱりエビデンスっていうか、根拠に基づいた数字を用いたそういう説明をしていただくことが、今の若い世代の方には腑に落ちやすいのかなど。中に入っていくやすいのではないかな。大きく自分の体は大事にしましょうねというふうなことではなくて、しっかりした根拠に基づいたエビデンスに基づいたものをしっかり教育の中に入れていくことが大事なのではないか

なっているように感じておりますので、是非その思春期教室と合わせてですね、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次、2番目の質問に入ります。

風疹の追加的対策について。これもたき広報や回覧板で周知を行っていただいております、風疹の追加的対策ですが、この項におきましても認知していただいて、100%実施を目指す思いで質問いたします。

風疹は今も流行しております。御存じのとおり、大人がかかると症状が重くなること、また妊娠初期の妊婦さんが感染してしまうと赤ちゃんが先天性の心疾患などの先天性風疹症候群を持って生まれてくる可能性が高くなると言われております。

①つ目の質問に入ります。

これは国の事業で無料クーポン券が対象者に配布されておりますが、対象者はどのような方でしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回の風疹の追加的対策に係る抗体検査は、対象とされる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性のうち、昭和47年4月2日生まれの方から昭和54年4月1日生まれの方に無料クーポンの個人配布を実施しております。対象者は1,615人中706の方に、5月下旬に郵送にて一斉に発行させていただいております。残り909人につきましては、希望していただいた場合、これはお電話や窓口になるんですが、希望していただきましたら、その都度発行をしております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

だいたい40歳～47歳の、今現在、の方ってということで認識でよろしいですか。その方たちは、クーポン券が発行済みで、もうすぐに抗体検査と予防接種

を受けられると。残りの 909 人、47 歳、ちょっとここ生年月日っていうか、月日で変わってくると思うんですけど、47 歳～57 歳の現在の方が、問い合わせが必要というふうな、申し出によっては無料クーポンで提出していただけるということですのでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら、次にまいります。

対象者へクーポン券を 5 月末に郵送されたとのことですが、現時点で抗体検査、予防接種を受けられたのは、今現在で何人おられますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 請求が 2 カ月遅れになりますので、7 月分までの利用においては、抗体検査が 82 名、予防接種は 23 人に実施しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしますと、この差っていうのは、もう抗体検査で抗体が十分にあるっていうふうにされた方なんでしょうか。

そうしますと、若干 706 人中 82 名ということですよ。かなり低い数字というたらあれなんですけども、もう少し、皆様に抗体検査等実施をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

この年齢を見ていただくとよくわかりますけれども、やはりこの働き盛りで仕事が忙しい、勤めてられる男性の方がほとんどだと思いますので、やっぱりここは抗体検査と言いましても、血液検査をしていただいて、やっぱり時間がかかるということ、それからまた予防接種を受けにいかないといけないというふうな、大変面倒くさいっていうえば面倒くさい、時間のかかることでございます。勤めている方が就業時間中に病院に行けるのかということ、なかなか難しい状況ではありますので、やはりこれは、事業所さんであったり、企業のところにもう少し、こう 1 歩進んだ普及活動をしていただくことがいいのではないかと

というふうに思っております。県のほうでも、そういった取り組みで麻疹もは
しかも含めた、MRワクチンをですね、摂取するような研修なんかも事業所や
企業のほうにお手紙が回っておりますので、是非町のほうからもそういった企
業・事業所、そういうところへの働きかけを是非お願いしたいなと思いた
いのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今、国や県のほうから、企業に向けては通知が
行ってると思います。今後の様子も見ながら、考えていきたい事案だと考
えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 100%をめざしたいなと思っておるところでございま
すので、是非前向きによろしくお願いいたします。

国保の方は、集団検診で抗体検査が受けれるというふうに、特定検診と一緒
に受けれることが可能ですよね。ですので、国保の方は、是非そこに行っ
ただくことが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

そしたら次に入ります。

クーポン券を紛失した時はどのようにすればよいのか。また、紛失しても無
料で受診できるかどうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 紛失した場合は、お電話での申し込み、または、
窓口にお越しいただくことにより再発行が可能です。無料で再発行させてい
たきます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

郵送で送られてきますとですね、私もそうなんですけれども、ほかの郵便物と一緒に混じった茶封筒とかの感じで来ますので、余り中身も見ないままですね、ぼいっとう捨てる方がもしかしておられるのではないかという思いで聞かせていただきましたので、是非、これを知っていただく機会といたしまして、また、役場のほうに連絡いただければと、もし失くされた方はですね、連絡いただければと思います。

そうしましたら、3番目の質問に入ります。

M i e L i p の取り組みについて。三重県では平成 24 年から、みえライフイノベーション総合特区を内閣府より認定を受けてさまざまな取り組みを行っております。

当町においても、みえライフイノベーション総合特区地域協議会の委員として、各課（企画調整課、教育課、健康福祉課、農林商工課）の取り組みが行われてきました。

この8月に内閣府による現地調査が行われたことから、これらの取り組みの成果や今後どのように発展させていくのかなどについて、お伺いいたします。

①つ目、企画調整課の取り組みについて、アクアイグニス多気で進められようとしている、産学官連携の食と健康の研究や計画は、どのようなものでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それではまず企画調整課のほうから現状の報告をさせていただきます。

アクアイグニス多気の円滑な開業に向け、そしてテーマ「食と健康」を目標としまして、「多気ライフイノベーション会議」という本体の組織とそしてその下に分科会というのを設けまして、必要に応じて開催をしておるところでございます。特にその中で、分科会につきましては、薬草分科会とかですね、あ

と予防診療分科会、薬膳分科会等々がございますけど、今本当に一番進んでいるのが薬草分科会というところでございます。

その中で、アクアイグニス多気のテーマであります、本草学を生かした計画検討というのを行ってございまして、この会議には合同会社の参画企業さんをはじめ、三重大学、そして三重県、そして医療機関、そして当町の関係課が加わりまして、施設内に計画されております本草研究所の設置に向けて、今いろいろと協議、取り組んでいるところでございます。

また一方では、このテーマの「食と健康」に沿いましてと、1年の間にある二十四節気というのがございまして、それをさらに3つの季節ですね、に分けて七十二候という、私も初めてのわかったんですけど、そういう暦がありまして、約5日ごとのようです。要するに、この時期の薬草とか薬樹、これらを活用するために、その栽培検討なども今現在進められてございまして、これをあそこにできます温浴施設の薬草湯として使うとか、その他のいろいろ利用券等に考えられてるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

薬草ですね、本草学と言いますと、野呂元丈さん、波多瀬の元丈の館、あそこの植物園ですね。そこを思い出すわけですけども、そうしますと、その薬草を今度アクアイグニスで栽培されて、育てられるということなんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） アクアイグニスの施設内でも薬草畑も相当の面積つくられると聞いておりますけど、まだどれぐらいの量でどれぐらいの面積っていうのはちょっとわかりません。そして、これを試験的にまずあの中でやってみて、ですね、例えばこれらを例えば今度は多気町内のほうへおりてきて、

今日も話ありましたけど、荒廃した農地であるとかですね、そういうとこできかないであろうかっていう話もちよっとはいただいておりますけど、当面は、会社に取り組むというように聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 民間企業さんの話ではございますけれども、このみえライフイノベーション推進センターということで、三重メディカルバレー構想にのっとった、この流れの中の1つだと認識しておりますけれども、この理念と言いますと、やっぱり地域資源の活用で地域づくり、医療や健康福祉産業に振興に取り組んでいくという、地域づくりのですね、地域資源の有効活用と地域づくりと住民の健康福祉に貢献できるというこういった理念から、派生されてきた、このM i e L i pの活動でございますけれども、やっぱり民間のほうに任せるとともにですね、やっぱり町のほうでも、一緒に活動していただくことが多気町にとっても、良いことではないのかなっていうふうに思っておりますので、ひとつ力を入れていただくことが大事かと思っております。よろしくお願ひします。

そしたら次に入ります。

教育課が行われた薬膳教室について、住民からどのような反応がありましたでしょうか。また今後はどのように進められるのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、松浦議員の質問にお答えさせていただきます。

薬膳教室については、ええまちづくりプランの7つの理念の1つに「すこやかに暮らせるまち」という中に「医食同源のまちづくり」というのがございます。その中で、薬草薬膳を活用した食生活の実践による健康長寿なまちづく

りを目指していくというところで、教育課として公民館講座において平成 29 年度から薬膳教室を実施しております。

平成 29 年度においては、アンチエイジングのための養生法という内容で、鈴鹿医療科学大学から先生を招きまして、薬膳弁当を食べながら講演会を実施をさせていただきました。

平成 30 年度は、薬膳学及び栄養学の基礎講座ってということで、年 4 回ほど開催をしております。

受講していただいた参加者からはですね、薬膳教室を受講して、「自分自身の食事に対する良い意識改革になりました。」とか「日々の生活の中で少し選ぶ食材を意識して買うようになった」とかそういったようなご意見を頂戴しております。

今後は、参加者から座学以外のフィールド講座を受けたいっていうような声もありましたので、地域の身近な草花等を知ってもらい、自然にも親しんでいただくことを目的に開催を予定しております。今年度は、五桂池周辺を散策しながら、手に取って見えるような草花など身近に生息している自然の知識を学ぶ講座も予定しております。今後もこのような講座を開催して、健康意識の高揚・食生活の改善やバランスの良い食事の啓発を図りながら、健康のまちづくりに寄与していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

是非次につながるような活動をよろしく願いいたします。

続きまして、③番目。健康福祉課の取り組みといたしまして、口腔歯科研修会や血液サラサラプロジェクトの成果、参加者からの意見について教えてください。また今後についてもお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 質問にお答えさせていただきます。

健康福祉課においては、当町健康増進計画に基づき医食同源の考えのもと、食に重きを置きながら全体的に健康づくりを進めております。

「多気町歯と口腔の健康づくり条例」制定記念も兼ねて「食べることは、心と体の健康を保つ」ということで、平成 28 年度には住民対象に口腔歯科研修会を開催しております。開催にあたり、町内歯科医師の先生、食生活改善推進協議会会員、町内地区の健康づくり活動ボランティアの「健康を考える会」が協力して開催しました。

いろいろな立場の方が研修会に参加することにより、健康づくりへの意欲の高まりを感じました。また、血液サラサラプロジェクトにおいては、さまざまな場面において、当町の重点項目を推進してきています。特に平成 29 年度には、字での「健康づくり懇談会」を開催させていただき、参加者 776 名、1 地区当たり平均 22 人の参加をいただき、普段、健康教室等への参加の少ない中高年層等の参加もありました。啓発においては有効な手段であったかと感じております。

参加者からは、中で紹介している野菜 350 グラムの手ばかりについては、目安がわかり、わかりやすい等のご意見をいただいております。また今後につきましては、健康増進計画 3 次を今年度たてまして、次年度から進めていきたいと思っておりますので、そこを計画にまた反映していきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2 番（松浦 慶子） ありがとうございます。

野菜をこのひとつですね、朝昼晩というふうに手をここに 1 つ野菜って山盛りでしたか、野菜を。両手で朝昼晩野菜をとるというような、わかりやすい講座をしてくださっております。今後もよろしく願いいたします。

続きまして、④番目の質問に入ります。

農林商工課の取り組みとして、勢和中学校のコミュニティスクールで行われました「自転車で地域再発見」でどのような成果がありましたでしょうか。また今後、町内の小中学校でもこのような取り組みが期待されますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。

勢和中学校のコミュニティスクールで行った「自転車で地域再発見！」でございますが、平成27年度に勢和中学校の1年生42人を対象に行っております。これはですね、自転車の交通ルールの確認と、それから学校区の魅力や価値の再発見を目的としましてですね、自転車の交通安全教習から始まって、自転車による地域でのグループ学習、ふりかえりまで計4日間にわたりまして、行われています。成果といたしましては、自転車の交通ルールの習得、それから自転車で移動することによる目線での、その地域の魅力の再発見などがあったということをお聞きしております。

今後の取り組みですが、各学校のコミュニティスクールの考え方もありますので、要望等があればまた再度検討していきたいというふうには考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） コミュニティスクールの一環でございますけれども、小学校から中学校にあがりまして、子供の足となる自転車っていうのはやっぱり欠かせないものだと感じております。

やっぱり自転車をしっかり安全に乗っていただくためにも、コミュニティスクールではなくても、各小学校高学年から中学校に入るときにですね、自転車の安全教室も開催されていると思いますけれども、それも含めて、一緒に連携して地域・まちの探索するだったりとかですね、することは、非常に大事な

ことではないかと思しますので、引き続き、ご検討いただきまして、活動お願いいたします。いかがでしょうか、農林商工課課長。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 交通安全のルール等につきましてはですね、その今も一部ではございますが、要望があればですね、その専門家の方が行って、交通安全教室のほうはさせていただいておるという現状でございます。

地域の再発見の授業についてはですね、これを例えば農林商工課が中心にやるのか、それかもう学校が中心に考えられてやられるのか、こういう企画をされる方もみえますので、そういう方との橋渡し等はまた今後も考えていきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうですね。教育課とも横のつながりですね、課の連携も。またその地域を発見するときに、防災になるのではないかなっていうふうなことも含めて、横のつながりを持って、連携していろんなプロジェクトを考えていただくというのではないかなというふうに思いますので、是非よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問に入ります。

アクアイグニス多気のテーマでもある医食同源の取り組みですが、町からアクアイグニス側に対して、どのようなアプローチをされているのでしょうか。また農業従事者や生産者との連携について、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

これまでも、質問ありましたけれども、だいぶ来年の9月アクアイグニスってということで、だいぶ状況も変わってきてるのではないかと思しますので、その辺も新しい情報としていただけるとありがたいです。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 1つはですね、町のほうで立ち上げました有機農業振興プロジェクト、これ農林商工課ほうで取り組んでもらっておりますけど、これの一部生産者のですね、団体によります薬用作物などの試験栽培が徐々に進められているというところでございます。先ほどの松浦議員の質問にもございましたように、一応、アクアイグニスの中でも薬用作物つくられますけど、これはやはり実際の地域でやっていこうや、という1つの取り組みが既に行われはじめたというところであります。ただ、何分にもですね、どれぐらいの量あるんかとか、使用料が本当に少ないと採算が合わないとかいろいろな問題がございますようですが、それらはこれから企業側とまたいろいろな調整していくという、そういう段階であります。

また、一方では、有機農業野菜などをですね、やはり使っていただきたいということで、特にレストランとかですね、そういったところへ一応受け入れについて、アクア側へ働きかけを行っておるところでございます。例えばお米であるとかですね、まだ何がっていうことはまだはっきりしてませんが、うちでも提供できるものをついていうような言い方でですね、一応そういう話をしておるところでありまして、まだ具体的にはなんら決まったところではございません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

薬用作物ですか、についてもう一度お願いできますか。

○議長（吉田 勝） 答弁を願います。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 一応、こちらでは「薬用作物」と呼んでますけど、「薬用作物」ですね、薬。ですから、基本は一般的に薬草であるとかです

ね、そういった薬になるような作物という意味合いですね。ですから、これらも先ほど言いましたように、七十二候のような代わりにならないかとかですね、七十二候は基本天然にあるものですので、全て揃わない場合もあります。例えばこういったものを代がえにならないかとかそういったことも含めて、提案できていかなあかんということで考えてます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

薬草って本草学っていうことで、多気町の地域資源の有効活用という意味でも、このM i e L i pの特区になっておりますので、是非三重大学を中心といたしまして、行政ではあと鳥羽市と尾鷲ですか、と多気町っていうふうな選ばれた地域でございますから、これが町の取り組みとして住民の皆様のほうにもこの恩恵がこう流れていくようにですね、是非今後の取り組みもしていただくということで、答弁いただいたというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 最終的にはやっぱりアクアイグニスはその消費地になるんでしょうけども、結局その恩恵が多気町、地域につながらないと何の意味もございませんので、そういう目的でやっておりますので、そう理解していただいて結構です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。それでは、私の質問をこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、6人の通告者の一般質問が終わりました。

明日は、田牧正義君の一般質問から行います。

本日の会議は、これにて散会といたします。

どうもご苦労さんでございました。

（ 15時58分 ）

（ 9月13日 9時00分 ）

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） 7番目の質問者、田牧正義君の質問に入ります。

9番、田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 改めましておはようございます。

9番田牧正義、今から一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答方式で進めていきたいと思っております。まず項目ですが、1項目目は、分権改革と住民参加の促進への取り組みについて。これは、前回に続きましての再度のお伺いということになります。2項目目は、多気東部土地開発公社について、ということで進めてまいりたいと思っております。

まず1点目に入りますけれども、こちらのほうで、分権改革・地域デモクラシーについて、前回に続き再度お伺いいたします、ということで、一般質問書のほうでは出させてもらっていますが、ですから6月議会におきましての「地域デモクラシー活性化について」、こちらの項目についても今回の質問の中に組んでいるということで、進めていきたいと思っております。

ただ、この中で、前回は「質問の相手」、こちらのほうに「町長及び担当課長」というような記載にしておりますけれども、今回は全て、私の質問については、町長、副町長ということで、担当課長にお答えをいただく機会には私としては設定しておりません。これは、残念ながら、私はキャッチボールで言えば、ボールを既に何度も担当、町当局の方に投げているわけですが、ボールが返ってきてない。だから、次のステップに踏めないから、統括で管理してみえる町

長、副町長に今回は全てお答えいただくと、こういう形になってしまってます。できれば、私はこういうことは避けたい。

ですから、何度も今まで一般質問でしてる折に、スピード感がないねっていうようなことを盛んに私は言ってます。要は、私ら議員は、二元代表制で4年間の任期をもらうわけですけれども、その中で、一般質問に費やせるのは年4回。4年間で16時間。そして、私の場合には新人ですから、1回目昨年9月は一般質問しません。おそらく4年目の最後の6月もしないと。ということは14回、今日4回目。要は、質問したことに町当局のほうから具体的に回答がなければ、私らの任期の間に町民にできるだけ目に見える形でどういうように町が行くんだということの回答ができない。だから仕方がないから今回の場合は町長、副町長にお答えをいただくとこういう結果になってしまった。ですから、担当の方はもう少しスピード感も持って物事を進めていただきたい。これを一番初めにお願いしたいと思います。

では、1項目目入ります。

分権改革・地域デモクラシー等についてということで、できれば5W1H、このように具体的な進捗状況でお示しいただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

当町では、合併して9年が経過した平成27年8月、多気町における行財政改革の取り組みとして、ますます増大化・複雑化する町民皆様への公共サービスを担うために、ヒト（組織、職員）、モノ（公共施設、インフラ）、カネ（予算）の最も効果的、効率的なあり方を検討し、実施していくことを目的に、行財政改革等審議会（通称：ええまちづくり審議会）を設置し、町長から審議会へ諮問を行い、審議をしていただいております。

ヒトにつきましては、課系の体制及び事務分掌、職員の配置、窓口対応など。
モノにつきましては、公共施設の配置や統廃合、インフラの維持など。カネに
つきましては、予算配分・使い方、財源確保、補助金などについて、審議をい
ただいております。

審議会の委員につきましては 15 名で構成され、そのうち 7 名が公募による
委員、8 名につきましては推薦による委員ございました。また、この審議会の
事務局として、町職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、審議の基本資料
となる予算事業シートを作成をいたしております。

審議会は、平成 27 年 9 月 15 日に第 1 回を開催し、平成 28 年 10 月 3 日まで
の答申書提出まで、1 月に 2 回のペースで合計 18 回開催いただき、町の事業
全般について熱心にご審議いただき、多くの意見を出していただいたところで
ございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9 番（田牧 正義） 今そのようなことを盛んに進めていると、こういうこと
なんですけど、実際にそれじゃあその成果、具体的にね、こういう案が出てき
たらこれを採用しましたよ、というようなところ。これが私らのほうから言え
ば、見えるところということになります。その具体例がありましたらお教え
ください。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまのご質問ですけれども、答申書の主な、総括的
な意見につきましては、5 年以上継続して実施している事業は、目的・内容が
変化する町民のニーズや、時代背景に合っているか、常に検証・見直しを行う
べきであると。また、目的を失っているもの、効果が低いもの、ない事業は、
その関連施設も含め廃止を進めるべきであると。

そして、新たな事業を始める場合は、その目的、対象、効果、費用、財源の確保、必要な施設・職員等の観点から、本当に実施すべきかどうか、十分検討するとともに、特に費用面で町民の負担が適正となるようにすべきであるということで、事業の効率的に実施するのに必要な職員の育成に取り組み、専門的な知識技能や経験を必要とする場合は、外部への委託を検討すべきであると。

また人事異動は、3年以上のある程度の長期間の配置が必要であると。また、役場内の課・係等の組織体制については、受付窓口の明確化や、各種手続きを簡略なものにする窓口の一元化や、申請書類の統一化などの意見をいただいております。

そして、各事業に対する主な意見といたしましては、ささやま温泉につきましては、施設の廃止か民間への売却を検討すべきであると意見をいただき、民間への譲渡について募集をいたしましたが、受けていただく方がなく、廃止をいたしております。また、利用がほとんどない町有地につきましても、売却を視野に入れて、現在検討を行っているところでございます。

全部で 89 の事業について、意見をいただいております。答申書につきましては、ホームページで掲載いたしておりますので、また一度ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） たくさんの項目、最後のほうで 89 というような数字が出てきたかと思いますが、これは、今までの町がやっていたことに対しての、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、落ちこぼれ、あるいは尻拭いに近いような処理をどういうようにするか、というような感じで取れるところがあるわけですね。

要は、新たに住民がどういうことを思ってどういうことをしてほしいかという前向きなところでの、要は住民のいろいろな意見、その他を吸い上げるとい

うような方向のところは、私には見えないんです。

今、副町長の言われたことは、今までこういうことやってた、これにもう要望ない、あるいは需要がないからやめました。こういうようなこと。要は、住民が今後どういうことしてほしいんだ、こういうことだ、例えば、先日も中日新聞、あるいは松阪ケーブルテレビも取材に来ておりましたですけれども、ワークショップのほうで、もう既に5回終わっておりますけれども、一般の方が数多く約30名の方が5回目まで。それで6回目7回目もこういうようなことをやろうというように、いろいろと自分たちの町は自分できちっとするんだというように、自発的にいろんなグループをつくって、検討してる。

要はそういうような前向きなことについてを、どういうようにして、町当局が吸い上げるんだ、そして、それが単にボランティアではなくて、前回農林にも言いましたけれども、静岡の今焼津に吸収されましたけれども、あちらの町とか、それから海士町の例も挙げましたように、要は住民がどうやって前向いて自分たちの町をするのか。要は我々公的な立場で昔のように、何もかも依頼されたことをできるっていう時代は終わってるわけです。住民の力を借りるとのこと。一緒にやるんだというその方向に舵を切らなければ、要は、住民参加型の自治っていうのはできないというように私は思ってます。

ですから、そういうようないろいろの、今までの結末どうするんだっていうんじゃないに、今後どういうものを吸い上げていくんですよという方向への吸い上げをどういうようにされましたかと。私の聞きたいのはそういう方向性なんです。ですから、今まであったことについて、こういうようなことやで、これは需要がなかったらやめました。やれなんだってそういうことを私は聞いているつもりはございませんので、要は今後どういうようにしたら、実際に実行できることについて、町当局として、住民の意見を吸い上げられるのか、そのあたりについてのお考えを、一番はじめに言いましたように5W1H、こういうように、いつどこでどういうように誰が、というように具体的にお示しいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいま言われました、誰がどういうことをしたいか聞くべきであるというふうなことだったと思うんですけども、議員2問目の質問にもありますように、町といたしましては、ええまちづくり懇談会を開催いたしまして、各地域49字回らせていただいて、住民の皆様方の意見をお聞かせ願って、それに対して、役場で事業が実施できるもの等について、今検討いたしておるところでございます。

今後、まだあと16カ所の地域へ回るわけですけども、そこで意見を聞かさせていただいて、何か町に役に立つか、そういうものを考えているところがございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今副町長から、いろいろ今年も回っているというふうなことについて、ご返事いただいたわけですけども、それについては、私がこの次の②項目目に入れている、こちらの項目と合致してまいるところがございます。

ですから、あえて②点目、住民参加について、町民と膝を突き合わせ、意見交換を1期目より地区懇談会等を通じて積極的に実施していると、こういうように町長のほうからも前回もご回答いただいた。しかし、私のほうにいただいている、ええまちづくり懇談会の、実はこれ30年度が本来はもう手に入っていないんですけども、実はなくて、29年度の参加。6カ所、124名の実績と報告書にはなってます。個々のどういう問題を挙げたかっていうのもその中には載っております。しかしこれは、逆に言えば、6カ所で124人っていうのを、本当に住民がそういう意見を言う場に出ようということに参加しているかどうか、というのについて、非常に私は疑問を持ってる。なぜなら、動員をか

けた町長とかが行かれるということで、区長であるとか、その他の方、この方に案内がいったるわけですから、そういう方が参加している。ということは、区だけで40幾つあるわけですから、120何名の中に、おそらく、この区長という地位にある方がみえる、この40何人引くと、残り80数名しか残りませんよね、一般の方。それ以外にも、町行政に何らかのかかわりのある人が何らかのアポを取られて、参加している。要は、もっと大事な若い人、子育て世代の方、そういう方が実際にこの29年の、30年、あるいは今年の場合には、ごみの分別、その他の問題があるので、現在回っているのに相当の参加数があることは私もわかっております。しかし、現実的に、先ほど私がお願いしましたように、町民が何を前向きに取り入れてほしいのかっていう、それを声を吸い上げる機能としては、私としては、果たせていないという感覚でおりますので、そのあたりについて、再度、お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから。

そのええまちづくり懇談会の人が少ない。確かに、一昨年かな、そのときはだいたい多気町全部で800名ぐらい、トータルで。だいたい、1年おきですけども、800人前後の人たちと懇談をさせてもらっております。これは確かにおっしゃっていただいたように、自治会長さん、役員さん、また声をかけていただいた人が寄っていただいておりますので、私の今まで進めております、またこれからも進めていこうとする意見交換でありますので、広い分野のやつがあると思います。

田牧議員が心配されてます、若い人、また違う分野の方についてはそれぞれ個々に審議会なり、協議会なり持ってますので。例えば、今やってます学校につきましては、検討委員会があって、これから地区へ行って直接かかわるPTA含め、皆さんと協議をさせていただきます。例えば獣害であったら、獣害にかかわる専門的な人らと協議会を持たしてもらっております。環境については、

環境審議会も含めて、そこで協議をさせてもらっとる。ですから、全部の人に寄ってもらってということは、これはもう難しいと思いますし、できないと思います。その中から、我々はいただいた意見の中で、次の町政にこの部分はどうか反映していくかというのが、今まで見ていただいています、町の基本構想としてます「ええまちづくりプラン」で、その中から個々に拾えるやつについては、アクションプランで、実施計画をやっています。

ですから、確かに、議員おっしゃってみえるように、ゆっくりやなどかそ言ういう思いもあるかもわかりませんが、一遍に全部できませんので。私に与えられた任期4年ですので、4年間でバランスよくどうやっていくかと。いうことになりますので、その辺でご理解をいただければありがたいなと。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） そのあたりは私も、私なりに理解はしてるつもりですね。

ただ、何が私と町長、あるいは当局との間にある程度のギャップがあるか、というと、私はそういうように意見吸い上げた、いろんなものでしたというものを、この意見についてはこういうように反映したよというものが、町民にフィードバックされてるかどうか。要は、それが自分たちの言った意見がそうやって町のほうに反映されるということが見えてくると、さらに参加する人も多くなってくると私は思っています。

ですから、それが当局が自分たちやってこれ反映してますやれなに、というんじゃないで、住民がこういう意見をいただきましたことについては、こういうように反映しましたよ、こういうようになりましたよ、それを目で見える形で確認できるようなものをきちっとつくっていただいたら、今ご苦労いただいていることがよりね、住民にわかりやすくなる。そういうようなことしてたのが、先ほどからくどいように言います、大井川町であり、あるいは海士町である。そのあたりの人は住民が参加して自分たちがどれができたんだという確認ができて、なおかつ、これについては今後町もきちっとやってくれるんだという、

そういうような思いがあるから、さらに次の参加もしようと、こういうようにいい方へ好転していくんだと思うんですね。

ですから、やはり聞くだけじゃなくて、それをどういうように反映するんだ、反映したんだ、だから皆さんの声をできるだけもっとあげてくださいよと。こういうように、やはり「膝を突き合わせて」というのであれば、そういうようなフィードバック、そして、次に参加してもらいやすいような環境をつくる。これが、当局のやっていただきたいことだと私は思ってるんです。

ですからあえて、今日も町長、副町長だけで担当課長等にご返事、あるいはご回答いただく機会を省いたのは、私もちょっとこれはおかしいかなと自分でも思ってると思います。しかし、残念ながら、一番初めに言いました。私の投げたキャッチボールのボールは、各担当課長のところへ行ったきり、返ってきてません。返ってくれば、私もさらにそれに、どういうようなことを検討して、次にどういうようにしてもらったらいいんだと言うことができますが、要は、先ほど町長も私は任期4年ですと言われた。私も同じこと言いました。二元代表制で、住民から直接選ばれてる立場で、住民のことを思ってるのは町長も私も同じだと思うんです。それであれば、その任期内に解決するのには、今の町当局の各管理職の方のスピードでは、私はちょっと、時勢に合わないと思います。ですからもっと、スピード感のある回答、調査等も進めていただきませんか、今後もこのように町長、副町長だけにお答えいただくと、こういうような一般質問はできれば避けたいですから、そのあたりは、管理職の方のくれぐれも心してかかっていたきたいと思います。

そういうことで、1項目目につきましては、終わりたいと思いますが、総括して何か町長、副町長のほうから私の1項目目に対して、ご意見ありましたらお伺いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今議員おっしゃったように、住民からの意見全部反映さ

れてない、って確かに個々に見たら議員の中では不満もあるかわかりませんが、いただいた意見の中で、はじめに言いましたように、それが全部政策に反映できるか、っていうことにはならんと思うんです。それは、議会の皆さんも同じやと思う。うちは、こういう政策でこれからやってきますというのを議員の皆さんのお諮りをして、毎年の予算にあげて、させていただいております。

私が、初めにちょっと言いました、全字へ回っての懇談会が初年度でしたので、そのときにいただいた意見の中からこうやっていこうとって、反映させたのが、児童館でもあるし、火葬場でもあるし、それから子育て支援センターでもありますし。それから通院の補助もあります。それから新規就農支援もあります。農業にしても、環境にしても、福祉にしても、いろんな分野で扱える分を議会へ諮らせていただいて、議員さんは町民の代表ですので、どうですかって。いただいた意見はさまざまありますけども、全部それ対応できるものではありませんので。その中から反映をさせてもらおうと。それが今議員おっしゃっていただいたフィードバックです。私はそう思ってやっています。

やで全部、くどいようですけども、いただいた意見を反映するというのは難しいので、その中からどれができるかっていうのは、私の総合計画といいますアクションプランの中、ええまちづくりプランの中に、こうあげて、全部の年でできませんので、毎年度、実施計画をあげて、予算に反映させていただいて、地域へその事業を還元させていただくということになりますので。

田牧議員、俺の思いと違うっていう部分は多々あるかと思うんですけども、それは、田牧議員だけと違って、町民全部の中で、「まあこのぐらいかろう」という程度で、おさめていただくありがたいなと思います。なかなか一遍に全部ということはできませんので。昨日も言いましたけども、全予算がだいたい70億前後でずっと動いてますので、その中で、いろんな各分野の仕事がありますので、それに配分をしていこうということを思ってますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今、町長からね、全部は反映できないよって、十分私も知ってる。ただ、私の言いたいのは、10個あって、1個でも2個でもいいんです、住民は。自分たちの言った、あるいは行動したことが、町の行政に反映された、そのあかしが見えてくると、次のステップも踏み出しやすくなるんです、住民は。ですから、10個が10個とも自分の言ったのが反映できてないからね、ってということない。やっぱり、1個でも2個でもいいんです。小さいことでもいいんです。それが住民が自分の思いを通じる、行政に。それが見えてくるような形を何とか住民に伝わるようなところを、何とかしていただかないと。そういうことで、決して私は10個が10個ともというような思いはございません。1個でも2個でも結構です、と思ってます。

ということで、1項目目につきましては、これで終わりたいと思います。

2項目目、多気東部土地開発公社についてと、こういうことで、これも前回に続いてのことになります。そして、一応、こちらのほうに私が6月に一般質問した折の、文章上がっておりますので、ここに附箋を付けました。これは、水色の濃いもの、これが町長の答えていただいた項目で、5回です。それから紫色、これが副町長がお答えいただきましたものです。これも同じく5回ございます。そして、それ以外のこの色は、企画課長がお答えになったところで、2カ所。そして、農林商工課長が1カ所と、こういうような前回の質問に対してのお答えいただいた方たちのそれぞれの何度お答えいただいたかというのを、一応は今ネットで全部落とせますから、これを紙に落としてみたら、こういうような結果が出ました。

さて、この中で、いろいろとあるんですけれども、この多気東部土地開発公社について、明和町との多気町との各事業については、報告のみで協議・審議等は慣例として行っていないとの、副町長の回答があったと思います。しかし私は、これについて、おかしいねというのは前回も言いました。なぜおかしいねと言ったかと言うと、これは決してこういうようなにはならないと思います

けれども、こちらも新聞の切り抜きですが、私がこういう公社で得てして起こりやすいのは何かっていうと、こういうことなんですね。要は、宅地造成特別会計 441 自治体一般会計から補填 1.3 兆円、これと同じような位置に行ってしまう可能性があるんです。公社できちっとしたチェックができてないと。

ですから、そういうようにならないために、私はクリスタル工業団地については、毎回質問しますというようなことで言っています。そういうことなん。

要は、あの土地がどういようになるんか、今 16 億何某、その回収の見込みについてどういようになるか。ほぼ、例えば、コープみえであるとか、その他についても、「ほぼ」とか、結婚で言うと担当者に聞きましたところが、今結納を交わした程度のこと、具体的なお示しすることはない、とこいよう回答だから、今回もそれに対してボールは返ってないといよように私は判断したから、町長、副町長に聞けるわけです。ですから、この可能性を秘めてるといようことが、認識があるのかどうか、副町長、再度お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの多気東部土地開発公社についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員もご承知だと思いますけど、経過だけ少し述べさせていただきます。

土地開発公社の創設及び意義をうたっている法律に、「公有地の拡大の推進に関する法律」が昭和 47 年に制定をされました。

その第 1 条に「都市の健全な発展と、秩序ある整備を促進するため、必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって、土地の先行取得を行う事などを目的とする土地開発公社の創設、その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と、公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあります。

そして第 10 条に「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成、その他の管理等を行わせるため、

単独で、または他の地方公共団体と共同して、土地開発公社が設立することができる。」とあり、昭和 49 年に飯多土地開発公社として、飯南町、飯高町、勢和村、多気町そして明和町の 4 町 1 村で発足し、その後、平成 17 年 1 月 1 日の松阪市の市町村合併等を経て、現在の明和町と多気町の 2 町での設立に至っております。

質問の報告のみで協議・審議等のチェックが不足ではないかという質問でございますが、クリスタル工業団地につきましては、平成 19 年 10 月に全員協議会において、全体事業計画（案）について説明し、協議をいただいております。そして平成 21 年度に、地権者の皆様方にご理解をいただき、予約売買契約をさせていただきました。そして平成 22 年 8 月に、多気町と公社との間で、業務委託契約を交わして、工業団地の造成工事を進めてまいりました。

これまでに開催されました、議会の全員協議会のうち、24 年度に 3 回、25 年度に 4 回、26 年度と 27 年度、28 年度それぞれ 2 回、合計 13 回、全員協議会で、事業の進捗状況等を報告させていただいて、協議をさせてもらっております。また、現地での説明や、確認もいただいております。

土地開発公社の業務は、第 17 条第 2 項の 2 により公社に委託され、それぞれの自治体で事業計画を立てられた業務を実施するため、土地開発公社での理事会で予算計画について説明し、承認をもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9 番（田牧 正義） 全員協議会等で十数回、行われたということですが、これ先ほどの答弁ですと、26 年、27 年までですよね。それ以降行われてませんね。行われてますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 27 年度で事業造成工事が完了いたしておりますので、

その後については、議会で協議願っておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 要は、工業団地として完成したよと。それで終わってる。

ところがその後なんですよ。このクリスタルタウン工業団地の諸々の問題が、そこに費やす工事はなくなってます。

実際に、それを売るということはできなくなった、そしてU I、要は雇用の場をつくるために、つくった工業団地にもかかわらず、そういう必要性よりも、逆に、人を雇用することのほうが難しいっていうのが表面立ってきたのがそれ以降なんです。ですから企画のほうも、それまで製造業にある程度限定していたものを、全方位だ、あるいは流通だと、こういうように大きく誘致する矛先変えられたんです。

工事は確かに終わってます。けども、そういうようにすることを、お任せしていても、はっきり言って、このあたりにもかいてます。実績ゼロはゼロです。ですから、工事にかかったものを、そこまでをそういうような協議会でしたっていうんじゃないしに、その後、そういう周りの環境、雇用に関しても大きく変わっている。それらに舵を切る。そしてそれを積極的にして、実績として出すのであれば、それ相当のことが必要になってくる。そのあたりのところが私には見えないんですよ。だから、いつまでたっても実績ゼロはゼロですよと、こういうように言わざるを得ない。これが現状かと思います。

そのあたりの認識について、特に工業団地としてやったけれども、製造業では無理で全方位に変えました。あるいは今後こういうものに変えます。これは、本来の開発とは違った方向に行くわけですから、当然議会のほうでも皆の知恵を出し合って、というような方向に切りかえないと、おそらく今のまま当局にお願いしていても、まず投資した財政、この後私またテンテンテンで結んだところで、町長のほうに財調活用させてもらってるけれども、というようなとこ

ろで、再度、お聞きすることになると思いますが、要は、そのあたりの町当局の考え方の一貫性、あるいは住民に対してどういうように説明されるんかがわからないから、くどい質問をしてるわけです。それについてお答えください

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） すいません、ただいまの質問ですけれども、先ほどの中で、住宅開発団地、1.3兆円の赤字っていう話で、その件につきまして、ちょっと説明させていただきたいと思います。

工業団地の造成にかかった経費、回収できるんかっていう質問もあったかと思しますので、そちらのほう説明させていただきます。

今までにかかった経費につきましては、土地購入費と立木補償費で6億4878万6000円、測量委託費と造成工事費で11億792万2000円、工業用水の負担金といたしまして8870万7000円、事務費が2845万9000円で、合計で18億7387万4000円の経費がかかっております。

そして、今までに売却した用地代といたしまして、中部プラントサービスにつきまして1億1365万円、日新化成製作所につきましては9864万円、合計で2億1229万1000円でございます。回収率でいきますと11.33%でございます。また、ユーグレナさんの借地料につきましては、3209万6000円でございます。

借入金の総額につきましては、17億6700万円で、28年度に1億3000万円を償還いたしまして、現在の借入額の合計は、16億3700万円でございます。

なお、工業用地として現在残っている面積につきましては、2万8513坪でございます。例えば、この土地平均5万5000円の坪単価で売却できたとしたら、15億6821万5000円となり、借入額に対して6878万5000円の事業赤字となります。また、5万円で売却できた場合は、14億2565万円で、借入額に対して2億1135万円の赤字となります。そして、今単価決めさせていただいてます、5万8000円で売却できたら、16億5375万4000円となり、借入額に対して、1675万4000円の黒字となります。

しかし、町道や工業団地ののり面、そして1号・2号調整池の面積、5万7271平米、坪に直しますと1万7355坪につきましては、町有地でございますので、その分につきましては、町の財産となります。

この部分につきましては、町で購入してもらわなければ、借入金の返済ができないということになります。

先ほどの質問で、6月議会で雇用創出についての質問で、ありましたけども、6月議会でお答えさせていただいたとおり、製造業、設備投資額が非常に大きく、そして雇用もたくさんあり、そして税収も見込まれるので、製造業を基本にこれまで進めてまいりましたが、数年前から深刻な人手不足が出てきておりますので、そういう考えから、規模の割には雇用の比較的少なく済む、流通やデータセンターなどの業種も含めて、全般的に取り組んでいこうということで、6月議会で答弁させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今、5万8000円っていう数字が盛んに昨日から出てます。昨日木戸口議員があちらのほうで水耕栽培のようなというようなところでも、この5万8000円という数字が出てまいりました。

要は、あそこの工業団地の潰してそれだけの工場というような意味での生産力と申しますか、できるイオンであれば、それもアリだと思う。しかし、今言われる5万8000円、今具体的に出ているユープみえであるとか、来る折に、町道をつくりますよ、先ほど副町長言われました。町道については、売れる面積に入らないわけですね。のり面も入らない。要は、そういうようなものを、差し引くと、非常に現在残っている負債を回収っていうのは難しいような状況になりつつある。しかし、それはそれで、一生懸命でやってもらってるんですから、いいですけども、今後、ボールが返って来るとは思いますが、ユープみえでしろ、ユウグレナにしる、その他の諸々のもの、ずっと引いて行って、先

ほどの町道あるいはのり面と同じように引き算していったら、残りこれ 10 万円
で売らないと採算取れないよと、こういうような報告がなされないように、更
なるご努力をいただきたいと思います。

もし、仮に、そういうようなケースが起こり得るのであれば、町民としては、
工業団地という感覚でもないもの、これについては、前回私がこういうことも
あるんじゃないかっていうようなことが私の頭の中にはありますよ、と言った
ところが、町長はここで言ってくださいよ、というような発言があったかと思
います。これは、一番初めにも言いましたように、私たち議員も町長も二元代
表制で、住民から直接選ばれてるですから、それぞれの考えがあって、住民に
何をしたらいいかっていうのを盛んに考えてるわけですから、大変申しわけな
いですが、私は町長の部下ではありません。要は、互いに切磋琢磨して、住民
のためにどういうことをしたらいいんかっていうのをいろいろ情報を集めて
進める。それが私は議員としての仕事だと思う。ですから、これは例えがいい
かどうかわかりませんが、町長のその言われた私の案を言ってくださいよって
いうのは、トランプゲームでしたらね、相手にカードを見せてくださいよと
同じなんです。私の次元ではね。もっと町長は高い次元でお考えでしょうか
ら、そういうように思われたいでしょうけど。ですから私は、先ほどからくど
いように言ってます、住民の意見を吸い上げる、あるいはそれを吸い上げるよ
うなものの組織がきちっと私らの目に見えるような形で反映されるような、町
の運営が目に見えてきたら、その場ではお話しします。こういう方法もあります
よって。ですけれども、現時点では、それが私には見えていないから、私の頭
の中を町長にお話することはできないと、こういうことです。

ですから、常に町当局と議員は別々の土俵でいろいろ町民のために何ができ
るか、これを探すっていうのが仕事だと思ってますんで、私は自分の頭の中を
そういう場では、こんなこともあってもいいんと違うっていうような話はしま
す。しかし町長に直接お話しするようなことはないと思いますんで、そのあたり
のはき違えはなさらないでいただきたいと思います。

それでは、もう最後のほうにまいりますけれども、2項目目の③です。

町長は前回に、「財調を活用させてもらっている。町の町政運営、また予算運営に支障をきたしているというんなら、我々は本当に反省しなければならんと思うんですけれども」というようなのが、さっきお見せしました附箋のつけてあったやつです。あちらのほうに町長からご回答いただいているわけですが、このあたりのことについて、私はこれ今日でも3回目になります。ゼロはゼロ。ですから、本来は戻ってないんですから、町の事業運営にはね、それなりの足かせ、要はあれが戻っていれば、新たにこういうようなほうへいく、あるいは諸々のことやりたいということが、スタート切れないよ。だから、私は足かせだと言ってる。要は、やりたいこと、まだないからじゃないんです。私らもやってほしい。道のこともそう、福祉のこともそう、いろいろやってほしいことあるけど、あれが戻ってないから、使えないんです。それは私のほうから言えば、足かせなんです。それについての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） まず工業団地ですけども、初めは働く場の確保、町の活性化、主にそういうことを掲げておりましたが、確かに、議員おっしゃるように、今、働く場の確保よりも働く人の確保のほうが、時代の背景でだんだん難しくなってきました。

議員おっしゃられた財調を活用してこれが大きく足かせになつとると、いろんなもののスタートが切れないとおっしゃっていただきましたけども、町の予算、町の事業運営っていうのは、年間予算だいたい同じ金額、70億ぐらい前後で動いています。2、3年、多い時には74、5億もありますけども。だいたいこの中でお金があるから今年は町単倍にしようかということはやりません。そんな施策はやりません。だいたい前年にかかわってこういう事業を継続してやってく。やってく事業の中身っていいものはこの前の私の答弁でありましたように、いろんな人の意見を聞いて、いろんな組織の意見を聞いて、いろんな団体

の組織の意見を聞いて、毎年アクションプランの中で、かかわってくということになります。

今、昨日のはじめの議会でもありましたように、財調は今、当時の 16 億ぐらいから今 19 億ぐらいになりました。これが多いから少ないからっていうんではなしに、前回の答弁のときも言いましたように、財調について使わせてもらっておるのは、銀行から借り入れするよりもこういう財調を使わせてもらうということで、これで町政運営に支障をきたすものではないということを私は当時は申し上げました。

もう 1 つ、工業団地をつくった大きな目的は、批判は私は甘んじて受けますけども、多気町だけではなしに、ここから南の地域もありますけども、開発できる地域、開発できる自治体と開発やりにくい自治体があるんです。これはもう議員もわかってみえると思うけども、多気町は開発できる地域になっとなで、工業団地をつくって、だから働いていただく人は、多気町だけではなしに、隣の大台町や遠いところは南伊勢から働きにきていただいています。これが 1 つの町の活性化にもつながります。工業団地、うちの今のクリスタルの工業団地だけではありません。河田にもありますし、工業団地として設定してないところでも、以前は違うところでも工場などを誘致してやりました。

こういうことで、ここだけで捉えられて言われると、今おっしゃってみえるように、私らも反省しなければならんって議員おっしゃっていただきましたけども、僕は反省していただかなくてもいいかとおもいます。

多気町だけで私は町政運営はなかなか難しい、今の時代は。連携をしてやっていかなければならん。先般の市長選挙のときに、私は市長に言ったんは、松阪市だけと違う、この地域の活性化のためにも是非、お力をお貸してくださいっていうことを言いました。今開発中のアクアイグニスもそうです。多気町だけではないっていうことを私は知事も申し上げる。中南勢地域の活性化につなげたいんやと。ですからそういう細かいエリアではなしに、皆で地域連携してやっていかなければ、これからなかなか地方自治体っていうのは難しいかなと思

ってますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 私は決して多気町だけで考えてるわけでもない。

昨日も私は議員の皆さん、あるいは総務課長にもお渡ししましたですけども、三重県の2019年度の地図。これ私県庁まで行って20部ほどもろてきました。この地図を私がなぜわざわざ県庁まで行ってもらいに行ったかっていうと、あの中に、伊勢湾岸高のくと奈良から和歌山への道、これが県の要は今後してほしいというような希望を入れた地図に大きく載っているから、我々勢和多気インター近くにいる者は、そういうようにこの南の地域の経済活性化、要は経済でいう血流が流れるような位置に内っ側になればなるわけですから、これは当然私らがもう死んだ後のことですけども。やはり、一番そういうようなこの松阪から以南、竹上市長が発案になられたんだと思いますが、全部伊勢も含め、鳥羽も含め、熊野、尾鷲に至るまでを一緒にそういう雇用とか、人口減少を歯どめかけるために、いろいろやろうよというようなことで、そういうようなこともスタートしてみえる。その中に、そういうような道、できれば今名神であるとか名阪であるとか、それよりも内っ側は、経済の流れが、血が通ってるけれども、それより外はどうしても置いてきぼりになる可能性がある。しかし、それについて県もまだ諦めてないんだから、我々もなんかの機会にはそういうことを言いながら、孫の代になるかもしれませんけれども、そういう中になるようなことをどっかではアピールしていくということをしてほしいというように、皆さんに思っていたきたくて、私は県庁まで行ってもらってきたんです。ですから決して町長の言われるように、多気町で考えてるそんな気持ちは毛頭ありません。

ですから、もっと広く、それから次世代、次々世代に夢を託せるようなものも、少しでも手掛けていく、アプローチしていくっていうのが、我々今置かれている立場で取り組まなければならない問題ではないかと思っています。

ですから、今言いましたように、ゼロはゼロとしつこく言ってますけど、それについては、おそらく次回 12 月にまた一般質問の時間をいただけるかと思えますけども、それまでには、ボールは返ってきて、私なりの検討もした上で、再度管理職の方に質問できることを期待いたしまして、私の今日の一般質問は終わりたいと思いますが、何か締めがありましたらお願いします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いろいろ田牧議員にはご心配おかけしましてありがとうございます。

今、ゼロはゼロっておっしゃっていただいたんで、まさに 100%ゼロではないと思えますけども、ちょっとは張り付いてますので。ただ、なかなか全部は埋めるのは 12 月には無理かもわかりませんが、ただ、前回他の議員のときにもお答えをさせていただきましたけども、企業誘致っていうのは、「何でも」というわけにはいかんと思います。我々は、いただいた情報を、いただいた企業さんの中身を見て、多気町へ来ていただいているいい企業さんか、これまで担当課長も言ったと思えますけども、何社かあったんですけども、その中で取捨選択をさせてもらわんと、なかなか住民の皆さん議会の皆さんに納得をいただけるような企業さんの張り付きっていうのは難しいと思えます。

ただ、昨日もちょっと言いましたように、今ちょっと見込みがありそうやなという企業さんは 2、3 社ほど今協議をしてますので、これが身につくかどうかわかりません。それで今おっしゃっていただいたような、コープみえさんも、まだ結納の段階ですので。ちゃんとお金を入れてもらってからっていうことになると思えます

それから、先ほどおっしゃっていただいた紀伊半島横断道路。それから伊勢湾岸の横断道路は、私が企画の課長自分やったんで、平成元年か、ちょっと前ぐらいに当時計画をされておりました。ところがあとで消えました。ということで、議員もそういうことを目に付けられたと、非常にすばらしいなと思いま

した。今後ともご支援をよろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） そういう意味でその地図は、まだ決して、その平成元年ではないです。あれ10年と16年ぐらい、もう一度昨日の地図をきちっと見ていただきますとわかるんですが、そういうように決して、一旦消えてますけれども、県としてはまだまるっきり消えたんじゃないんだよという意味で、盛んにそういうように一番新しい地図にも載せてるんで、今後とも何か機会ありましたら、そういうようなところについても、多方面にアプローチしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧正義君の一般質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開は、10時10分といたします。よろしく願いいたします。

（ 9時59分 ）

（ 10時10分 ）

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

8番目の質問者、松木豊年君の質問に入ります。

5番、松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 松木豊年です。一問一答方式で、4つの項目で質問をさせていただきます。6月議会に続いて、最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

6月議会するときには、放映について、トラブルが生じましたけれども、くれぐれもそういうことのないように、強く苦言を呈したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4つの項目ですけれども、通告書にも記載してありますが、LGBTも安心して住めるまちづくりについて。2番目が、多気町の管理職の女性の割合を高める努力について。3点目が、これからの図書館のあり方について。4点目が、安全・安心の道路整備について、であります。同僚議員が部分的には幾つか質問を先にしていただいている部分もございますので、重複はなるべく避けるようにして、進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に当たりまして、手づくりのちょっとボードの資料をつくりました。議長の許可をいただきましたので、お見せしながら、質問をさせていただきたいと思います。

まず、「LGBT」です。それぞれレズビアン（女性の同性愛）、ゲイ（男性の同性愛）、バイセクシャル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、それぞれの英語の頭文字をとったものであります。性的少数者の総称というふうに言われております。

しかし、最近ではこのLGBTもさらに多様な性的な指向や性自認のあり方が明らかになってきまして、「LGBTs」複数形の「s」ですね。や「LGBTQ」。「Q」はクエスチョン、あるいはクエスチョニング、というのは自分の性がわからないという意味ですね。それだとか、意図的に自分の性を認めない、こういう考え方。あるいはクィア、性的マイノリティーの総称の「Q」の文字を後につけてですね、LGBTっていう考え方もさらに多様化しているというのが、最近の動向であります。

そうした中にありまして、「SOGI」という考え方が広く広まってきております。「SOGI」とは、セクシャルオリエンテーリング（性的な指向）ですね、の「SO」です。それとジェンダーアイデンティティ（性自認）のそれぞれ頭文字をとって「SOGI」というふうに言われています。

この考え方は、性的少数の方たちも異性愛者も、全ての人が多様な性的指向や性自認を認め合おうとする、そういう意味で使われております。

私が今回質問に当たりまして、性的少数者と言われるLGBTに関する調査

が、2015年の電通総研の調査で、7.6%にLGBTの方が、当事者がいるというような、かなり大規模な調査ですけれども、結果が出ました。

これらを受けて、日本でもこの問題について、つまり性的少数者の人たちの人権や権利の問題について、真剣に考えるような流れが急速に広がってきたというふうに認識をしております。

つまり、13人に1人の割合で、そういった方々がいるということになりますので、この議場の中でも、何人いらっしゃるのでしょうか。議員さんは私を含めて12人ですから、議員の中には1ぐらいは当事者がいるのではないかと。これは割合の問題ですよ。それぐらい性的少数というふうに言われていますけれども、かなり大きな問題であるというふうな受けとめ方が広がっています。

これまで、どちらかという、自分とは違う、少数者の人たちの人権問題だというふうに考えられて、対応されてきましたけれども、その時代は過ぎて、先ほど申し上げましたように、SOGI（性的少数者）も異性愛者も、全ての人の多様な性的指向や性自認を認め合うという考え方に基づいて、誰もが生きやすい社会をつくっていく。こういう取り組みとして、今日求められてる問題だというふうに思います。

そこで、第①項の質問であります。

このLGBTの性的少数者の人権は広く存在しておりますが、中でも我が国は、同性による結婚が認められておりません。今、同性婚を認められないために、訴訟にもなっているような状況にもあります。外国では、これ認められている国もたくさんございます。

このことにかかわって、同性パートナーシップ制度をつくって、こうした人たちの権利を少しでも前に進めようという取り組みが進められてきました。2015年4月には、日本で最初ですけれども、東京都の渋谷区がこの同性パートナーシップというのを制度として導入しました。翌年の4月に県内では伊賀市も導入をしております。今年7月までに、全国的には24の自治体、そのうちの1つは茨城県、県段階でつくっておりますが、こういうところも出てお

ります。

この同性パートナーシップはですね、公営の住宅に入居するときの保証人になったりだとか、あるいは病院で親族の立ち合いが必要な場合に、同性パートナーシップの届け出がされていれば、親族と同様な扱いを受けられるというようなことだとか、その後もいろいろ結婚相手と同じような待遇や権利が望まれるということで、制度としてはいろいろ進化をしている中身であります。

この同性パートナーシップの制度に代表されるように、こうした性的少数者の方々の権利をしっかりと制度としても、前進をさせていくためには、自治体として、町として、必要な条例を制定したり、あるいは要綱を設置するなどして、前進させることが必要だと思います。

そこでお伺いしたいのは、多気町において、これまでこの分野の問題についての検討がどのようにされてきたのか、あるいは今後どのように考えておられるのか、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの質問にお答えいたします。

多気町におきまして、現在条例制定、要綱の設置に向けての検討は実施しておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 今後、検討のご予定とかはございますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今のところ、当町といたしましては、検討の予定はございません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

先ほど私、申し上げましたように、少数者の皆さんの問題ではないという捉え方に立ってですね、今後積極的な検討をお願いしたいと思います。

さらに、質問に移ります。

LGBTについての職員研修や、町民への啓発活動、あるいは学校教育などでの学習などの取り組みが極めて重要だと思えますけれども、これらについて、取り組み状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度の多気中学校区の人権フォーラムでは健康福祉課の男女共同参画係と連携し、講演会を開催させていただきました。演題を「性別って2つだけ？～多様な性のあり方」とし、LGBTの理解、啓発を目的に実施しております。学校におきましては、それぞれの学校においてLGBTについての学びを実施していただいています。今回の人権フォーラム前後に学習会等を開催しております。

また、今年度はLGBTの講演会を一般住民向けに開催していく予定であります。職員研修については、実施しておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 学校教育での取り組み、ございましたらご紹介いただけますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） LGBTにつきましての、学校教育でどのような取り組みをしているかということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

各小学校は、学校教育経営計画の重点項目の1つに人権教育を位置付けておりまして、また、多気町人権教育カリキュラムに基づいた年間計画を作成し、授業を行っています。

昨年度につきましては、LGBTに関して、町内全小中学校で学習をしています。そのLGBTの学習のスタートとして、児童生徒の各校の代表が、多気町人権教育推進協議会現地学習会というのがございまして、そこに参加をし、人権協議会委員さん、さらに人権審議会委員さん、15名とともにLGBTの人権について、わかりやすく学ぶ機会を得ました。

その学習を受け、中学校区フォーラム実行委員が中心となり、それぞれの実行委員を中心とした中学校の生徒全員と、各小学校の5、6年生を対象とした、LGBTの方との直接の出会い学習を行いました。これが先ほど健康福祉課課長の答弁にもありました、講演会の中身でございます。

また、さらに、そこから発展学習ということで、昨年度は校区フォーラム終了後も学校が引き続き取り組みを行いました。

少し事例をご紹介をしたいと思います。

小学校では、昨年度6年生で、年間を通して「より良い社会を目指して」について学習を重ね、LGBTに対する差別解消を目指して、「外城田っ子笑顔の部屋」という組織を構成し、自らチラシやポスターを作成し、啓発を行いました。

津田小学校では、人権デーを開催し、保護者も一緒にLGBTの講演会に参加し、学習を行っています。

また、多気中学校では、昨年度の講演やその後の取り組みを経て、今年度は2年生を対象に、講師の話やクラスでの学習を予定をしています。また、教科の学習で、関連する内容時に取り入れる予定でございます。

さらに、昨年度松木議員よりご質問のありました多気中学校の新校舎のトイレにつきましてはですが、それも合わせて、ご説明のほうさせていただきたいと思っております。

新校舎のトイレにつきましては、多様なニーズに対応できるトイレを設置するという進んでおります。そのトイレの表示の仕方、あるいは使用方法につきましても、性の多様性の観点から、生徒にも考えさせ、誰でも使いやすいトイレになるようにしていく方向で現在進行中であるということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 教育の分野で、さまざまな積極的な取り組みがされているということ、改めて、私も何件かは新聞報道、外城田小学校の事例だとかも拝見はしておったんですけども、多気中の新校舎についての検討だとか、前向きな検討はされているということについて、非常に歓迎するものであります。是非、その方向で、さらに強めていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、行政上の課題についての問題に質問を移らせていただきます。

自分の性の認識をどうするか、どう自認するのかについては非常にデリケートな問題も含んでおります。

町の公文書、申請書などの公文書ですね、あるいは学校や保育園も含めて、さまざまな名簿をつくりましますけれども、それらについて、必ずしも性別を記入する必要がないものがあるかと思えます。これは先ほど学習会でLGBTの当事者の方のお話を伺って学習されたっていうお話、紹介ございましたけれども、私も、何回かそういった研修会のような学習会に出させていただきましたけれども、特に性自認についてですね、心と体の認識が不一致な人たちにとっては、自分の認識と違う性をかぶせられてしまうっていういいですか、それを認めざるを得ないっていうことはものすごい苦痛だということが共通して言われております。そうしたことをしっかり配慮をして、行政のあるいは学校や保育園の現場では、不必要な物をなくしていく努力が必要だと思います。それぞれ、該当

する内容などの検討、あるいは今後そうしたことが検討の必要性を関心しているかどうかについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保行男） ご質問の中で、男女の記載についてということでありましたけど、基本的には、法律がありまして、戸籍法とか住民基本台帳法では、性別ちゃんと載せやないかんし、生年月日やどうかというのがありますので。

これらを除きましては、これからどうして行くかということですが、県内も含めて、全国的にどういった方向に進んでいくのか、もうちょっと見極めながら、検討すべき課題ではあるかなと思っております。今はそんな程度であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 具体的な質問の中身にも載せさせていただきましたけれども、例えば、国民健康保険証に性別の記載ってというのは、必ずしも必要ないと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 国民健康保険証につきましては、国民健康保険法の施行規則の中で、その様式が書かれております。そこには、やはり保険証ですので、どこで医療機関で使う必要があるかわかりませんので、全国中どこでも使えるような様式というのが定められております。その中には、記号番号であったり、氏名、生年月日、そして性別、っていうのが様式の中で示されていますので、今現在は、それに合ったような形で、公布させてもらってます。

それと、あと、御存じのように、平成30年から、三重県が国民健康保険の運営主体となりましたので、保険証も「三重県」となっております。県内統一とした共通の印刷としてございますので、そこら辺もありますので、全体的

なですね、流れに沿ってやってございますので、もし変更ということになれば、それに従うことはありますが、現在では、性別の記載は入れてございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。性別欄があるっていうのは、今のご説明でわかりましたけれども、その性別欄に男女の記載を必ずしも絶対しなきゃいけないっていう強制的なものは含まれてるんでしょうか。あるいは、健康保険の加入者ご本人が、それを記載することを望まない場合、の対処の仕方とか、そういうことにも踏み込んで検討が必要だと思うんですね。ですので、その辺も含めて、お考えがありましたら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほど申しあげましたように、保険証のほうにつきましては、国民健康保険の施行規則に様式がございますので、その指示がございますので、それに従ってございます。

そのご本人のですね、ご希望によって、記入しない記入するというふうな取り扱いには現在なってございませんので、その法に従って今現在は保険証のほうの発行をしておるという状況です。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 特に性自認については、先ほども申しあげましたように、非常にナイーブな問題を含んでいると思います。

子供たちのその学校などの名簿についてもですね、必ずしも、男女別につくらなければいけないっていうような状況のものでもないっていうふうなもの

もたくさんあると思いますので、そうしたことをちゃんと配慮に入れてですね、やはり現場で積極的にこれはどうしても必要なのかなのか、法的な根拠があるのかとか、いうことも含めて、検討をする必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。大きな2番目の質問です。

今年度より、女性の課長職が配置されたことは、誠に歓迎すべき中身だと思っています。

男女共同参画にとどまらず、「ジェンダー平等の実現」っていう観点からも、役員・管理職の男女比を飛躍的に改善することが求められていると思います。

この「ジェンダー平等の実現」というのは、持続可能な開発目標であるSDGsの5番目の項目にもものぼっておりますので、そうした視点からも、この分野での取り組みを前進させることが求められていると思います。

「ジェンダー」とは、社会的・文化的に形成された性別を意味します。そして、「ジェンダー平等」というのは、つくられた性差を自覚することで、男女「男はこうあるべき」「女はこうあるべきだ」という意識を乗り越えて対等な関係をつくっていく、こういう努力をしようとしているものであります。

このジェンダーの平等な社会をつくろうするという世界的な動きの中で、NGOの世界経済フォーラムっていう組織が、毎年ジェンダーギャップ指数というのをつくって、それぞれの国ごとにどういう取り組みになっているのか、どういう状況にあるのかについて、毎年公表しています。

直近のものでありますが、2018年のものです。ジェンダーギャップ指数の日本はどれぐらいの状況にあるかっていいますと、調査の対象が149カ国ありまして、総合ランクでは110位です。ギャップ指数ですので、1.0になりますと、ギャップがないということになりますので、なるべくこの小数点が1に近い方がいい成績だというふうに理解できると思います。総合で110位ですけれども、経済参画では、117位。教育の到達度でいきますと、これはかなり0.994というふうになってまして、65位と真ん中ぐらいにあがっています。それと、健康

と生存率っていう分野では、やはりこれも比較的高位を占めておりまして、0.979、41位です。政治参画の分野では、非常に低くて0.081、125位っていうところになっております。

こういうことですので、経済参画のところにも、女性の管理職がどれぐらい配置されているのかっていう比率が、項目としてありますけども。こういう視点から、我が多気町の女性の管理職の配置について、大きな角度から考えてみる必要があるかと思えます。

具体的な項目で、今は大きな項目で押しなべてのあれですけれども、役員や管理職の男女比でどれぐらいあるかというところ、日本は0.152で、129位です。

我が多気町の課長職が、今まで私の知る限りではゼロでしたので、「私の知る限りでは」です。今年は、新しい年になるかなというふうに期待をしているところですが、この分野での取り組みも、非常に強める必要があるというふうに感じるところであります。

ちなみに、年収格差は103位。専門職・技術職の男女比では108位。国会議員の男女比では130位と、これは非常に低いところにあります。

以上、こうした日本全体が低いところにある、ジェンダー平等という観点から見ると、非常に低いところにあるという状況を踏まえて、多気町でもですね、是非大きな飛躍をすることが求められていると思えますので、この点についての町長の基本的な所見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） まず、議員のほうから、意識的な努力っていうことで、我々も気を抜かずに努力をさせてもらっております、っていうことをまず言わせていただいて、これまで女性の管理職っていうのは、課長職になられた方は4名おみえになります。私のこれも記憶ですけども。

もう1つ、多気町として、議員おっしゃったのと同じように、私の思いも同じであります。女性だからとか、男性だからとかいう思いで、課長職に登用っ

ていうのは考えておりません。やる気のある人、これまでの経験、部下の指導ができる、対町民に対して、きちっと説明ができる、その辺を考えて、課長にはさせてもらっております。

もう1つ、係長職っていうのは、これは職員組合との関係もあるんですけども、一応ある程度、年代で上がっておりますけど、中には、拒否をされる方が何人かおみえになります。

議員のおっしゃっていただいた全国的な数字、世界的な数字もおっしゃっていただきましたけど、多気町におきましては、たぶん県内のほかの、特に田舎のほうの町はそうかもわかりませんが、これは全国ではそうやと思うんですけども、家庭的な事情、家事がおろそかになってしまうんで、役職、責任ある役職は嫌や、それから、課員の統率をすんのが嫌やと。あと何があったかな。責任が重くなるっていうのもあったんですけども、私生活を大事にしたい、こういうような思いで、登用っていうのを係長への段階でも嫌やっていう方、私は町長にさせていただいてから課長につきましては、昨年まで手上げ方式で、「俺は課長になりたい」っていうやる気のある人を、面接をさせていただいて、これまで何人かさせてもらっていましたが、昨年からやめました。

やめた理由は、いろいろあるんですけども、責任の重さとかそんなんもあると思うんですけども、それぞれ難しい部分があったとおもいます。要するに管理職になりたくない。これは手当的なこともあるかもわかりません。けど、こんなところで、恣意的にうちが男性を課長にっていうことではありません。

ちなみに多気町で課長になってもらっておる職員につきましては、今まで幾つかの職場を経験してきて、俺はこの課でやってける。部下の指導もやってける。対町民にも説明ができる。っていう課長をそれぞれの部署に配置をさせてもらっております。ですから、ある分野ではほかの職員に負けないような責任ある回答ができる、そういう人を配置させてもらっておりますので、全く今までいったことない部署へ新しい課長として張りつけるっていうのは私はやっておりません。ただ、若い職員については、3年～5年をめどにいろんな課を

めぐって、係長になったところに、聞き取りをさせてもらって、どこが見合うかっていうのをさせてもらっておりますので、もう一遍はじめの話に戻りますけど、女性やから課長にとか、男性やから課長に、それから本人のやる気を受けて課長っていうことにさせてもらっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

この問題は、人事政策とか、その人の育成や登用にかかわる問題でもありますので、個々についての問題っていうよりも、やはり男女比について、均衡を図っていくという視点がどうしても政策的にも必要だと思うんですね。

これは、国会議員のあり方とかも努力義務でありますけども、それぞれが申し合わせをするような時代になっていきますので、ここの町議会の議員さんをどうするのかについては、ちょっとそれはまた別問題で、問題として残ると思いますけれども。やはり男女比を均衡を図っていくという、その意識的な努力抜きには成り立たないと思うんですね。やる気があるかないかだけで図るというのでは、ちょっと物足りないというふうに思います。

町長の町政報告でも、おっしゃっていただきましたけれども、ええまちづくりプランの7つの理念の中で、こういったジェンダー平等の問題とか、あるいはLGBTの皆さんの権利を拡大していく問題は、どこに含まれるというふうに理解すればよろしいでしょうか。ちょっとその点についても関連してお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） その前に、男女、課長の、私の答弁でそれだけではないとおっしゃられましたけど、一番大きいのはやっぱり課長がその仕事に対して、責任持って取り組めるどうかで、何でもかんでも数値を女性の管理職をあげる

ということになってしまうと、本人が望まない、本人は拒否をしてるんであえて登用ということになってしまふといけませんので、それを申し上げたんです。それだけ理解をしていただきたいと思います。

その男とか女とかいうのにつきましては、町は今、健康福祉課長、それから教育長も申し上げましたように、多気町では、今人権教育推進協議会であるとか、人権審議会であるとか、それから男女共同参画のことであるとか、そういった場面を通じて、この間も、外国人ももちろんそうであります。外国人の差別も起きないように。そういうことで、今、取り組みをさせてもらって、つい先日、ちょっと教育長も申し上げたかわかりませんが、鈴鹿のブラジル人学校へ行きまして、子供たちはそこで研修を、外国人やからとか女の子やからとか男の子やからとか、そんなことのないような、勉強もさせてもらってきました。私も勉強になりました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ええまちづくりプランのどの辺に含まれるかっていうのは、ご答弁を。また別の機会にしましょうか、もしあれでしたら。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） すいません、5番目にあげております、「心豊かな人を育むまち」のところで、主要施策「人権の尊重」っていうのが4番目に上げております。主な事業の中には、人権教育の推進というところでやって、その中で、今教育長や健康福祉課長が言いましたような事業に取り組みをさせてもらっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

大きな3番目の質問に移ります。図書館の問題であります。

私、6年ぐらい前に多気町に移住をしてきまして、ちょうど勢和図書館のすぐ近くに縁あって住んでおりますけれども、非常にいい図書館だなんていうふうに最初、第一印象として持ったことを覚えております。

その後、町内に2つ図書館があるということや、全部の小中学校に司書さんが配置されているというようなことも知るに及んで、非常に図書館の活動が活発だなんていう印象を持っております。

これまで、図書館及び学校図書室が果たしてきた役割について、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、松木議員のご質問にお答えさせていただきます。

当町における公共図書館が果たしてきた役割について、図書館は、一人一人がより良く生き、またより良い社会を形成していくために、さまざまな視点から判断材料を揃えていけるよう、本を選び蔵書構成を考え集めています。そして、それを皆さんに使っていただけるよう子供たち、また一般の方々にアプローチをしてきたところです。その中で、「聞く力」「読む力」「調べる力」となるよう、子供の育ちを支え、成長をつなぐ一助として、また、一人一人の問題解決や地域の振興、活性化を図る核として、役割を果たしてきたものと考えております。

学校図書館に関しましては、各校の教育活動に寄与することを目的に、児童生徒及び教職員への読書支援・授業支援を行っております。毎日司書が学校にいるということが、子供達の意欲・安定にもつながり、学校生活において大きな役割を果たしてきたと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

私も、何人か学校の先生をしておられた方で、友人がおりまして、全部の学校に司書さんが配置されているって言いましたら、「それはすごいな」っていうふうに絶賛されました。

今おっしゃっていただいたのは、子供さんのやる気といいますか、意欲がわいてくるということもそうですけども、学校の先生方も、読書のことについては非常に頼りになる存在だということは、もう間違いのないことだと思います。是非、こうした良い面をですね、生かして、今後のまちづくりに大いに貢献していただくように、願っておりますけれども、職員さんに聞きますと、なかなか運営も大変だということも伺っておりますので、関連して質問をさせていただきます。

まず私、びっくりしましたのは、全員が非正規の職員の皆さんで、図書館を運営されてるということでもあります。今回任用職員の問題が来年の4月の課題としてありますけれども、この移行に当たって、さらにいろいろ働き方や待遇などが改善されるのかどうかや、あるいは、非正規の皆さんだけでずっと今後こうしたいい面がつながれていくことが可能かどうかについても、若干私としては危惧するところもありますので、その辺についての検討されている中身、ございましたら、ご紹介していただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは先ほどの質問ですが、1つ目の質問ですが、昨日の一般質問でもありましたように、今後は総務課長の答弁でもありましたように、その制度の中で運用していくことになるかと思います。

2点目につきましては、今のところ、議員おっしゃられるんは、正職員を登用するとか、そういったことなのかなと思うんですが、今後につきましては、

そのまま、正職員でっていうことは考えておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 全協でも任用職員のことについてはご説明いただきましたし、条例についても説明を頂戴しました。その中で、パートタイム任用職員とフルタイムの任用職員の2つに今度はわかれるということの説明を受けて、フルタイムの任用職員の場合は、保育士さんに限定されるっていう説明でした。

私、図書館の職員に聞いてみましたら、勤務時間が現行では7.5で、フルタイムの場合は7.75という0.25のわずかの差ですと固定されてるっていうふうに伺っています。この0.25の差で全協でご説明いただいたいろんな条件がだいぶ変わってくるかと思えます。是非、フルタイムの会計年度任用職員のほうに司書さんたちをですね、引き上げるように検討を是非すべきだと思います。と言いますのは、これからの後任、後継者をしっかりキープするには、やはりスキルアップが必要で、経験が積まれなければ、やはり図書館の運営やなんかマネジメントもなかなか大変だということですが、非正規ですと不安定な雇用であるために、県外で常勤の求人などがあると、そちらのほうに移られる方も過去にあったというふうに、図書館司書としての専門性を生かした仕事をしたいという、その要望というか熱意が、強ければ強いほど、そういうような状況にもなっているのかなっていうふうにも、その話を伺って思ったところであります。ですので、そういった面での処遇の改善ですね。是非前向きに検討すべきではないかと思えます。

6月議会で、この新しい制度に移るに当たっての、財政措置を国がもっとやるべきだという陳情が可決されて、意見書も送付されましたけれども、全国の会議の情報を8月22日に全国の人事担当課長、市町村担当課長会議が開かれてですね、来年の会計年度任用職員の制度の実施に当たって、全国から特にいろんな要望が寄せられているので、自治財政局とともに、今調査をしていて、

来年度の地方財政計画において、適切に措置していくということが示されたそうです。ですので、これらを受けて、是非、処遇の改善に努力をして、図書館、学校の図書室も含めて、より一層のですね、安定していい図書館づくりが、図書館が存続できるようにすべきだと思いますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。もし総務課長さんのほうで、ご意見ございましたら。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今議員のほうから司書さんたちの待遇改善、処遇についてのご質問をいただきました。現在のところ、先ほど教育課長も申し上げたように、現行の形で、そのまま勤務時間等は変わらず、進める予定をしております。

あと、ご紹介ありました、国のほうで適切な措置をされるということですが、財政当局としては、その措置は一体どんな具体的な措置をされるのかを、やっぱりきちっと見分けないと、よくありますのが、「地方交付税で措置しました、ですけどほかは削っております」とかいうのが多々ございますので、財政当局できちっとそこを示されたのを見た上で、本当にそこがいわゆる地方としてはプラスになっているのかどうかというのはいよいよ見極める必要があるかと思います。「全体枠は変わりません、中で比重を変えました」というだけではやっぱり財政運営っていうのは非常に厳しくなりますので、そこはしっかり見ていきたいというふうに思いますし、前回、ご議決いただいて、国への要望も議会としてもしていただいておりますので、そこら辺も心強いなと思っておりますので、そこらあたりで見ていきたいと思います。

なお、処遇については、その司書さんに限らず、いろんな職種の方がおみえに、非常勤職員として現在あります。当然、先ほど出ました保育士さんの方々のも当然ございますので、そこは全体的にやっぱりきちっと見ていくというふうな考えでおりますけども、残念ながらちょっと、財政の部分を預かっている者としましても、正規職員となりますと、やはりかなり費用が変わってまいり

ます。負担が大きくなりますので、ちょっとそこはバランスをしっかりと見極めてく必要があるのかなというふうに思っておりますけども。

今、本当に非常勤さんは、正規職員とは違う待遇の中で、一生懸命努力はしていただいているところは大いに認めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 財政措置の見極めも含めてですね、是非前向きな検討をよろしく重ねてお願いして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問です。

安全安心の道路整備についてです。これについては、前川議員も昨日の質問で、通学路の問題などについて、質問されました。重複する部分は、避けて質問をさせていただきたいと思います。

私は昨年6月に、町長さんに、安全・安心の道路について、特に横断歩道のペイントが剥げたり、あるいは見通しがなかなかきかなくて、カーブミラーを付けてもらいたいとかいった、一連のアンケートをお寄せいただいたものを、一覧表にして28カ所、改善の要望をさせていただきました。あとで1カ所重複しておりましたので、実質的には27カ所の要望でありました。

そして、去年の秋にその要望を出させていただいたところがどういうふうに改善しているのかについて進捗状況を示していただき、そして、今回の質問に当たって、さらに1年経ってどれぐらいどうなったかについて2回目の進捗状況の説明をお願いしているところです。その概要について、すいません、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 議員のご質問と重複いたしますが、昨年6月に当該の要望書を提出いただきまして、同年の秋ごろに、一旦ご回答させていただき

ましたが、警察等への要望予定のもの等もございました。

その後、昨年度から今年度にかけて、県や警察により、実際に白線の引き直しが行われた箇所もございますが、まだまだ対応が今後の残されたところもございます。

御存じのように、県や警察におきましても、財政状況、いつも私たちも設問受けるんですけど、財政状況が厳しく、予算の確保が難しくなってきておりますが、今後ともしっかりと要望していきたいというふうに思っております。

なお、要望書につきまして、出していただいてから1年少し経った段階での状況を先日、お渡しをさせていただきましたので、全体的に少しずつの前進にしかかってないところもありますが、状況をご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

具体的なこと少しだけ入れさせていただきます。

ええまちづくり懇談会で、町長もおみえのときに、古江区の中でもちょうど農協のあるところですね、あそこの交差点と朝柄の交差点の横断歩道のペイントが剥がれてる問題が、参加者からも強く要望が出されました。

古江の交差点、バイパスのほうのほうですね、をまたがる横断歩道はペイントされてるんですけど、古江のほうに丹生のほうから入ってくほうは、されてないんですね。同じ県道なんだと思うんですけど。だから、この辺も、ちょっと縦割り要請で、同じやるにしても、そういったものがまだ残ってるんだっていうのを、この報告では、改修済という舗装済みというふうに、進捗状況の表ではなされているんですが。そんなような状況も残っているというのが実態であります。

それと、前川議員もおっしゃいましたけども、区長さんに改めて要望を出し

てもらわないと進まないとか、なんかね、住民から見ると、この問題解決してもらいたいのはもうはっきりしてるんですけども、それをどういうふうにしたら実際に財政状況は財政状況としても、進む実現できるのかっていう「見える化」がなかなかわかりづらい。ほとんど見えない状況になっているんじゃないかというふうに私は感じるところです。

これはもう担当課もいろいろまたがっているということもあって、総務課が一応窓口になって、取りまとめますよというふうに課長さんおっしゃっていただいておりますが、なかなか住民にとって、見える化が進んでいない問題だというふうに思っております。これを改善するために、何かいい秘策はございませんでしょうか。

ずっとご苦勞されている当事者のところから、いい知恵があればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今、ご質問いただいております交通安全の分野ということで、お答えをさせていただきますと、総務課におきましては、交通安全に対する要望は、一般の方もおみえになりますが、多くが当然区長さん等を通じて行われます。内容によっては、本町で対応できるものもあれば、主に警察にそのまま要望することも多くございます。

まずはですね、その見える化の一つとして、それらの当然結果が県・警察等からまた当然町のほうに返ってまいりますので、それらについては、例えばできるのであれば、いつできるであるとかですね、それから、今の現状ではちょっとできないという警察の回答がある場合もあります。それから、まだちょっと検討中ということで、まだ結果が出てないということなどもございます。それらについては、個々の案件につきましては、各区長さんのほうにはご連絡をさせていただいておりますが、ただし、そのすぐということもでもなく、やっぱりちょっと時間がかかるものもございます。それ以外のものについてはまず

できる限り早く対応は行えるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

あわせて、一般町民の方から直接例えば総務課のほうにお話をいただく場合がございます。例えば、防犯灯を付けて欲しい、それからカーブミラーを付けて欲しい等がございます。ただ、これが現状に設置となりますと、例えば防犯灯につきましては、現在は自治会からご申請いただいて、自治会の補助をさせていただいて、設置をいただく。それから、カーブミラーにつきましても、やっぱり地元の自治会へこう設置をさせていただくこととなりますので、これも区長さんを通じてというふうな形をとっておりますので、住民さんからときどき直接お話をいただく場合がございますが、結局最終的に設置なり負担をお願いするのは、自治会になりますので、やっぱりこれだけはきちっと区長さんの話を通さないと、勝手にカーブミラーを設置したとかですね、町のほうでということになりますと、また問題も起きますので、ちょっとそういうことで、一旦、自治会のほうにお話を通して、自治会としてどうされますかというのを伺って、設置に至るといこともございますし、それから、いつも秋ごろにいろんな申請、御存じのように自治会から、例えば交通安全に関しても要望とかいただいております。先ほどは財政は別というふうにおっしゃられますけど、財政の回し方としてはやっぱり当初予算に計上をして、ということで、いきたいと思いますので、要望いただいてからちょっとお時間が、実際の設置までお時間かかる場合もございますので、そういった点もご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

今、秋ごろに要望の集中があるというご説明でしたけれども、例えば、緊急の場合は別にしても、毎年、すぐに実現しないことも、結構ありますよね。で

すので、各住民の皆さんにも、例えば要望を取りまとめるには、区長さんについてごらまでに出してもらって、区長さんからまとめてもらうとか、そういうアクションの起こし方を町民の皆さん一人一人がわかりやすいように、示していくというの、見える化を進める上で、大事なことかなと思うんですね。

それと、個々に返事を返すのではなくて、町全体として、県にこういうふうな要望を出している、そのうち、これらについてはこうなった、これらについてはまだだとかっていう全体が見えることも大事だと思うんですね。そういうことの工夫がやはり一人一人の町民の皆さんに見える化を進めることにつながっていくのではないかと思いますので、私が一覧で要望を出してですね、毎年これについてどうなってますかっていうことを、議員として聞くのも、これは大事かも知れませんが、やはり、これはこれで議員の仕事の1つとしてやることにやぶさかではございませんが、やはり町の仕事として、県に要望することについても、大きな仕事だと思いますので、そこが全体が見えるようにしていく工夫を是非、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） できる限り、どちらかというと要望というよりも結果ですね、結果をたぶん皆様お知りになりたいという部分で、予算上では当初予算のところにこういうことを採択しました、採択不採択とかいうところで、一部は出てはまいりますけども、あとそれ以外のところでは、1つ見える化としては、教育委員会が対応します通学路にかかわっての部分がございまして、まあ通学路に限らずいろんなところでのそういう白線であるとかいうのもあるかと思いますが、今後できる限りそういったことの早く対応できることと、それからその結果ですね、についても、また創意工夫しながら、皆様にお伝えできるような体制をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 8月23日に、これ三重県全体が、三重県全部の市や町が、今おっしゃられたような交通安全施設、それから安全の標識、そういったところに欠けているところがたくさんありますので、県警本部の交通課長さんでしたかな、三重県町村会として、要望も出しておりますので、その辺だけご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 町民の皆さんは、すぐに実現できることはもちろんいいことだと思えるんですけども、いつになったらどうなるのか、結局これはもう言ってもだめだったらだめで、どうするかっていうことも含めてですね、わかりたいっていうことが非常に大きなものとしてあると思いますので、そういう努力を是非強めていただくのを最後に強く要望しまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木豊年君の一般質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

ご苦労さんでございました。

（ 11時11分 ）